

平成19年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 3月6日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告について	4
会議録署名議員の指名について	4
会期の決定について	4
議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第3号 諸般の報告について	5
発議第 1号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	5
議案第 3号 町長専決処分について（平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号））	6
議案第 4号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）	7
議案第 5号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について	8
議案第 6号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	22
議案第 7号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号）について	24
議案第 8号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	26
議案第 9号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	30
議案第10号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について	31
議案第11号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	32
議案第12号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	35
議案第13号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第5号）につ	

いて	3 6
議案第 1 4 号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について	3 8
議案第 1 5 号 出雲崎町副町長定数条例制定について	4 0
議案第 1 6 号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	4 0
議案第 1 7 号 出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定について	4 1
議案第 1 8 号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定 について	4 3
議案第 1 9 号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 5
議案第 2 0 号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に 関する条例の一部を改正する条例制定について	4 6
議案第 2 1 号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定につい て	4 7
議案第 2 2 号 出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基 金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 8
議案第 2 3 号 財産の無償貸付けについて	4 9
議案第 2 4 号 長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について	5 0
議案第 2 5 号 長岡地域広域行政組合規約の変更について	5 0
議案第 2 6 号 寺泊老人ホーム組合規約の変更について	5 1
議案第 2 7 号 町道の路線認定及び路線変更について	5 2
議案第 2 8 号 平成 1 9 年度出雲崎町一般会計予算について	5 3
議案第 2 9 号 平成 1 9 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	5 3
議案第 3 0 号 平成 1 9 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について	5 3
議案第 3 1 号 平成 1 9 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	5 3
議案第 3 2 号 平成 1 9 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	5 3
議案第 3 3 号 平成 1 9 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	5 3
議案第 3 4 号 平成 1 9 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	5 3
議案第 3 5 号 平成 1 9 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	5 3
議案第 3 6 号 平成 1 9 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	5 3
予算審査特別委員の選任	8 4
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	8 4
散 会	8 5

議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 7
出席議員	8 8
欠席議員	8 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	8 8
開 議	8 9
議事日程の報告	8 9
一般質問	8 9
田 中 政 孝 君	8 9
日 山 正 雄 君	9 8
中 川 正 弘 君	1 0 6
中 野 勝 正 君	1 1 8
山 崎 信 義 君	1 2 3
南 波 榮 一 君	1 3 3
田 中 元 君	1 3 7
田 辺 雅 巳 君	1 4 6
散 会	1 5 3

第 3 日 3 月 1 6 日（金曜日）

議事日程	1 5 5
本日の会議に付した事件	1 5 6
出席議員	1 5 7
欠席議員	1 5 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 7
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 5 7
開 議	1 5 8
議事日程の報告	1 5 8
議案第 1 4 号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について	1 5 8
議案第 1 5 号 出雲崎町副町長定数条例制定について	1 5 8
議案第 1 6 号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	1 5 8

議案第 1 7 号	出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定について	1 5 8
議案第 1 8 号	出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 5 8
議案第 1 9 号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 5 8
議案第 2 2 号	出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 5 8
議案第 2 3 号	財産の無償貸付けについて	1 5 8
議案第 2 5 号	長岡地域広域行政組合規約の変更について	1 5 8
請願第 1 号	プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願書について	1 5 8
陳情第 1 号	関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情について	1 5 8
議案第 2 0 号	出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 6 2
議案第 2 1 号	出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 6 2
議案第 2 4 号	長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について	1 6 2
議案第 2 6 号	寺泊老人ホーム組合規約の変更について	1 6 3
議案第 2 7 号	町道の路線認定及び路線変更について	1 6 3
陳情第 2 号	「日豪 E P A / F T A 交渉に対する」陳情書について	1 6 3
議案第 2 8 号	平成 1 9 年度出雲崎町一般会計予算について	1 6 5
議案第 2 9 号	平成 1 9 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 0 号	平成 1 9 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 1 号	平成 1 9 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 2 号	平成 1 9 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 3 号	平成 1 9 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 4 号	平成 1 9 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 5 号	平成 1 9 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 6 号	平成 1 9 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	1 6 5
議案第 3 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 6 7
議案第 3 8 号	教育委員会委員の任命について	1 6 8
発議第 2 号	最低賃金の引き上げ及び制度の抜本改正を求める意見書について	1 6 9

発議第 3 号 日豪 E P A（経済連携協定）／ F T A（自由貿易協定）交渉に関する意見 書について	1 7 0
議員派遣の件	1 7 1
委員会の閉会中継続審査の件	1 7 1
議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件	1 7 2
閉 会	1 7 2
署 名	1 7 3

平成19年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 11日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
3月 6日	火	本会議第1日目（招集日）
7日	水	休 会（議案調査）
8日	木	予算審査特別委員会
9日	金	休 会（議案調査）
10日	土	休 会
11日	日	休 会
12日	月	休 会（議案調査）
13日	火	本会議第2日目（一般質問）
14日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
15日	木	休 会（議案調査）
16日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(3 月 6 日)

平成19年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成19年3月6日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第 6 発議第 1号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 7 議案第 3号 町長専決処分について（平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号））
- 第 8 議案第 4号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）
- 第 9 議案第 5号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について
- 第10 議案第 6号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第 7号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第 8号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第 9号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第10号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第11号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第12号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第13号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第18 議案第14号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 第19 議案第15号 出雲崎町副町長定数条例制定について
- 第20 議案第16号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第21 議案第17号 出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定について
- 第22 議案第18号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 2 3 議案第 1 9 号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 4 議案第 2 0 号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 5 議案第 2 1 号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 6 議案第 2 2 号 出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 7 議案第 2 3 号 財産の無償貸付けについて
- 第 2 8 議案第 2 4 号 長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第 2 9 議案第 2 5 号 長岡地域広域行政組合格約の変更について
- 第 3 0 議案第 2 6 号 寺泊老人ホーム組合格約の変更について
- 第 3 1 議案第 2 7 号 町道の路線認定及び路線変更について
- 第 3 2 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 3 3 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 4 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
- 第 3 5 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 6 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第 3 7 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第 3 8 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 3 9 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第 4 0 議案第 3 6 号 平成 1 9 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１０名）

１番	小 林 泰 三 君	２番	田 中 政 孝 君
３番	中 川 正 弘 君	４番	田 辺 雅 巳 君
５番	田 中 元 君	６番	中 野 勝 正 君
７番	南 波 榮 一 君	８番	山 崎 信 義 君
９番	日 山 正 雄 君	１０番	高 橋 速 円 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 則 幸 君
助 役	小 林 忠 敏 君
教 育 長	佐 藤 亨 君
総 務 課 長	山 田 正 志 君
町 民 課 長	徳 永 孝 一 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 信 男 君
産 業 観 光 課 長	加 藤 和 一 君
建 設 課 長	玉 沖 馨 君
教 育 課 長	関 川 政 敏 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	河 野 照 郎
書 記	小 野 塚 千 春

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円君） ただいまから平成19年第2回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告について

○議長（高橋速円君） 議会運営委員長から、3月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（高橋速円君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、南波榮一議員並びに8番、山崎信義議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（高橋速円君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの11日間に決定いたしました。

◎議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。

例月出納検査の結果について、監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありましたので、報告いたします。

◎議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

○議長（高橋速円君） 日程第4、議会報告第2号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定により、お手元に配りました請願文書表並びに陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告します。

◎議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第5、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

初めに、長岡地域広域行政組合議会について報告します。去る1月18日に長岡地域広域行政組合1月臨時会が開かれ、本議会からは議長と日山副議長が出席してまいりました。お手元に配りましたとおり条例2件が可決され、監査委員の選任について同意されました。

次に、新潟県町村議会議長会第60回定期総会について報告します。去る2月16日、新潟東映ホテルにおいて新潟県町村議会議長会第60回定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり予算総額2,483万3,000円とする平成19年度一般会計予算等、議案4件が可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（高橋速円君） 日程第6、発議第1号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎信義議員。

○議会運営委員長（山崎信義君） ただいま議題となりました発議第1号について提案理由を説明します。

町民に開かれたわかりやすい町議会を目指して、地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行されたことに伴い、議員全員で協議し、さきの12月定例会において会議規則並びに委員会条例などについて所要の改正を行いました。このたび12月定例会で試験的に実施した結果を踏まえ、傍聴者の利便性に配慮し、十分な審議時間を確保するため、町議会の会議規則第9条第1項中の会議時間「午前10時」を「午前9時30分」に、「午後5時」を「午後5時30分」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 町長専決処分について（平成18年度出雲崎町一般会計補正予算
（第7号））

○議長（高橋速円君） 日程第7、議案第3号 町長専決処分について（平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、中央公民館1階部分の各部屋冷暖房機までを地下埋設してある配管に漏水のあることが判明しましたことから、一般会計補正予算（第7号）で、10款教育費、公民館費の中央公民館冷温水管修繕工事費を急遽平成19年2月9日付で専決処分を行いました。

歳入は、地方交付税普通分を追加計上しております。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額278万3,000円を追加し、予算総額を32億3,525万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今ほどの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

漏水ということで急遽専決をさせていただきましたが、2月16日に入札を行いまして、既に業者が現場に入って工事の方向っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）

○議長（高橋速円君） 日程第8、議案第4号 町長専決処分について（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの新潟県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、平成19年4月1日から新潟市の政令指定都市移行が確定していることに伴い、行政区が設置されることにより、規約第4条中の組合事務所の住所に行政区の「中央区」が追加されることとなります。

第8条、第9条、第10条につきましては、昨年6月の地方自治法の一部改正の施行に伴い、収入役の廃止、会計管理者の設置等に伴う変更が必要となったものであります。

また、組合が共同処理する事務の一部に糸魚川市、見附市が加わることにより、別表第2の変更が必要となっております。

以上のことから、組合の県への規約変更の許可申請のために構成市町村への規約変更の要請があったことに伴い、平成19年1月31日付で専決処分を行いました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今ほどの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

本町の一部事務組合の加入につきましては、今回の県総合事務組合、また議案第24号、25号でい

ずれも規約改正をお願いしております長岡地域広域行政組合、寺泊老人ホーム組合の3組合となっております。県総合事務組合におきましては、国までの手続というふうなことになります。2月上旬まで各構成市町村からの規約改正の提出を求められていたということで専決をしております。また、他の2組合につきましては県への手続というふうなことで、時間的なずれがあるということで本定例会に2件につきましてはお願いしているというふうなことでございます。

別紙で新旧対照表を提出してございますが、町長の説明のとおり4条の新潟市の政令指定都市への移行に伴いまして、現在の新光町の前に中央区がつくというふうなことにあります事務所の住所の変更、また昨年の自治法の改正に伴いまして、8条、9条、10条の改正、また別表2で共同処理事務の2、3の公平委員会事務に新たに糸魚川市が加入する、また6、7の公務災害補償事務に見附市が加入するための改正というふうなことで、別表の8、12は事務上の根拠として引用している消防組織法の改正に伴う条文が変更になったというふうなことで、そのための改正というふうなことでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号　平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（高橋速円君） 日程第9、議案第5号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明申し上げます。

平成18年度の当初予算は31億5,300万円でスタートいたしまして、今まで7回の補正を重ねてまいりました。このたびの予算補正は、年度末を控えての事業完了、または執行見込みによる係数整理が主たるものとなっています。歳出から各款ごとに主なものを申し上げますと、2款総務費で旧出雲崎小学校駐車場整備工事費を新たに計上し、財政調整基金積立を追加いたしました。

3款民生費では、1項社会福祉費で後期高齢者医療に関連して、国保会計への繰出金の追加、新規電算処理システム整備に伴う委託料、繰越明許費を計上いたしました。また、補助金、扶助費等の精算、見込みによる増減が主なものとなっております。

4款衛生費では、2項清掃費で廃棄物処理事務委託料の追加をしております。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費で本年度県単の追加事業認定となりました酪農組合のマンガン除去装置設置事業補助金を新規に追加いたしまして、その他は事業執行に伴う精算によるものが主たるものであります。

7款商工費につきましては、尼瀬のくるまや旅館裏の石油やぐらC2のハズをとるための施設修繕料の追加、天領の里事業運営基金積立の追加を計上いたしました。その他は、事業執行の見込みによる増減となっております。

8款土木費につきましては、事業執行に伴う減額、繰出金の減額が主なものとなっております。

9款消防費につきましては、常備消防費の消防事務委託料の追加、また、事業執行見込みに伴う減額補正をしております。

10款教育費につきましては、3項中学校費において生ごみ処理機の修繕のため、物品修繕料、液晶プロジェクターの故障に伴い、急遽教材備品の追加を計上しております。

11款の災害復旧事業費では、昨年7月の豪雨による林道施設災害復旧費分の追加事業費を計上いたしました。また、第3表に繰越明許費を計上しております。

12款公債費では、長期債の利子を減額しております。

次に、歳入では町税、普通地方交付税の留保分を全額計上し、また事業費の確定、見込みに伴う町債の補正、国庫支出金、県支出金等について、歳出の精算見込みとともに補正をしております。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1億2,361万9,000円を追加し、予算総額を33億5,887万7,000円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、補正予算事項別明細書の歳出からお願いいたします。262ページをお願いいたします。歳出全体を通しまして、執行見込みによる減額というふうなことでマイナスが多くなってございます。総務費の1項総務管理費、また3項戸籍住民基本台帳費につきましては、全体的に執行見込みによる減額というふうなことでございます。追加分といたしましては、主に申し上げますと、総務費の文書広報費、例規集の追加追録がでございます。年度途中、国民保護条例、また障害者自立支援法関係での要綱整理等で例規の加除分が増えているというふうなことで追加をさせてもらっております。

それと、5目財産管理費、旧出雲崎小学校駐車場整備工事というふうなことで、旧出雲崎小学校、良寛記念館全体を考えまして、旧出小のグラウンド桜並木側に六十数台程度の普通車を対象としましたクラッシャーラン、またコンクリート、廃材再生クラッシャーランを敷いた駐車場、またため池のフェンス等の改修、整備をさせていただくというふうなことで予算計上を追加でしてございます。

それから、10目の財政調整基金費でございます。財政調整基金積立というふうなことで1億8,500万円を今回積み立て予算計上してございます。普通交付税の留保分にプラス執行見込みによる減を全体を見ましての積み立てというふうなことでございます。これによりまして、18年3月末で12億8,800万円の残高というふうなことになります。

続きまして、3款民生費につきましても全体的に執行見込みによります委託料、補助金、扶助費の減額が主なものとなっております。特に追加された部分につきましては、おめくりいただきまして264ページをご覧いただきたいと思います。下の方で3目でございます。国民健康保険事務費についてでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金の追加というふうなことで計上してございますが、後期高齢者医療制度に伴いまして、国保会計での電算システムの改修分の繰出金というふうなことで一般会計負担分を計上してございます。

続きまして、266ページご覧いただきたいと思います。10目後期高齢者医療広域連合事業費、これにつきましては後期高齢者医療制度電算システムの整備改修事業委託料を計上してございます。平成20年度から特別会計の設置というふうなことになります。その19年準備経費といたしまして、今回2分の1国庫支出金が補助が当たっておりますが、20年度からの特別会計設置に伴いまして、とりあえずは一般会計で整備をするというふうなことで、今回計上するとともに、19年度事業というふうなことにこれからですとなろうと思いますので、繰越明許費として全額を19年度へ繰り越すというふうなことで、249ページに第3表に繰越明許費計上してございますが、そこでの全額繰り越しの対応というふうなことでよろしくお願いいたします。

続きまして、4款衛生費でございます。これにつきましても事業執行の見込みによる減額が主な

ものとなっております。ただ、268ページ、塵芥処理費についてでございます。廃棄物処理事務委託料、ごみ処理場、最終処分場の今回追加というふうなことで追加補正をしてございます。

続きまして、6款農林水産業費でございます。これにつきましても事業執行の見込みによる減額が主なものとなっておりますが、3目の農業振興費、これ今ほど調書の説明のとおり県単の追加事業認定となりました酪農組合のマンガン除去装置設置事業補助金を新規に計上いたしております。そのほかは、事業執行に伴う精算によるものが主なものとなっております。あと269ページの繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金の減というふうなことで、これにつきましては農排会計での工事費の減、また財源振替によります関係の予算の減、会計予算の農排会計の減額によりまして一般会計の繰出金が減額というふうなことになってございます。

続きまして、林業費につきましては林業振興費で民有林造林事業の関係で、全体を通しまして収益分も増えておりまして、補助金の追加というふうなことで今回計上してございます。

続きまして、270ページ、商工費をお願いいたします。商工振興費の中の町中小企業信用保証料補給金追加というふうなことで、これ一般資金の部分で利用が多いというふうなことで、信用保証料の部分での町の給付金が追加というふうなことで計上してございます。

あと観光費の施設修繕料追加につきましては、これ今ほど町長の説明のとおり石油やぐらC2のハズの部分の施設修繕というふうなことで追加計上でございます。

それと、271ページ、5目石油記念公園建設費、これにつきましては工事の精算によります石油記念館解体工事費の減というふうなことで減額計上をしてございます。

土木費につきましては、工事の完了、また今後の工事執行見込みによる減というふうなことで271ページ計上してございます。

次のページ、272ページ、河川費につきましても同様でございます。

また、下水道費につきましては、これ下水道会計での執行見込みによる減でございますが、下水道会計の中におきます使用料の追加、繰越金の追加計上によりまして、一般会計繰出金が減というふうなことで一般会計の繰り出しを減としてございます。

続きまして、273ページ、住宅費についてでございます。2目の街なみ環境整備費、これ財源更正を行っておりますが、当初予定しておりました工事の中、排水路工事をやっておりましたが、当初は過疎対策事業債の対象と考えておりましたが、結果的には過疎の対象にはならないというふうなことで、地方債をこの分減額してございます。

続いて、3目の住宅用地造成費、これにつきましては住宅用地造成事業特別会計で委託料工事費関係の減によりまして繰出金を減にしてございます。

続いて、9款消防費についてでございます。これも全体の執行見込みによる減額というふうなものが主なものとなっておりますが、常備消防費の中で消防事務委託料を追加してございます。これは、昨年12月に柏崎市消防署の本部に落雷がありまして、施設を一部破損したというふうなことで、

その復旧にかかわる部分での施設修繕分の委託料というふうなことで今回請求が参っておりますので、計上してございます。

続きまして、274ページ、教育費をお願いいたします。中学校費の学校管理費、物品修繕料につきましては、町長の説明のとおり中学校での生ごみ処理機の修理というふうなことで、春休み中に修理をしたいというふうなことで急遽計上させていただきました。

続いて、教育振興費の教材備品追加というふうなことで、液晶プロジェクターの故障というふうなことで、これも急遽計上させてもらったというふうなことでございます。

11款災害復旧費、275ページでございますが、これも起債額の決定によりまして地方債としまして財源更正をさせてもらっております。

続いて、276ページでございます。農林水産施設災害復旧費、3目林道施設災害復旧費でございます。これにつきましては、昨年の災害部分でございますが、当初国の補助50%計上しておりましたが、高率補助に当てはまりまして93%補助となりましたので、国県支出金を追加しまして、また地方債をその分減額しているというふうなことで財源更正を行い、さらに工事費増がございまして、その部分追加しているというふうなことでございますが、大津登ノ入線につきましては繰越明許費を計上してございます。繰り越し事業というふうなことで計上してございます。

最後に、12款公債費につきましては、起債の借り入れ予定額の減というふうなことで、長期の利子を減額してございます。

次に、今度は252ページ、歳入の方をお願いいたします。歳入、1款町税につきましては、見込みによります部分で計上してございます。

あと2款の譲与税、6款の地方消費税交付金、これにつきましては決定に伴うもので計上してございます。

10款の地方交付税につきましては、留保分がございましたが、普通交付税というふうなことの留保を全部計上いたしまして、この中には特別交付税6,000万円が入っておりますが、普通交付税ですと13億3,315万8,000円というのが本年度の決定額でございますが、予算上これにはプラス6,000万円、特別交付税足していただきましてこの計というふうな数字になっているかと思いますが、全額計上をさせていただいております。

分担金につきましては、歳出に連動してございます。

次に、254ページでございます。14款使用料及び手数料についてでございますが、商工使用料、これは時代館、石油記念館の入館者の見込みによる減額というふうなものでございます。

土木使用料につきましては、町営住宅入居者の階層が変更によりまして減額となっております。

それと、255ページ、2項の国庫補助金の下の方になりますが、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金、これにつきましては民生費の方で申し上げましたが、後期高齢者医療広域連合費の中の電算システムの改修分というふうなことで、国庫の補助金2分の1分を歳入として計上してござ

います。これを含めまして繰越明許というふうなことでお願いいたします。

続きまして、256ページ、県支出金でございます。1節社会福祉費負担金につきましては、増減がございます。これは、障害者自立支援法の関係で県負担金の名称が統合されて1本になっているというふうなことで、減額と最終的には自立支援費給付負担金というふうな形で整理をさせていただきます。

257ページ、県補助金につきましては、農林水産業費県補助金の農業費補助金というふうなことで、県農林水産総合振興事業補助金追加というふうなことで428万5,000円、これが酪農組合のマンガン除去装置の補助金というふうなことで、事業費、消費税を除きました2分の1が県補助金というふうなことで、歳出の方で説明ちょっと落しましたが、補助につきましては全体事業費、消費税を除いた部分の県費が2分の1、町が10分の3、30%というふうなことで、総体で80%の補助というふうなことになります。

続きまして、258ページでお願いいたします。この災害復旧事業費県補助金につきましては、歳出の林道災害の高率補助分の追加というふうなものでございます。

続いて、259ページ、財産売却収入でございます。土地売却収入追加というふうなことで、これはてまり団地内の分譲の中で宅地外の部分でございますが、斜面ののり面をとというふうなことで東京都の伊藤馨さんの方から申し出ございまして、雑種地でございますが、斜面の部分売却している部分でございます。

それと、19款の繰入金、基金繰入金で天領の里運営費繰入額というふうなことで、これ歳出の方で石油記念館の解体工事等減額部分につきまして基金の方も繰り入れ減としております。

続きまして、260ページ、5目雑入の中の雑入で市町村振興宝くじ市町村交付金追加というふうなことでございます。これは、平成13年度から導入されておりますが、オータムジャンボの配分金というふうなことで市町村振興協会からの追加というふうなことで計上してございます。

それと、22款町債についてでございますが、全体に事業執行の中で起債の対象となったもの、また追加したものを整理いたしまして、このたび全額計上してございます。動きの一番大きいものとしたしましては、土木債の中の道路橋りょう債で、これは川西の第2期分譲に隣接します川西4号線の改良でございますが、この部分につきましてはちょっと過疎には該当しなかったというふうなこと、また一般単独事業債もできたのですが、借りてもなかなか率が余りよくないというふうなことで、この部分起債から外してございます。あと街なみ環境整備事業債、これは先ほど申し上げました排水路分が該当しなかったというふうなこと、石油記念館の起債部分での減額分というふうなこと、あと全体の工事執行を見まして過充当とならないような形で今回補正を行ってございます。

続きまして、248ページに戻っていただきたいと思います。第2表、地方債の補正でございます。今ほど歳出で説明をさせていただきましたが、変更後の地方債というふうなことで右側の方に限度額を今回補正してございます。

それと、次のページ、249ページ、これにつきましては第3表、繰越明許費というふうなことで、歳出の方でご説明させていただきましたが、民生費での後期高齢者医療広域連合事業というふうなことで電算システムの整備、それと11款災害復旧費での林道大津登ノ入線の災害復旧事業の繰り越しというふうなことで、いずれも全額の繰り越しというふうなことでよろしく願いいたします。

あと最後になりますが、278ページ、これにつきましては地方債の調書というふうなことで載せてございますので、よろしく願いいたします。

最終的には、歳入歳出1億2,361万9,000円を補正で追加させていただきまして、最終予算額33億5,887万7,000円というふうなことで今回補正予算をお願いしたいというふうなことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 今のちょっと教えてください。249ページ、繰越明許費の民生費の金額はわかったのですが、災害復旧費の林道災害復旧事業の726万9,000円というのは、後ろの方の災害復旧費の中のどの項目とどの項目合わせてこの金額になるか教えてください。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今回災害復旧費の中で57万7,000円を追加してございます。これは、今回新規に追加の部分でございまして、既に繰越明許費の中には、繰越明許費は726万9,000円でございますので、726万9,000円から57万7,000円引いていただきますと、それは既にもう予算計上されているというふうな部分を、その部分を今回の補正とあわせて繰り越しをさせていただくというふうなことになるかと思っておりますので、直接歳出の中では726万9,000円は載っていないというふうなことでございます。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） そうすると、18年度の予算書見ないとわからないのだと思いますが、今の残った金額というのはやはり同じ林道災害の復旧工事の予算化されたものの中に繰越明許費にしなければならなかった場所があるということですね。それは、どこですか。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） それが大津登ノ入線で既に災害復旧で予算計上されている部分に追加して繰り越しさせていただくということでございます。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 271ページなのですが、土木費関係ですが、今年まだ3月終わっていないのですが、除雪作業員賃金とか除雪委託料減になっているわけですが、年間予算、除雪関係ですと800万円に予算なっているのではないかなというふうに認識しているのですが、その中のこの67万円と

300万円、除雪委託減。当然雪がないですから、あと1カ月の中で、1カ月になるのか2カ月になるかわかりませんが、3月、最近の情報だと雪が降るような感じになるかなというふうな予測されますが、これを減にした中では現時点ではどのような予算がまだ残っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） まず、7節の賃金でございますけれども、予算化したものが180万1,000円ございまして、そのうちの67万円を減額させていただくということでございますが、この補正予算を組んだ時点がまだ2月のうちに組ませていただきましたので、その時点ではまだ何回か除雪が出るかなということを想定しましたので、そういう意味では、今になりますともう出ないと思っておりますけれども、そういったことで賃金の関係でまだ100万円ほどのものが予算的には残っております。

それから、13節の委託料でございますけれども、この委託料につきましても予算は900万円あったかと思っておりますが、そのうちの300万円を減額させていただくと。残り600万円ほどございますけれども、除雪が出なくても待機料というものを支払いさしてもらうことになっております。その支払いが220万円ほどございますので、それを考えましてもまだ何回か万が一除雪が出ても大丈夫という状態になっております。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） まず、今の質問のところ、私もその質問をしようと思ったのですが、ちょっとまだ減額料が少ないのではないかなというふうに思っておりました。1回全町除雪すると大体100万円というふうに言われておりますけれども、何回全町除雪の予算残したのかなという気がしておりましたけれども、今の説明で結構です。

では、あと2点ほどお願いしますが、1点目は旧出小の駐車場の問題ですけれども、図面が添付されておきませんが、どのような形で駐車場をおつくりになるのか。これからあそこに少林寺が建物を建てるということも聞いておりますが、それとどういうふうな関係でどのような形の駐車場をおつくりになるのか、図面ができましたらお知らせ願いたい。

そして、もういいかげんだめになっておりますけれども、まだ桜の木がありますので、それを春先にまた皆さん行ってあそこで弁当広げたりする人もいられるので、それをどのようにか少しでも残してあげられるような形の駐車場の整備をお願いしたいというふうに思いますが、その辺御答弁お願いいたします。

それから、塵芥処理費、衛生費の、今回大分減額、あるいは追加、し尿処理では減額、あるいは廃棄物処理では増額されておりますけれども、当初予算の見込みよりもし尿は当然減ったから、減額したわけですが、あるいは塵芥は増えたから、増額したわけですが、どれぐらいの見込みであっ

たところにどれぐらいのものが来たのか、あるいはどれぐらいの見込みだったところにどれぐらい減ったのかということ、268ページ、お知らせ願いたいのですが。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 図面の方用意していなかったもので、本当に申しわけないと思いますが、イメージしていただきますと、小学校に上がる坂のところからすぐグラウンドに入ります。そこで、桜並木の下でございますが、ちょうど入り口から桜並木の下を通りまして車が2列に乗用車がとまれるような形で、3分の2程度米田の、米田というか、の方に向かっていきます。それで、当然桜並木の下も駐車場になります。それで、予算が通りましたら桜並木の下枝については、車がやっぱり当たりますので、おろさせていただこうかなというふうに考えております。駐車場につきましては、向かい合わせで2列ずっと、大体66台ぐらいがとめれるような、乗用車で、考えております。それで、入ります入り口、校門があります。それがやはり車が曲がるときちょっと当たるかな、とかちょっと邪魔になるかなというので、その門につきましては上の方に上げさせていただいて、一応そのまま残させていただくというふうに考えております。

それと、学校施設からグラウンドにおりてくる場合、ちょっと道路を歩くというような部分ありますけれども、池の方から階段でおられるようになっております。ただ、手すりが大分危なくなっておりますので、その辺の部分、手すりを取りかえたり、また追加したりしてちょっと危なくないような形にしたいなというふうに考えております。それから、階段からおりて駐車場までやはり歩かなければいけませんので、その部分もやはり何らかのちょっと段を敷きまして、歩けるような形にしたいなというふうなものでございます。

工事自体、舗装としてはアスファルト舗装ではなくて本当の簡易の舗装というふうなことで、クラッシャーランの上にまた再生のコンクリートがらでの再生クラッシャーランを上につめるというふうな形で、ただグラウンドと盛り上がったような形で飛び出るのはやっぱり車にとってよくないのかなというので、グラウンドから掘削いたしまして、そこにグラウンドと平らの面で一応の駐車場確保できればなというふうなことで、真ん中が通路になりまして、向かい合わせで駐車場で、片側34台になるかなと思います。国旗掲揚塔のちょっと先までの部分の工事になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） それでは、廃棄物関係のことにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

廃棄物関係につきましては、平成18年の1月1日から長岡市と出雲崎町の中で事務委託をさせていただいているわけでございます。そういった中におきまして、平成18年度の当初予算の金額につきましては長岡市の方から算定数値をいただいて計上しているわけでございますけれども、そうい

った中におきまして平成16年度の搬入割合等もその中に算入するわけでございます。その中で、特に平成17年度でしょうか、平成16年の災害、特に水害ごみ、あるいは震災ごみ等が非常に多かったわけでございますけれども、そういった災害ごみの確定量がなかなか確定できなかったということの中で、平成17年度の当初予算額でとりあえず平成18年度は計上していただきたいということで、この平成18年度の当初予算の額につきましては、し尿処理につきましてもごみ処理につきましても平成17年度と同じ当初予算の額で計算してございます。そういった中におきまして、平成16年度の災害ごみ関係等が確定量が出ましたので、その分につきまして長岡市、出雲崎町ともにこのたび補正をさせていただいたわけでございます。算定方法は、かなり細かい算定方法になっているのですが、ごみ処理場、あるいは最終処分場、それぞれ投入割、均等割、人口割との中で計算してございます。それで、平成16年度の搬入量の確定につきましては、ごみ処理場につきまして14万2,825キログラム、それから最終処分場につきましては126万9,465キログラムというようなことになってございます。さらにその計算式の中に前年3カ年間の平均量というもの……

〔「いいから、当初予算は」の声あり〕

○保健福祉課長（佐藤信男君） 当初予算の額がごみ処理場につきましては5,208万6,000円でございます。それから、し尿処理につきましては2,002万6,000円でございます。そういったことで、この差額分をこのたび減額、あるいは追加をさせていただいたというようなことでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） まず、総務課長の方にぜひ早目に図面の方お見せ願いたいというふうに思います。多分大丈夫だと思いますけれども、そのようでもいいと思いますけれども、一応また念のために図面の方お見せ願いたいと思います。

それから、塵芥処理、し尿処理ですけれども、今の説明で大体理解はできましたが、当初予算から見て、では今年の、来年度予算ですが、組んであるのはこれを引いた、あるいは増加した分も組んであるわけですね。

○保健福祉課長（佐藤信男君） そうです。

○3番（中川正弘君） 当然そうなりますよね。

○保健福祉課長（佐藤信男君） そうです。

○3番（中川正弘君） そうというのが今のお話を聞けば災害分というふうに考えればよろしいわけですね。

○保健福祉課長（佐藤信男君） そうでございます。

○3番（中川正弘君） わかりました。理解できました。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑はありませんか。

7 番、南波榮一議員。

○7 番（南波榮一君） ページ数でいうと268ページの農林水産業費の中の4目の畜産業費についてちょっとお伺いしますけれども、いい制度を導入してもらったということで、大変ありがたい制度だというふうに理解をしているのですけれども、これはマンガン除去費で県の補助が2分の1というふうにお聞きしましたし、町の補助金が33%でしょうか、何がしという補助金ということでしたけれども、これは町の補助金そのものは、この事業で交付される場合、町の補助金も数字で義務化されたものの事業だったかどうかをお尋ねしますけれども、いずれにいたしましても食の安全の中でこの制度が導入されてより安全な乳製品が皆さんに提供できるということは非常にいいことだし、出雲崎町のブランドの企業である良寛牛乳がこのことによって中身が非常に質の濃いものとなることを期待しておるもので、そういう制約がなかったら少しでも余計出ればいいのではないかなという意味を込めて質問いたしました。お願いいたします。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今ほどの件でございますが、町の補助金につきましては事業費から税を抜きましての30%補助というふうなことでございます。

また、この農林県単事業につきまして、町の持ち分の義務というのはございません。町の方で30%、義務ではないですが、つけ足しでしているというふうなことでございます。

○7 番（南波榮一君） はい、了解しました。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、中野勝正議員。

○6 番（中野勝正君） 265ページなのですが、20節の扶助費になりますか、町高齢者福祉タクシー利用料助成減ということで82万6,000円計上されていますが、この中で18年の予算自体がどのようなになっているのか。

それと、この対策としてせっかくいい制度の中で、使い切れなかったという中で、金額も多いような気がいたしますので、その対策並びに19年度の予算編成についてプラスにやってくれたのかどうか、この辺について総合的にお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ご覧のとおり金額につきましては今回実績見込みとの中で82万6,000円を減額をさせていただいているところでございます。総合的な中でというようなお話もございましたので、そのことに関連しましてお答えを申し上げたいと思いますけれども、この町高齢者福祉タクシーの利用助成につきましては、昨年の4月1日から事業の拡大と申しまししょうか、制度の拡大をさせていただいたわけでございます。そういった中におきまして、私どもとしては対象になると思われる方は一応最大限、制度上は対象になるという方は最大限度させていただいたわけでございます。また、さらに地域の民生委員さんいらっしゃいます。また、さらに町の広報紙、あ

るいは前年度該当しておられた方、それぞれ個人あての通知も出させていただいたわけでございます。そういった中で、現在利用が七、八十人程度というふうにとどまっているところでございます。私どもとしては、最大限やっぱりこれ拾い上げる必要があるということで、それこそ民生委員さんから個々を回っていただいたり、情報があつた場合には掘り起こしをする。さらにまた、昨年からは地域包括支援センターができましたけれども、そういった地域包括支援センターの中でまた情報があればお伺いする、こういった制度をご紹介申し上げるという中での今回このような減額になったわけでございます。

新年度の対策でございますけれども、またさらに何とかやっぱりそういった制度を理解されていらっしゃる方もいるかも知れません。そういったことを踏まえて、さらに民生委員の皆さん方、さらに私ども事務局は当然でございますけれども、個人あてのご通知なり、あるいは町の広報紙等、再三にわたつた中でご案内もしたいなというふうに考えているところでございます。さらに、制度的な内容につきまして、私どもはまたこれでいいというわけではございませんので、さらに見直しができる部分があれば見直しも考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） 6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） ありがとうございます。ぜひともいい制度ですので、徹底して頑張っているのだきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋速円君） 質疑途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時23分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

○議長（高橋速円君） 引き続き質疑を行います。

ほかに質疑ございませんか。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 先ほどの質問の関連みたいな感じになるのですが、現在の今の、特に265ページ、全体のことなのですが、減額されているものについて、特に福祉関係、それから教育関係の年末調整による減額というようなことが出ていますが、この減額されたもの、特に工事のものについては入札が安かったから、減額されたというのすぐわかるのですが、追跡しなくてもいいと思うのですが、こういう福祉関係の予算が減ったものについては逆に担当課あたりで、例えば簡単に言えば扶助費の、265ページ、扶助費あたりで224万2,000円減額ということになりますと、これはおむつ

ということが書いてありますが、これは住民が健康だから、減ったのだというふうなことなのか、それともPRというか、足らなくてこういうふうに使わなかったのか、そういうような全体的な各項目にわたって追跡調査をして、結果がこうだということを把握しておられますか。その辺はどうでしょう。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ただいまのご質問でございますけれども、確かに追跡と申しましょうか、実際そうなるわけでございます。例えば264ページ、上の方からいきまして5項めでしょうか、身体障害者施設訓練等給付費減222万1,000円の減になってございますけれども、これにつきましては長岡市の王見台に出雲崎町から2人入所されてございます。その関係の給付費になるわけでございますが、その方の2人のうちのお一人の方が年途中で退所されて、今ご自宅の方でリハビリと申しましょうか、療養をなさってございます。そういった関係で222万1,000円の減。それから、その下の例えば知的障害者施設訓練等給付費減でございますけれども、これは自立支援法の施行に伴いまして、給付費の算定が以前は月額報酬だったのですけれども、これがより細かく日額報酬に変更されたということに伴います269万8,000円の減ということでございます。それから、例えば今ほどちょっとお話のありました紙おむつ等の支給の関係、これは265ページになりますけれども、家族介護支援との関係の（紙おむつ等の支給）の関係でございますけれども、これにつきましては年当初55人ほど見ておったわけでございますが、それが入院をされた、あるいは施設入所をされた、あるいは転出をされた、お亡くなりになったというようなことで、今現在44人の方が支給を受けてございます。そういったようなことの中で、全体的にこういった給付費の方の減が来っていると。追跡調査といえば追跡調査になるのでしょうかけれども、そういった現実的な中でこのような結果になっているということでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ございませんか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） 275ページの社会教育総務費の中の街並みスケッチ支援事業補助金減というものです。これは泊まりに来られる方を支援する事業の減だというふうに思いますけれども、これはこれで結構だと思うのですが、この中でスケッチ画の方なのですが、スケッチ画が今現在どれぐらい残っているのかということと、それからスケッチ画をつくってから大分年数たっていますよね。大分たまっていると思うのですが、端的に言えば早く1回目のスケッチ画を掃かせてしまって次のスケッチ画をつくってほしいのです。1回目のスケッチ画余っているのだったら、町長以下、みんな執行部、議員全員が買い取るぐらいの気持ちでの冊数であればいいですけれども、1冊3,000円ぐらいだったかと思っているのですが、どれぐらい残っているのか。それから、次の冊子をつくるということになると何年か分ためなければいけませんけれども、どれぐらい今たまっているのか、そ

れちょっと教えてください。

○議長（高橋速円君） 教育課長。

○教育課長（関川政敏君） 本があるのは、120ぐらいが残っております。それで、新年度から新たに今町長さんの方もご理解いただきまして、それを早く掃かせて新しいものつくりたいということで考えているので、まだ年に1冊か2冊しか出ておりません。売っているのは、天領の里とか中央公民館で売っているのですが、1冊か2冊しか出ないもので、今120冊あると結構残るということで、ちょっとまた3割引きして大体2,000円で掃かそうということで来年度は頑張って、新たなものを、画集をつくりたいと思っているのですが、去年つくろうと思いましたが、相当やっぱり特殊な印刷みたいなので、1冊つくると結構高い、五、六千円ぐらいになるということで、今300の絵がありますけれども、そういうのも含めるともう1冊相当高い、1万円ぐらい、近くの製本になりますので、ちょっと見直して掃かせてからそういうものつくった方がいいのではないのかなと自分ながら考えておりますので、それを掃かせてから売りたいということで、できれば皆さんから1冊ずつまた買っていただいて、もうお持ちの方は別としても、販売していきたいと思っております。

○議長（高橋速円君） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） 1冊3,000円ということ自体がもう安いのです、あの本の質からすると。それがそれだけ残っているわけですから、町長、どこか出かけるときには、東京出雲崎会とか、ぜひセールスマンになっていただいて早く売っていただきたいと思うのです。また、2,000円に値下げくださるということですから、執行部の方ももちろんのこと、役場職員を手始めに議員もみんなでもう一遍見てもらって、買っていただけたと思います。私も2,000円ならもう少し買えます。知人、親戚に配っても全くいいお土産にもなりますし、2,000円で買えれば絶対安いです。ですから、ぜひ今の画集を早く掃かせて次の画集を早く出してほしいと思います。町長、意気込みこの辺でひとつどうですか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 中川議員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、そしてやっぱり今おっしゃるように案外そういういい画集でありながらそういうものがあるという、まだそういう今までの書いていただいたものの画集あるということが周知徹底されていない面があると思うのです。だから、機会を得て、おっしゃるように東京出雲崎会とか、いろんな意味でPRをしながら何とかまたお求めいただくような努力をやっぱりしていくべきだと。議員の皆さんからもまた今中川議員さんのおっしゃったような形の中でご努力いただいて、私どももひとつまたそういう機会をとらえながら、またひとつできるだけ早く消化しながら次なるステップ踏んでいきたいというふうに考えています。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋速円君） 日程第10、議案第6号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では1款の総務管理費で後期高齢者医療制度が20年4月から施行となることに伴い、国保支援金・特別業務電算委託料987万円を計上し、2款の保険給付費では、実績見込みで退職被保険者等の療養給付費と高額療養費を追加し、精算により運営準備基金の利子積み立て等を行うものであります。

歳入では、歳出予算の財源として後期高齢者医療制度創設準備事業国庫補助金250万円、支払基金からの療養給付費等交付金、財産収入、一般会計繰入金を追加して計上しております。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,314万3,000円を追加し、予算総額を5億7,358万5,000円とするものであります。

なお、この補正予算につきましては、去る2月27日、国民健康保険運営協議会を開催し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） それでは、平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、231ページ、歳出から説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の13節で国保支援金・特別徴収業務電算委託料ですが、後期高齢者医療制度の準備ということで既存の電算システムの改修987万円を計上いたしました。

2 款保険給付費、1 項 1 目の一般被保険者療養給付費は財源更正ですし、2 目の退職被保険者等療養給付費は実績見込みにより250万円の追加です。

めくっていただいて、2 項 2 目の退職被保険者等高額療養費も同じ実績見込みで70万円の追加です。

その下の7 款基金積立金は、利子分の追加です。

次に、歳入ですが、229ページをご覧ください。歳入に見合う形で4 款の国庫支出金、2 項 1 目後期高齢者医療制度創設準備事業補助金250万円は、被保険者数に応じて補助額が決まっているところ です。

その下の5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職者分として支払基金からの交付金320万円です。

次の8 款財産収入は、預金利子の積み立て。

次のページ、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、職員給付費等繰入金となっていますが、後期高齢者医療制度の電算改修分で国の補助金を差し引いた737万円の計上です。

その下の2 項 1 目運営準備基金繰入金は、項目1,000円を出させていただいて、11 款の諸収入で1,000円を追加させていただいています。

次に、227ページの第2 表の繰越明許費の関係ですが、後期高齢者医療制度創設準備事業ということで987万円でございます。これは、20年4 月から施行される後期高齢者医療制度に合わせて国の前倒し施策に伴う事業で、19年度に繰り越しをさせていただきたいということです。

以上です。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

4 番、田辺雅巳議員。

○4 番（田辺雅巳君） わからないことがちょっとあるのですが、231ページ、歳出の方です。1 款総務費の関係なのですが、国保支援金・特別徴収電算委託料と、特別というのはどういう意味でしょうか。この徴収業務の電算が特別なのか、そこら辺詳しくちょっと聞かせていただきたいのですが。

○議長（高橋速円君） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） これは国の細かいところがまだ決まってきておりません。電算の関係につきましても、3 月の中旬過ぎにならないと、詳しい構築の説明がまだなされていないので、用語の内容についてちょっと私の方でもわかりかねますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋速円君） 日程第11、議案第7号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明申し上げます。

今回の予算補正の主なものは、歳出で医療支給費を実績見込みに基づきまして追加し、県費負担金について精算に伴う返還を行うものであります。

歳入では、歳出予算の財源として負担割合に応じて支払基金交付金、国県支出金、一般会計繰入金を追加して計上してあります。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額275万1,000円を追加し、予算総額を8億36万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） それでは、平成18年度老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして、238ページ、歳出から説明をさせていただきます。

2 款の医療諸費、1 項 2 目医療費支給費ですが、療養費等高額療養費現物分等が実績見込みにより274万1,000円の追加ということです。

その下の3 款諸支出金は、1 項 1 目償還金は国県等返還金になっていますが、前年度実績によります県返還金です。

次に、歳入ですが、236ページをご覧ください。1 款の支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金ですが、負担割合に応じ、50%で137万1,000円。

その下の2 款 1 項 1 目医療費国庫負担金は、同様に12分の4で91万4,000円。

3 款の県負担金は、12分の1で22万8,000円。

次のページの4 款一般会計繰入金ですが、町は県と同じ負担割合ですので、県費返還1万円と合わせて23万8,000円の計上です。

以上です。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（高橋速円君） 日程第12、議案第8号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算

(第3号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では1款総務費におきまして、医療制度改正による後期高齢者医療制度の平成20年4月からの施行に伴い、介護保険につきましても電算システムの改修が必要となることから、13節委託料に改修費用を計上いたしました。

また、5款地域支援事業、1目の介護予防特定高齢者施策事業の対象者は、基本検診の受診、生活機能の評価等、国の示した基準によるところであります。本年度特定高齢者に決定されました方が非常に少なく、そのため特定高齢者に該当しない虚弱高齢者の方を対象とした通所型介護予防事業、いわゆるパワーリハビリ事業でございますが、新たに2目の介護予防一般高齢者施策事業に位置づけた中で事業の実施を行うこととするなど、事業の組み替えに伴う予算措置等を行うものでございます。

このほか年度末を控え、係数整理に伴うものと、2款保険給付費関係では給付費の伸びが当初見込みに対し、少なかったことから、減額等するものでございます。

歳入では、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を減額しております。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額7,649万7,000円を減額し、予算総額を5億3,371万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） それでは、平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、246ページ、歳出からご説明させていただきます。

1款総務費、1目一般管理費でございますが、主な補正内容は医療制度改正による後期高齢者制度の創設、平成20年4月からの施行に伴うシステム改修委託料の追加でございます。システム改修の具体的な仕様等、詳細につきましては、この3月中下旬ごろをめどに国等から示される見込みでありますので、事業執行につきましては19年度繰り越し事業として予定しているものでございます。他の項目につきましては、事業の終了、実績見込み等による減額でございます。

次に、3項介護認定審査会費、1目の認定調査費の認定調査事務用パソコン借上料でございますが、システム切りかえ時の精算による減額ということでございます。

次に、247ページ、2款の保険給付費、1目の介護サービス給付費でございますが、主な減額要因は説明欄の上から2番目の施設介護サービス給付費の減ということで、年当初月平均85人程度の利用を見込んでございましたけれども、実績等で月平均72人程度の利用となっていることから、減額

するものでございます。一番上の居宅介護サービス給付費、それから３番目の居宅介護サービス計画給付費につきましては、全体的に在宅でのサービスの利用が伸びてきておりますので、追加をさせていただくものでございます。

次に、２項の介護予防サービス費等諸費でございますが、これにつきましては要支援１、２の方が対象の給付費等でございます。現在要支援認定者の方は５８人ほどおられますけれども、要支援の方は介護状態が軽度でございますので、そういった意味合いからサービスの利用が少ないのではないかと考えられますが、実績見込み等により減額をするものでございます。

めくっていただきまして、２４８ページ、４項の高額介護サービス等費でございますが、これにつきましては非課税者で年金収入が８０万円以下の方につきましては、限度額の基準等が緩和されたこと等によりまして、従来は施設入所の方が支給対象となっておりますが、この緩和措置等によりまして、在宅サービスの利用者の方も支給対象となるなど増加傾向にあることから、追加をお願いしたいものでございます。

次に、５項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設における食費、居住費など、いわゆるホテルコストにつきましては、国が示した基準表額に対し、自己負担の限度額を超えた分について介護保険から費用補てんを行うというサービスでございますけれども、ショートステイ、施設入所ともに当初見込みより需要が少なくなったことから、実績見込みで減額をするものでございます。

次に、２４９ページ、５款地域支援事業でございますけれども、１目の介護予防特定高齢者施策事業の対象者は、基本健診を受診した中で基本チェックリストに基づき、生活機能が低下しているおそれがある方、言いかえますと要介護や要支援になるおそれのある方、その一步手前の方が特定高齢者ということでこの事業の対象者となるところでございますけれども、国の示した基準では本年度特定高齢者に決定された方が非常に少なく、当初予定した事業の組み替えを行う等により対応する必要が生じてまいりました。この状況は、全国的なものであることから、国は来年度基準の見直しを行うなど、検討中ということでございますが、本年度につきましては特定高齢者に該当しない方を新たに２目の一般高齢者施策事業に位置づけ、事業の実施を行うこととするなど、国、県の指導に基づき、１目の特定高齢者施策事業費を減額し、２目の一般高齢者施策事業に組み替える等の予算措置をしたものでございます。この予算の組み替え措置等によりまして、国、県支払基金からの地域支援事業交付金につきましては、当初予算ベースの交付金を確保するものでございます。

めくっていただきまして、２５０ページ、３項その他事業の地域包括支援センターの運営委託料でございますけれども、これにつきましては人件費、事務費、事業費など必要経費の支出見込みの中で減額をするものでございます。

これに伴います歳入でございますけれども、２４３ページをご覧くださいと思います。３款の国庫負担金、１目介護給付費負担金でございますが、給付費見込みの減額に伴い、国の法定負担分を減額するものでございます。

それから、2項国庫補助金の1目調整交付金につきましては、交付割合を年当初8%程度と予定しておりましたが、この国の交付割合が7.3%程度と見込まれることから、その分減額するものでございます。

それから、4目の介護保険事業費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました医療制度改正に伴う電算システム改修にかかる国庫補助金ということで、82万9,000円を追加をするものでございます。

それから、4款の支払基金交付金でございますが、これにつきましても給付費見込みの減額に伴いまして、給付費に対して31%交付される分の減額でございます。

めくっていただきまして、244ページ、5款県支出金、1目介護給付費負担金でございますけれども、これにつきましても給付費見込みの減額に伴い、県の法定負担分を減額するものでございます。

それから、7款の繰入金でございます。1目介護給付費繰入金でございますが、これにつきましても給付費見込みの減額に伴い、町の法定負担分を減額するものでございます。

それから、2目の地域支援事業繰入金、介護予防事業分でございますけれども、歳出でご説明申し上げました事業の組み替えにより、一般高齢者施策として実施する通所型介護予防事業につきまして、繰入金の追加をお願いするものでございます。

4目の地域支援事業繰入金、その他事業でございますが、これにつきましても地域包括支援センターの運営費の減額分について繰り入れ減とするものでございます。

それから、次に245ページでございますけれども、これにつきましては事務費の繰入金の減額ということで、歳出の総務費、一般管理費、認定調査等費にかかる事務費の減額分でございます。

それから、9款諸収入につきましては、ご覧のとおりでございます。

それから、戻っていただきまして241ページ、第2表の繰越明許費の関係でございますけれども、先ほど国民健康保険の補正の関係の中で町民課の方からご説明がございましたように、国の前倒し施策の中で後期高齢者制度創設に伴う介護保険のシステム事業の改修につきまして、19年度に繰り越した中で事業執行をさせていただきたいというものでございます。よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君）　242ページなのですが、私も詳しくないので、お聞きするわけでございますが、支払基金交付金ということで2,886万2,000円減になっていて、総体的な説明聞いてわかるわけですが、きょうの新聞等で介護関係で町外、よそのところで間違っていて執行部に多大な迷惑があったというふうな記事が載っていたものですので、それについて当町としても間違っているわけではないと思うので、そういう間違いはないというふうなお話をお聞きしたいなということでござ

います。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） 新聞報道、私もちょっと詳しくはまだ担当の方と打ち合わせをさせていただいていないのですが、当町につきましては間違いなく事業執行と申しましょうか、申請の方をさせていただいてございますので、ひとつまたよろしく願いを申し上げたいと思います。その中で、今ほどの支払基金交付金の関係でございますが、これだけでなく国庫補助、あるいは県補助の関係もそうでございますが、いわゆる介護給付費の方の実績見込みが出てまいりましたので、その実績見込みによりまして、例えば支払基金交付金であれば31%いただけるわけでございますが、当初の31%分と実績見込みの31%分の差額ということで減額等をさせていただくものでございます。それ以外の項目につきましても同様でございますので、よろしく願いを申し上げます。

○6番（中野勝正君） わかりました。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（高橋速円君） 日程第13、議案第9号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳出では水道管布設などの工事の完了に伴う不要額を減額し、この財源の運営準備基金への積み立てを追加計上いたしました。

また、歳入では工事費が減額になったことによりまして、町債並びに雑入の県補償工事費を減額したほか、前年度繰越金を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額649万6,000円を追加し、予算総額を1億6,174万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。ありませんか。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 議案第9号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明させていただきます。

歳出から説明いたします。258ページをご覧ください。1款2目の積立金追加でございます。これにより、基金残高が1億7,900万円ほどになる見込みでございます。

2款につきましては、ご覧のとおり精算見込みによる減額でございます。

次の3款1目の工事費の減額でございますが、老朽管更新工事で県道の歩道に本管を埋設する中で、埋設深さを浅くして施行することができましたので、これに伴う工事費の減額が主なものでございます。

また、歳入でございますが、256ページをご覧ください。1款から6款までの諸収入につきましては、実績、あるいは精算見込みによる増減でございます。

7款の町債につきましては、工事費が減額になりました関係で減額いたしました。これに伴いまして、254ページの地方債補正でございますが、限度額を1,420万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（高橋速円君） 日程第14、議案第10号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別
会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控えての精算見込によります計数整理をいたしました。

これにより、歳入歳出からそれぞれ補正額40万円を減額し、予算総額を1,710万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 議案第10号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補
正予算（第1号）につきまして、補足説明させていただきます。

歳入、265ページをご覧ください。1款1目の浄化槽維持管理費でございますが、起債のとおり精
算見込みによる減額でございます。

また、歳入でございますけれども、前の264ページにありますけれども、これも精算によるもので
ございます。4款の繰越金が増額になりました分、3款1目の一般会計繰入金を減額させていただ
くものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋速円君） 日程第15、議案第11号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、川西住宅団地第2期造成に伴う下水道工事費の精算による減額など、年度末を控えての精算見込みによる計数整理を行いました。

これにより、歳入歳出からそれぞれ補正額580万円を減額し、予算総額を1億6,000万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 議案第11号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明させていただきます。

歳出から説明いたします。274ページをご覧ください。1款につきましては、人事異動によるものでございます。

2款1目の出雲崎地区の工事請負費につきましては、川西第2期団地の管路工事の精算による減額でございます。

次のページ、2項1目の維持管理費につきましても精算見込みによる減額でございますし、以下記載のとおりでございます。

また、人件費の補正に伴う給与費明細書が276ページ以降でございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、歳入でございますが、271ページをご覧ください。1款分担金ですけれども、予算では新規申し込み1件について10万円の分担金、それから公共升の取り出し工事の実費分として30万円、合わせて40万円を各処理区ごとに1軒ずつ見込んでおりました。今年度は、1軒の加入分担金と1軒の工事の実績の実費納入がございまして、総額では減額となっております。

2款以降につきましては、記載のとおり収入実績、あるいは見込みによる増減でございます。

この中で273ページの6款諸収入の機械設備損害補償金は、出雲崎地区処理場の設備が雷で故障した修繕費用分の保険金の収入でございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君）　271ページの使用料及び手数料の件ですけれども、使用料が増えたということはいいいことなのですけれども、この中身で未加入の方が加入されて増えたのか、それとも使用料が増えてこの収入金額多くなったのかをお尋ねします。これは次の説明の中にも同じようなことがあるので、それだけ今ついでに傾向を聞かせてください。

○議長（高橋速円君）　建設課長。

○建設課長（玉沖　馨君）　下水道関係につきましては、水洗化率の向上ということでPR、お願いの文書等で頑張っているつもりなのですけれども、今年度は農業集落排水の関係で20世帯の方が新たにつなぎ込みをしていただいたと。それから、公共下水道の方でも19世帯の方が新たにつなぎ込みをしていただいたことから、その収入が増額になる要因がございました。

それから、町全体の水洗化率という部分でございますけれども、ことしの3月のときに……今年度の初めのとき、4月です。年度初めに水洗化率81.8%という数字を出させていただきましたが、今現在では85.1%くらいになる見込みですので、2ポイントちょっとぐらいの増加があるというような状況でございます。

○議長（高橋速円君）　ほかに質疑ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君）　274ページの歳出の件で、2款の管路工事減335万3,000円、これについて川西ということで工事減ということなのですが、どういう理由で工事減になったのかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君）　建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 川西の第2期団地の造成に伴いまして、あの地域は下水道管、農業集落排水の管路の埋設がされていない部分がございます。当初予算を作成する段階で、おおむね場所も決まりますし、管路の配管ルートなども考えて予算的には予算を組ませていただいておりますけれども、実際区画をどのように割って公共枡をどこに入れるか、そういうあたりで当初予算を組むときに多少やはり余裕を持たせていただいて、何か変わったとしてもそれに対応できるようにというようなことを考えたり、各会計、道路工事、それから下水道の埋設というような中で、他工事の関連もございますが、その工事、その工事で例えば舗装の仮復旧までしようというようなことで予算を見積もって計上しております。そういう中で、実際には例えば思っていたよりもなるべく短いスパンでつなぎ込みをするように公共枡の位置を工夫したりとかいうことで減額になった分もございますし、県道から新たに取り出しをした公共枡の取り出しもございます。県道の取り出しになりますと、交通量等の関係で土どめなどにつきましても慎重な土どめを必要とするというようなことも想定しておりましたけれども、そういった部分でも思ったよりも経費をかけないで施工ができたという部分もろもろございますので、そのような部分で経費の節減ができたというふうな形の施工というふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（高橋速円君） 日程第16、議案第12号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、維持管理費の委託料の減額など、年度末を控えての精算見込みによる計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額300万円を減額し、予算総額を3億400万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 議案第12号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明させていただきます。

歳出につきましては、285ページ、286ページに記載のとおり、精算見込みによる計数整理でございます。

なお、人件費の補正に伴う給与費明細書が次のページ以降にございますので、ご覧いただきたいと思っております。

歳入につきましても、同様に精算見込みによる増、あるいは減でございますが、この中で284ページ、5款の諸収入、機械設備損害補償金につきましては、川西地内のマンホールポンプが雷で故障した修理費用にかかる保険金の入金でございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋速円君） 日程第17、議案第13号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳出では川西住宅団地の造成工事が完了を迎える中で工事費、委託料などを減額するものであります。

また、歳入では一般会計繰入金などを減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,290万円を減額し、予算総額を1億4,980万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 議案第13号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明させていただきます。

歳出、293ページでございますけれども、工事請負費の減額でございます。これにつきましては、川西団地の造成に関しまして周辺の道路拡幅工事、あるいは排水路の整備工事と並行に施工いたしております構造物関係につきましては、これらの他事業の工事で負担をするように施工いたしました関係でこの会計の歳出が減額となりました。

また、歳入につきましては、前のページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 済みません、今の歳出の方の工事請負費の1,000万円の減、確かに金額が安くなったということは結構なのですが、これは今特別会計ですので、一般会計の道路補修や何かにこ

のうちのどれくらいが回ってこれだけ安くなったのですか。その辺はわかりますか。

○議長（高橋速円君） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） どの部分の工事がということになると、金額の仕分けはちょっと私も今できませんけれども、ただ当初予算で2,230万円を計上させていただきました。これは、造成に伴って、通常の造成ですと外周の道路側溝ぐらいは配水を兼ねてこちらの工事で担当したり、それから今回のこの造成につきましては現地が昔の国土交通省の除雪基地の下であったところですので、その地下の状態といいますか、場合によっては何か昔の変なものも地下にあるかもしれない、あるいは表面1メートルぐらい入れかえしているのですけれども、その状況、下の状況によっては1メートルをさらに深く入れかえをしなければいけないケースもあるだろうというようなことで、やはり事業費的には少し金額に余裕を持たせていただいた当初予算を計上させていただいたつもりでございます。実際土の入れかえ等につきましては、考えておったとおり1メートルぐらいの入れかえで、その下は従来の地盤といいますか、従来の土地、地層が出てきたというようなことで、思ったよりもよかったなというような工事でしたし、そういった部分でこの1,000万円という減額の数字になったというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） できるだけ当初予算で予算を組んで、補正をしないようにというつもりで計画はされているのでしょうか、逆に理解すればこういう状況になるのであれば逆の方法で補正で補充しても、当初の一般会計予算、あるいは特別会計予算で少なくしておいて、その余った金額そのものを別の事業に回して、そっちできちんとしたものをできるというような考え方はこれからはできないのですか。ちょっとその辺は難しいでしょうか。

○建設課長（玉沖 馨君） 今ご質問の最後のところが、済みません、聞き漏らしたのですけれども、申しわけございません。

○5番（田中 元君） 要は当初予算で当初ある程度余裕を持たせたということの中で予算を組んでいると。ただし、実際にはこうやって何回かの補正予算組むわけですから、そういうような見込みを考える前に、逆に言えばさっきとちょっと言葉は違いますが、ぎりぎりの予算を組んでおいて、出てきたものに対しての補正というふうな考え方で、今ある1,000万円が例えばそれを500万円とか300万円に減額した金額で当初の予算を組んでおいて、余った分を別のところで事業変更入れるような方策というのは考えられるか考えられないのかということなのですが、当初です。

○議長（高橋速円君） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） このたびこういった造成をやる中で、やはり当初予算で要求させていただいたもので造成工事を完成させたいと、補正というようなことをとらないで、きちんと見積もってきてきちんとそれに近い費用で精算をちゃんとするということが予算組みの大原則だと思いますけれども、今のたまたま先ほど申し上げましたとおり、場合によっては予期しないことで大きな費用が

かかりかねないという現場だということは想定しておりましたので、そういうものの中で執行する段階で結果的にはかからないで済んだとか、先ほどの外周の構造物関係につきましても、社会資本整備という中で道路側溝ですので、そちらの会計でやるのが正しいだろうというようなことで、そちらの会計で執行するというような形にさせていただいていますので、もう少しきちんと当初予算の見積りのときにしっかりした根拠で予算要求をさせていただく中で、後で不足する分を足すとかいうようなことのないような対応をとっていきたいと思いますけれども、そのようなことでお願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について

○議長（高橋速円君） 日程第18、議案第14号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの後期過疎計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、知事との協議の後、平成17年3月議会定例会におきまして議決をいただき、現在計画を進めております。

過疎計画は、整備区分ごとに新たな項目の追加の場合に、また計画額が区分全体の2割を超える
と知事への変更協議、議会の議決が必要となっております。今回これに追加事業が該当すること
なり、産業の振興に天領の里施設の夕風の橋改修事業を加え、交通通信体系の整備に船橋田中線（改
良、舗装）、除雪ドーザ、歩道除雪車を加え、あわせて生活環境の整備に消防ポンプ自動車整備事
業を加えるものであります。これによりまして、過疎対策事業債の対象事業として整備を図るもの
であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） それでは、今ほどの説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさ
せていただきます。

計画の変更資料といたしまして別紙2を添付してございますが、1の産業の振興におきまして、
大きなものの変更といたしまして、今回19年度一般会計の当初予算で予定しております夕風の橋改
修事業につきまして1億3,000万円予算計上となっております。今回観光レクリエーションに新規に
加わっております。

また、造林作業路鉾ノ入線につきまして、今まで整備済みのものが林道に編入されておりますた
め、今後の整備につきましては林道となります。新規に林道を事業項目として追加したというふう
なことでございます。

また、計画に登載されていなかった市町村道の項目に船橋田中線の改良舗装を、その他の項目と
いたしまして19年度予定しております歩道除雪車の購入、また消防施設に同じく19年度予定をして
おります小型動力ポンプ積載車購入を追加してございます。いずれも過疎対策事業債の起債事業と
いたしまして予定しております。

過疎債事業の条件といたしまして、過疎計画の掲載が必要になりますので、このたび変更をさせ
ていただくというふうなことでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第15号 出雲崎町副町長定数条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第19、議案第15号 出雲崎町副町長定数条例制定についてを議題としま
す。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明申し上げます。

昨年6月の地方自治法の一部改正により、「助役」が「副町長」に改められ、「収入役」が廃止され、かわるべく一般職の「会計管理者」の設置がこの4月1日から施行されることになっております。

また、副町長につきましては、条例で定数を定めることとされており、このたび本条例によりまして副町長の定数を1人と定めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） それでは、若干の補足の説明をさせていただきます。

改正地方自治法の161条第2号の規定に基づきまして、定数を条例で定めるというふうなものでございます。また、現に助役の職にある者につきましては経過措置が設けられております。改正自治法の一部改正する法律の附則2条に助役に関する経過措置といたしまして、法施行の際に助役である者は改正自治法の162条の規定により、議会の同意を得て選任された者としてみなされ、任期は助役としての残任期間と同一の期間とすることとされております。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第16号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第20、議案第16号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明申し上げます。

昨年6月の地方自治法の一部改正に伴いまして、「助役」を「副町長」に改め、収入役の廃止、また、「吏員」の呼名を「職員」に改める改正が本年4月から施行されることにより、関係条例を

一括改正するものであります。

第1条出雲崎町ほう賞条例から第4条出雲崎町青少年問題協議会設置条例の一部改正までは、「助役」の「副町長」への改正、収入役の廃止の改正内容となっております。

また、第5条出雲崎町税条例、第6条出雲崎町露天市場管理条例につきましては、「吏員」を「職員」に改めるもので、いずれも本年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今ほどの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

このたびの条例制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴うもの、関係する条例を一括改正させていただくというふうなものでございます。議案第15号で説明申し上げましたとおり、「助役」から「副町長」というふうにかわるもの、また今まで地方自治法で「吏員」というふうな呼び名と「その他の職員」というふうな呼び名、二つになってございました。その分すべて今度「職員」と字句を統一するというふうな改正でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第17号 出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第21、議案第17号 出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明申し上げます。

本町におきましては、平成17年2月議会臨時会におきまして、行財政スリム化の一環といたしまして、収入役事務兼掌条例を制定し、収入役の事務を助役が事務兼掌しておりましたが、このたびの地方自治法の一部改正に伴いまして、「助役」が「副町長」に改められ、また「収入役」が廃止され、かわって一般職の「会計管理者」の設置に変更されることにより収入役事務兼掌条例を廃止するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 若干の補足説明をさせていただきます。

改正前の地方自治法168条につきましては、「市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる」というふうな条文がございました。それが改正されまして、今度は地方公共団体に会計管理者を1人置くに改正されております。

また、長の補助機関である職員のうちから長が任命するというふうなことで、一般職というふうなことになっております。

したがいまして、4月から地方自治法が施行されるというふうなことに伴いまして、今回事務兼掌条例を廃止するというふうなものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、日山正雄議員。

○9番（日山正雄君） 出雲崎町は、今までの収入役を廃止をして助役が兼任をすると、こういうことになったわけですが、このたびの改正で、言葉は違うのですけれど、収入役を置くというような形かと思うのですけれど、この前議運でもちょっと質問が出たのですが、この一般職員から町長が選ぶわけですが、これは役職は何扱いになるのでしょうか。せっかく経費節約のために収入役なくしたのだらうと、こう思うのですけれども、その辺の町長さんの考え方はどうでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 確かに日山議員さんのご意見のとおりでございますが、これはまた出雲崎町もそういう点に関する今回の地方の改正等々の整合性をいろいろと検討し、また県とも打ち合わせをしたわけでございますが、結果的にはスリム化にちょっと逆行した会計責任者、管理者を置くということになりますと、収入役とは違いますが、やっぱり管理者ということになりますと、管理職が1人増えるということでございます。実質的には課長待遇の職員が1人増員、多くなるということが現実になってまいりました。これも何とかうまくならないかということで検討した、いろいろとやったのですが、法律に基づく改正ということでこれも万やむを得ないということで、このように対応していきたいということでございます。

○議長（高橋速円君） 9番、日山正雄議員。

○9番（日山正雄君） これは、出雲崎町だけでやる問題ではないですから、わかるのですけれども、任命された場合はこれは何課に附属、総務課ですか。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 現在ある出納室というふうなことになりまして、会計管理者についてこ

れ自治法で定められているものでございます。本町の課設置条例とは別な組織というふうなことになります。また、その下に置く職員につきましても会計管理者の補助機関の中にあるというふうなことになります。

以上でございます。

○9番（日山正雄君） わかりました。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第17号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第18号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第22、議案第18号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、休息時間を廃止し、1日の勤務時間が6時間を超える場合において、現行のお昼の休憩時間45分を特別な場合を除いて1時間に改正するものであります。

これと関連いたしまして、服務規程を改正することとし、勤務の終業時間、午後5時15分を5時30分に改正するものであります。国家公務員につきましては、公務能率の一層の向上と職員の勤務時間の適正化を図るため、昨年7月から既に施行されております。

また、育児、介護を行う職員について、早出遅出勤務の制度はありますが、この対象が現行では小学校就学前までの子を持つ者となっておりますが、このたび特別な事情がある場合については小学校に就学している子を持つ者までに拡大されることに伴う改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 若干の補足説明をさせていただきます。

このたびの休息時間の第6条の改正につきましては、原則1日の勤務時間が6時間を超える場合は1時間の休憩時間となっております。それで、特別な場合というふうな場合、これは職員の健康、福祉に重大な影響を及ぼすときについてというふうな場合でございます。この場合は休憩時間を45分以上1時間未満と短くすることで始業、終業の時間を調整できるというふうなことでござい

す。

また、この特別なケースというふうなことで、例えば小学校就学未満の子供を養育している場合、小学校に就学しているその子供を持つ職員が居住地以外の場所に送るような場合、また介護者を持つ職員が介護する場合などというふうな場合、こういう場合に限り休憩時間を調整した中で始業、終業時間を調整できるというふうなことでございます。

また、第8条の2につきましては、これも特別な事情というふうなことになりますが、今までも同じく小学校前までの子供を持つ方、または要介護者を持つ方が早出出勤というふうな部分で勤務が可能となっておりましたが、今回はさらに8条の2第1項2号で小学校に就学している子供を持つ職員まで拡大されまして、ただ規則で定めるものまで拡大されるというふうなことでございますが、このケースに該当する場合は、当初も行っておりますが、放課後児童保育施設への出迎えと、そういう部分が該当するというふうなことに拡大をされております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） これは、お聞きするわけですが、中学校というふうなのはもう法律というか、そういうふうな文言とか、そういうのは当てはまるのか、それとも中学校まで拡大してもいいのか、その辺は検討されたのか。

それと、職員の親睦みたいなのがあると思うのですが、一応そういう方に打診されたのかどうか、その辺総体的にお聞きしたいなと思います。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） まず、中学校以上は対象になるかといいますと、今回国の国家公務員改正されている部分は最高でも小学校就学までというふうな部分が対象でございます。

それと、多分今の中野議員さんのご質問、労働組合、組合に打診をされたかなというふうな意味かなというふうにとれますが、正直勤務の始業時間につきましては組合の方とお話はさせてもらっております。そんな中で、現実的な話、少しでもサービスの向上につながるような形の時間帯はどんなものかなというふうなことで5時15分を5時半までと、始業時間は変わらないというふうな形で、現在の形態と余り変わらない中で始業時間をおくらせるというふうな形に今回させていただいたというふうなことでございます。

○6番（中野勝正君） わかりました。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第18号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第 19 号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第23、議案第19号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明申し上げます。

昨年 8 月、人事院は平成19年度からの少子化対策の取り組みとして、扶養手当のうち 3 人目以降の支給月額を1,000円引き上げ、1 人目、2 人目までの手当額との差を改め、同額とする改正を行うことと管理職職員の職務、職責を端的に反映できるよう、職務の級などに応じ、管理職手当を定率制から定額制へ改めるよう勧告を行ったところであります。

今回の改正は、人事院の勧告に基づき、3 人目以降の扶養手当の支給月額を1,000円引き上げ、1 人目、2 人目の額と同額の6,000円とする改正と管理職手当を定額化し、職務の級ごとに額を定める改正を行うものであります。

また、附則の改正につきましては、療養休暇につきまして療養休暇の期間が90日を超える場合には、その超えた期間については給料を半減とする改正を行うものであり、これは昨年度まで県も含め、県内の全市町村の取り扱いが国に準じた取り扱いでなかったため、国に準じて給料を半減する措置をとるよう県から指導を受けたことにより、今回改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 若干の補足説明をさせていただきます。

第19条の管理職手当につきましては、定率から定額への改正でございます。現在は、給与に対する定率といたしておりますが、今度は在級ごとに、当町の場合 5 級、6 級になりますが、在級ごとに定額を定め、年功的なものを改め、より職責を反映する意味合いというふうなことで改正でございます。

現行の本町の場合どうなるかというふうなことでございますが、5 級の課長職につきまして、現在一昨年のスリム化のとき 9 %の管理職手当、本給に対しまして 9 %でございましたが、6 %に引き下げております。その中で、最高で 2 万5,000円を少し超えている方が管理職手当であるかと思っております。今回 5 級を 2 万5,000円ちょうどというふうにすることで若干下がる方も出てくるかとは思いますが、また 6 級につきましては 2 万6,000円と。現在 6 級の課長は置いてございません。ということで、今回は定額にさせていただくというふうなことでございます。

次に、附則の第2項の追加でございます。給与条例第13条におきまして、これでは給与の減額というふうなところでございます。正規の時間内に勤務しない場合は、休暇等を除きまして給与額を減額するというふうなことになるてございます。当然療養休暇につきましては、勤務時間、休暇等の規則によりまして最高6カ月、または結核性の場合は1年が有休となつてございました。このたびは、国と同様に90日に有休期間を改めるというふうなものでございまして、その後は半額というふうなことで、長が認める期間内というふうなことになります。

また、別表2の改正は、1級、2級に保健師を追加いたしました。当然保健師同じ級表を使っておりますが、専門職員ということで技術的な考えでいしましたが、今回はより明確にというふうなことで保健師を明記したものでございます。

また、5級、6級につきましては、今後会計管理者のことも考えまして、課長等と改正してございます。

以上、補足させていただきましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後　0時03分）

○議長（高橋速円君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　1時15分）

◎議案第20号　出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君）　日程第24、議案第20号　出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君）　ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例一部改正につきましては、少子化対策の一環として乳幼児等を持つ子育て世代のご家庭の経済的負担が大きい医療費負担の増大等に対する支援を実施してまいりたいということでご提案申し上げるものでございます。

改正の内容等につきましては、2月に開催の全員協議会でご説明申し上げたとおり、乳児関係に

つきましては入通院にかかる一部負担金を助成し、医療費負担を無料とするものでございます。幼児関係につきましては、対象年齢の拡大ということで入通院とも中学校卒業時15歳までにこれを拡大するものでございます。

また、出雲崎町の子育て支援を町内外にアピールし、人口増、定住促進につなげていきたいという願いを込め、あわせまして条例の名称についても変更するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） 町長の提案理由のとおりでございますけれども、若干補足説明をさせていただきますと思います。

乳児関係、いわゆるゼロ歳児の医療費の一部負担金の助成につきましては、2月に開催の全員協議会でご説明いたしましたとおり、償還払いにより医療費負担を無料とするものでございます。

この償還払いにかかる改正関係につきましては、規則の一部改正により措置することとしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

◎議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例 制定について

○議長（高橋速円君） 日程第25、議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、昨年6月に施行いたしましたが出雲崎てまり団地を購入いただいた方々で支援金の支給要件に該当する方が8世帯、このうち住宅を建築されている方が3世帯おられますので、間もなく支援金支給第1号の申請があるものと思っております。

さて、このたびの条例の一部改正についてでございますが、2月の全員協議会でご説明いたしましたとおり、てまり団地の分譲を促進するため、4月から新たに民間事業者による建て売り住宅の分譲販売方式の採用を予定しておりますが、この建売住宅を町外の若い夫婦等が購入した場合であ

っても、要件を満たせば新生活支援金の支給を受けることができるよう条例の一部を改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 補足説明させていただきます。

資料の32ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、第2条にこのたびの改正で新たに支援金の支給要件になります土地つき建売住宅を定義として追加いたしました。

次の3条では、支援金の支給対象者と支援要件を規定しておりますので、第2項の各号において土地つき建売住宅を購入した方の場合の支給要件を整理いたしました。

また、この一部改正は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第22号 出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第26、議案第22号 出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律が昨年6月21日に公布され、本年4月1日から施行されますが、これに合わせて今回は用語の変更、統一が主なものとなっております。

まず、第1条では、条例題名を「出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例」から「出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例」に改正し、条例本文の第1条中で、「盲者、ろうあ者又は、知的障害、身体不自由、その他心身に故障」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又はその他障害」に、「完全就学」を「適切な就学」に改めまして、条例本文の第2条、第3条中では、「特殊学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」などに

文言を改めるものであります。

また、次の第2条では、「出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例」の第4条中の「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に文言を改めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

教育課長。

○教育課長（関川政敏君） ただいま町長提案の説明のとおりでございます。定例会の資料の33ページと34ページの条例新旧対照表をご覧ください、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第23号 財産の無償貸付けについて

○議長（高橋速円君） 日程第27、議案第23号 財産の無償貸付けについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明申し上げます。

旧出雲崎小学校につきましては、統合により平成12年3月末をもちまして廃校となっておりますが、その後の利用として役場の倉庫、また昨年9月からは知的障害者デイサービスセンターとして一部が利用されております。

このたびは、旧体育館につきまして老朽化が著しく進んでおりましたが、「財団法人少林寺拳法連盟新潟県連盟」、「新潟県少林寺拳法連盟」が活動拠点として今後この体育館を県連盟の道場・研修センターとして利用したい意向とともに、自己資金により自ら修繕等の改修工事を行う旨の申し入れがあり、本町としてこれを了解した中で現在工事が進んでおります。工事完了後の本年4月からは、旧体育館を無償で新潟県連盟に貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 若干の補足説明をさせていただきます。

3月末までの工事といたしまして、町の承認工事というふうな形態をとりまして、直接県連盟が修繕工事を行っております。3,300万円の工事費と聞いております。町といたしましても、県連盟の

活動拠点といたしまして旧出雲崎小学校体育館がこれからも利用されるというふうなことは願って
もないというふうなことを考えておりまして、旧体育館につきまして無償で貸し付け、または連盟
の活動に協力してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第23号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号　長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について

○議長（高橋速円君）　日程第28、議案第24号　長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変
更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君）　ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明申し上げます。

高齢者人口等の増加に伴う介護認定等申請件数の増加に対応するため、長岡市・出雲崎町介護認
定審査会の委員定数168人を189人に増員するための変更を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第24号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

◎議案第25号　長岡地域広域行政組合規約の変更について

○議長（高橋速円君）　日程第29、議案第25号　長岡地域広域行政組合規約の変更についてを議題と
します。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君）　ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明申し上げます。

2段階にわたる長岡市の合併が行われましたが、長岡地域広域行政組合の長岡市選出の議員につ
きましては、現在も旧寺泊町を除き、旧市町村の議員数をそのまま引き継いだ形で15人となってお
ります。また、組合議員の全体の定数も現在25人となっておりますが、このたび長岡市の議員数を
15人から10人に改め、組合議員定数も全体で25人から20人に改正するものであります。

あわせて、昨年6月の地方自治法の改正に伴い、収入役制度の廃止が施行されることにより、会

計管理者に改めるものであります。

また、長岡広域の発足当時の13市町村が現在は5市町となっております。拠点基金の出資金につきましては、基金設置当時の人口が出資割合となっておりますが、今回より明確にするため条文を整理するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 若干の補足説明をさせていただきます。

特に最後の後段の方で、基金の関係で条文を今回基金設置年度に適用したというふうな部分を加えております。これにつきましては、平成5年、6年で基金の広域拠点基金を整備しておりますが、その後相当年数経過いたしまして、また市町村合併によりまして構成市町村も変わってきているというふうなことで、特に内容的には変化はございませんが、ただ設置した当時のものをきちんと今後も整理してわかりやすくするというふうなために基金設置年度というふうな表現を今回つけ加えたというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第25号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第26号 寺泊老人ホーム組合規約の変更について

○議長（高橋速円君） 日程第30、議案第26号 寺泊老人ホーム組合規約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第26号につきましてご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係市町の関係条例の一部改正に合わせて、組合執行機関等の充て職である「助役」を長岡市助役にあつては「副市長」に、出雲崎町助役にあつては「副町長」に、「収入役」を「会計管理者」に、補助職員である「吏員その他の職員」を「職員」に改めるなど、所要の変更を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

◎議案第27号 町道の路線認定及び路線変更について

○議長（高橋速円君） 日程第31、議案第27号 町道の路線認定及び路線変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第27号 町道の路線認定及び路線変更についてご説明申し上げます。

まず、認定する路線でございますが、町道尼瀬22号線につきましては、国道352号から天領の里第3駐車場に入り、夕日ライン橋の下をくぐって町道尼瀬7号線に接続する路線となっております。しかし、尼瀬2区の浜側にアクセスする道路と、天領の里指定管理者の管理する駐車場との機能が重複してしまいますので、町道に認定することにより、管理区分を明確にしながら、あわせて住民の生活道路、防災道路として管理するものであります。

また、町道宮ノ下線でございますが、2世帯が脆弱な道路を頼りに生活しておりますが、防災面から安心、安全な道路の整備に向け、町道に認定するものであります。

次に、変更する路線でございますが、町道別ヶ谷1号線は平成3年に現在の町道山谷相田線の前身である農免道路がこの路線の中央を分断して別ヶ谷から吉水に開通いたしました。以来側起点部分の交通はほとんど途絶え、現在では一般の交通の用に供する必要がなくなったため、この部分を町道管理から除外し、起点の位置を変更するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 特に補足することはございませんが、資料の14ページ、15ページに図面がございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第28号 平成19年度出雲崎町一般会計予算について

議案第29号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第30号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計予算について

議案第31号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第33号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第34号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第35号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第36号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（高橋速円君） 日程第32、議案第28号 平成19年度出雲崎町一般会計予算について、日程第33、議案第29号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第34、議案第30号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第35、議案第31号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第36、議案第32号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第37、議案第33号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第38、議案第34号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第39、議案第35号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第40、議案第36号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成19年度当初予算の審議に当たり、町長から平成19年度の施政方針について所信表明の通告がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林則幸君） 平成19年度の一般会計並びに8特別会計をご審議いただくに当たりまして、この提案に当たりまして、基本的な考え方、また今後の施政に対する方針を述べさせていただきます。と思っております。

本日、ここに平成19年3月町議会定例会を迎えまして、新年度予算を始めとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や重点施策を申し述べまして、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げるものであります。

この冬は全国的な暖冬の影響で、新潟市では116年ぶりに積雪のない冬を迎え、本町でも降雪量が15センチしか記録しないなど町民の皆様にとっては本当に過ごしやすい冬となっております。しかし、このことによりまして夏場の水不足も心配されているところであります。また、4月には統一地方選挙、7月には参議院選挙が予定されており、過去の例を見ますと亥年の選挙は政治変革が起る年ともされております。

昨年は人口増につながります「てまり団地」の分譲により52区画中33区画の販売契約が成立をい

たしまして、重要施策に据えていた課題もクリアできたものと考えております。さらに、テレビコマーシャル等によります本町の情報発信が行われまして、今後もテレビ各局で放映の予定も入っており、本町にとってはまさに追い風の1年であったように感じられるところであります。

また、平成19年度は、昭和の合併から出雲崎町が誕生いたしまして50周年の節目の年でもあります。この50年の歩みは、先人の並々ならぬご苦労と町民各位のご協力によりまして、輝かしい功績を残すことができましたことに対し、深く敬意を表するものであります。

国では小泉内閣から安倍内閣にかわり、「美しい国、日本」を標榜されております。平成19年度の国家予算は、一般会計82兆9,088億円が示され、2年ぶりに増加しております。地方交付税は2.6%増の14兆9,316億円となっておりますものの、地方税の伸びも考慮され、自治体への配分額は2年連続のマイナスとなっております。

地方税収が増える都市部と財政基盤が弱く交付税に頼る自治体の格差は一層拡大するものと予想されております。ただ、今回交付税の「特別減額」が見送られましたことは財政基盤の弱い自治体にとっては幸いであったと言えます。

国の地方活性化策は、地方の活力なくして国の活力はないとして、魅力ある地方に生まれ変わるために、頑張る自治体を地方交付税で支援する、としておりますが、今通常国会におきましては、閣僚の不用意な発言から、どうしても国民不在の論議だけが目立ってしまうような心配をしております。

平成19年度の地方財政計画では、三位一体改革に伴う3兆円の税源移譲と景気回復により、交付税などを合わせた一般財源は59兆2,300億円を確保されています。本年1月から税源移譲が始まりまして、所得税と住民税の税率の変更により家計は一時的に手取りが増えるものの、6月以降は定率減税の廃止もあり、税負担が増加することになります。

2006年度県民アンケートの結果も発表されており、災害防止対策などは一定の評価は得ておるものの、医療施設の充実や高齢者が安心して暮らせる対策に厳しい評価が寄せられております。2月14日に発表されました平成19年度の県予算案では、一般会計が1兆1,768億円となり、2年連続の緊縮型予算となっております。

その中で県は、さきのアンケートにこたえる形で少子化対策・福祉・医療サービスに重点を置いて予算編成をされております。一般公共事業や県単公共事業も昨年を上回る見込みとなっております。

当面は単独町政の道を歩む本町も、行財政スリム化プログラムに基づきまして、着実な財政運営を行っており、財政基盤も安定をしております。監査委員からは安定した財政状況であるとお墨つきもいただいております。しかし、新型交付税制度のもとでは市町村平均で2ないし3,000万円程度の影響が出ると試算されており、今後の推移を注視していかなければなりません。

本町の財政事情は、平成17年度末での町債残高は30億4,000万円で、財政調整基金が11億円、積立

基金合計では、17億8,000万円となっております。経常収支比率も平成16年度比0.5ポイント下がり、82.3%で県内町村平均の84%を下回っております。実質公債費比率は18%以上で地方債の発行が許可が必要となりますが、本町は12.8%で県内でも低い方から6番目となっております。

平成18年度当初予算で予定しておりました1億4,000万円の財政調整基金からの取り崩しのうち、1億円につきましては9月補正で、4,000万円につきましては12月補正で戻し入れ、実質取り崩しを行っておりません。さらに、本年度の不用残を加えるとさらに1億8,500万円の積み足しが可能になるものと考えております。

このように、スリム化プログラムの推進によりまして、徹底したスリム化・効率化を図った上で、経費の削減効果が着実にあらわれておりますが、安定的な財政基盤を確立することにより、福祉・教育など町民のニーズにこたえられる施策の展開が可能となります。

また、地方自治法の改正によりまして、助役制度を廃止し、副町長制を敷くこととなっており、さらに会計管理者の設置も義務づけられたことから、これらの機構改革を行うための条例改正等の議案も今議会に提出されておりますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

人口の極端な減少は、行政サービスの維持が困難になり、地域社会や医療福祉を支えることが非常に難しくなるなどさまざまな弊害が発生することが懸念されていることから、今後も定住促進対策には意を用いてまいります。

平成19年度予算編成の重点施策

申し上げますと、このような中で、次の各項目を本年度の重点施策と位置づけました。

最初に、当面単独の町政を選択しておりますが、新型交付税や国と地方の役割論議が語られる道州制など、国の改革の行方が不透明であります。財政にゆとりある中で、本町の次の進路をしっかりと構築していかなければなりません。平成の合併に対するアンケートでは、合併を肯定的にとらえているのは77%に達しておりますが、小規模自治体では否定的な声が多い中で、隣の長岡市は特例市となることが閣議決定をされ、4月からスタートいたします。この長岡市との合併を行った近隣町村の実態や他の事例をも十分検証しながら、町民各位のご意見をきめ細やかにお聞きをし、今後の進むべき道を確認するため、懇談の場を町内30カ所程度にわたり設定をいたします。

次に、定住人口の増加に対する施策は総合的な施策が必要であります。これまでも「子は宝支援金事業」「乳幼児に対する育児必需品購入の助成」「入学祝金事業」「安価な住宅地の提供」と各種施策を進めてまいりましたが、さらなる子育ての支援事業を強化し、子供を産み育てやすい環境づくりを整備するために、本町独自の「すくすく子育て支援策」として、乳幼児等の医療費助成の拡充・拡大を図ります。乳児医療費の完全無料化と入院・通院とも就学前までの助成を中学校卒業時まで拡大をいたします。これにより、県内トップ、全国でもトップクラスの水準になり、若い世代の定住促進につなげたいと考えております。

旧出雲崎小学校を中心として展開される県少林寺拳法連盟の進出も決まりまして、指導者研修の

ほか各種大会や合宿・昇段試験に活用されることが決定をされております。さらに、不登校の中高生向けにフリースクールの建設も計画されており、教育的意義も大きいものがありますので、行政といたしましても大いにバックアップしてまいります。

合併50周年に当たり、3年ぶりとなる「ほう賞式」を開催するほか、各種イベントの開催を予定し、町民の皆様が楽しんでいただける内容にしていまいります。また、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が8月29日に実施されることが正式決定をされています。全国43会場のうち県内での開催は本町だけとなっておりますので、出雲崎町の健康で元気ある姿を全国に発信をしてまいります。

平成19年度主要施策の概要についてでございますが、まず健やかで支え合う福祉のまちづくりでございます。

- 本年3月に策定をされる「出雲崎町健康増進計画」の着実な実行を推進をします。
- 高齢者など一般交通機関の利用困難な方で、移送用車両の利用者に対し、福祉タクシー等の利用料金や人工透析者の通院、障害者自動車燃料費の助成、高齢者世帯における対象者や精神保健福祉手帳の所有者への外出支援サービス事業を今後とも積極的に行ってまいります。
- 保護者が勤労などにより学校の放課後、家庭において保育ができない小学校低学年児童等のために、放課後児童保育事業を継続し、児童の健全育成を図ってまいります。
- 保育料の軽減措置につきまして、国の徴収基準額に対し階層の引き上げや最高限度額の引き下げなどを継続実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。
- 病気の早期発見が健康の保持につながることから、各種健康診査の希望調査と未受診者への受診勧奨、事後健康相談を充実し、あわせて働き盛り年代の健康課題にも取り組むため、保健師1名を新たに採用し、健康増進活動に努めます。
- 育児相談機能の強化を図るため2カ月児の訪問を実施し、出産後の母親に対する早期メンタルサポートを行うとともに、妊婦健診の公費負担のさらなる充実を図りまして、育児不安の軽減と健全な子育て環境を支援をいたしてまいります。
- 心臓突然死への対応といたしまして、救急蘇生装置を役場・体育館・ふれあいの里に設置するとともに、使用方法の講習会などを実施いたします。
- 次世代育成支援対策行動計画に基づきまして、家庭や地域社会における子育て機能の再生と、健やかに生まれ育つ環境の整備を引き続き進めてまいります。
- 介護保険制度の改正のもとで策定をされた、第3期出雲崎町介護保険事業計画に基づき、介護予防事業のさらなる充実と実施及び地域密着型サービスの整備を行い、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活できるよう支援してまいります。
- 平成20年度からごみの有料化実施の予定を受け、各集落等での説明会を実施し、あわせてごみ減量化のためのPRやアドバイスの実施など、スムーズな移行ができるよう事前準備を行います。

次に、美しく暮らしやすい快適なまちづくりでございますが、

- 定住者の流出抑制や町外からの転入者の受け皿として、てまり団地の販売戦略の継続と、第2期川西団地分譲による定住人口の増加を図ります。
 - 冬期間でも安心して通行できる道路整備のため、引き続き集落間連絡道路である上中条米田中山線ほか6路線の改良・舗装を進めます。
 - 県道出雲崎石地線の道路改築や県道寺泊西山線のバリアフリー歩道整備につきましても、継続して事業促進を県に働きかけてまいります。
 - 国道整備につきましては、国道352号米田地内の板橋の改修事業が完了し、安全で安心できる道路改良が行われました。引き続き石井町から小釜谷間の抜本改良事業の促進を働きかけてまいります。
 - 国の補助事業である海岸地区街なみ環境整備事業につきましては、新年度で6年目に入りますが、新たに妻入り住宅等の修景整備に対して助成金の交付をいたします。これにより海岸地区の歴史的な妻入りの街並を保存しつつ、観光基盤の整備を進め、活性化につなげてまいります。また、あわせて道路の景観舗装工事・排水路整備工事等を実施してまいります。
 - 簡易水道事業は順次更新整備しておりますが、今後とも安定した給水能力の維持と施設の適正管理に努めるとともに、水質監視を自動的に行うための水質モニターの設置工事を行い、安全給水に努めます。
 - 下水道等生活排水処理施設につきましては、今後とも施設の適正管理を行うとともに、まだ水洗化しておられない世帯の解消に努めてまいります。
 - 過去の大災害を教訓といたしまして、災害時の地域防災計画の見直しを行っておりますが、今後とも防災訓練などによる防災意識の向上に努めます。また、老朽化に伴う消防ポンプ自動車の更新を行い、災害時に備えます。
 - バス利用者の減少によりまして、広域バス路線や町内路線の維持が大変厳しくなっております。交通弱者である中学生や高齢者の医療機関の通院などの足を確保するため、国・県・バス運行会社と連携協力しながら、路線の維持を図ってまいります。
- 活力あふれる産業のまちづくりでございますが、
- 平成16年度からスタートいたしました米政策改革の第2期対策である「品目横断的経営安定対策」が平成19年度から導入されまして、担い手を中心とした施策へシフトされます。この対策に加入できる担い手の確保・育成に積極的に取り組むとともに、本町の農業を支えている多数の中・小規模農家に対しましても、従来以上に町単独の支援を行い、全農家の農業の経営安定に努めてまいります。
 - 19年産米の生産目標数量は1,778トンで、昨年より28トン、469俵増加の配分を受けました。売れる米づくりに向けた農家の皆様のご努力により、18年産米の等級もJ A越後さんとう管内1位

であり、その取り組みの成果が配分数量増加につながったものと思います。2月14日の三者会議で各農家の皆様へ数量の配分を行いました。今後も全力で高品質・良食味米の生産をお願いするものであります。

- 国では売れる米づくりの取り組みといたしまして、有機農産物・特別農産物の栽培による安全・安心な米づくりを推進しております。この売れる米づくりを推進するため、本町は品質向上策の一つといたしまして、引き続き堆肥センターで生産する堆肥散布を実施し、その散布面積の拡大を図るため町単独で引き続き助成を行い、農家所得の増進を図ります。
- 農用地利用集積促進につきましては、意欲ある中核農家や認定農業者等の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るため、引き続き強力に推進してまいります。
- あるべき農業生産体制の確立を図るため、新規に集落営農推進事業の助成を行い、生産組織設立の誘導・育成・充実に努めてまいります。また、農業機械・施設等の導入につきましても引き続き支援をいたします。
- 国の「食料・農業・農村基本法」に基づき、2カ年をかけて策定をいたしました出雲崎町農村環境計画による地域の整備実施の促進を県に強く働きかけます。
- 県営中山間地域総合整備事業の薬師堂地区につきましては、本年度完了いたしましたが、さらに二郎女地区の平成20年度事業採択に向けまして積極的に国、県に働きかけをいたします。
- 県営上小竹地区ため池等整備事業につきましては、平成19年度事業完了を強く働きかけてまいります。
- 漁業経営安定のための漁獲共済事業に対する補助を継続するとともに、漁船の出港・帰港時の安全の確保を図る、地域水産物供給基盤整備事業による南沖防波堤整備の促進を要望してまいります。
- 尼瀬地区の住民を風浪等による災害から守り、あわせて養浜によるなぎさの創出を図る、海岸保全施設整備事業の早期完成を目指します。
- 中越地域の漁業の拠点である出雲崎漁港の強度の低下した荷捌所の強化工事を行います。
- 商工業の振興と活性化の推進のため、商工会など関係団体の主体的な取り組み活動に対しまして、支援協力を図ってまいります。
- 観光立町の顔である海岸線の美化を保つため、引き続き県とタイアップしながら海岸清掃等も行い、良好な海岸環境の保全に努めてまいります。
- 越後出雲崎天領の里の施設は、4月から指定管理者による運営管理となります。今後は指定管理者との連携により、民間企業のノウハウを最大限に生かしながら、観光振興と情報発信基地としての機能・充実に努めてまいります。
- 天領の里海上橋「夕風の橋」につきましては、オープンして13年が経過したことから全面改修を行い、魅力ある親しみやすい観光スポットとして充実に努めてまいります。

- 本町を訪れる観光客は横ばいではありますが、中越地区において、自然・歴史に恵まれた観光資源の情報発信を行い、さらなる観光行政の充実を図ってまいります。
- 1月15日オープンいたしました北国街道妻入り会館につきましては、4月から管理人の常駐による観光客に対するおもてなしの心を基本に妻入りの街並をPRしてまいります。
次に、感性豊かな教育のまちづくりでございますが、
- 国では教育基本法を改正し、公布・施行がなされたところでありますが、全国的にいじめ問題が蔓延し、ゆとり教育の見直しなど、教育再生を重要課題に据えております。学校経営の基本は学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成であります。諸改革を含め国の動向を注目してまいります。
- 小学校の通学バス運行事業につきましては、安全な通学確保のため、引き続き町所有バスと委託バスを使用して実施してまいるほか、中学校を含めた総合学習やクラブ活動等にも有効活用を図ってまいります。
- 小中学校の火災時の避難安全対策といたしまして、防火シャッター緊急停止装置の取り付けを行います。
- 小学校校舎・体育館の耐震補強工事につきましては、本年度も引き続き継続実施をし、児童生徒の安全はもとより災害時における避難場所となる校舎の安全確保に努めます。
- 公民館活動といたしましては、良寛や歴史資源を活用した成人講座、町民文化教室と生涯学習講座を計画し、社会教育団体との支援連携を深めてまいります。
- 高齢化社会になっても健康の維持はすべての基本となることから、だれでも年齢を問わず気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図ります。
住民と一体となって進めるまちづくりでございますが、
- 下校時の子供連れ去り事件等に対応するため、不審者情報の共有と子ども110番の家の活用を図り、大切な子供たちを地域全体で守っていきます。
- 町ホームページの逐次更新による最新情報の提供を行い、地域振興と住民サービスの向上に努めます。
- 地域の特性を生かした地域づくり活動を進める団体に対しましても、地域づくり推進事業補助金を交付しておりますが、補助率を増額いたしまして支援・補助しながら地域活動の活性化を図ってまいります。
- 三位一体の改革によりまして、個人住民税の所得割が、本年度課税分から一律10%になることから、納税意識の向上と確実な課税・徴収を実施いたします。
- 国民健康保険、老人保健制度を含む医療制度改革の一部が、昨年10月から施行されました。制度改正に基づいた医療給付について、財源基盤の安定を図りながら確実な運営を進めてまいります。

○ 今後も、スリム化プログラム・新行政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、行政の簡素化・合理化に努めながら、財政運営の健全化を図ってまいります。

新年度予算の全体総括でございますが、以上、申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意をしつつ、それぞれの特色ある主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程をいたします。

一般会計では、30億1,100万円、前年比4.5%減を計上いたしました。前段申し述べましたが、天領の里運営を委託したことによる1億6,000万円の減を加味しますと、実質的には前年対比同額となります。その中でも投資的経費におきましては、普通建設事業を積極的に予算化したことにより、前年比22%増の約5億700万円となっております。

特別会計では、

国民健康保険事業、5億6,450万円、前年度比12.5%増。

老人保健、7億4,080万円、前年度比5.9%減。

介護保険事業、5億4,870万円、前年度比5.5%減。

簡易水道事業、1億8,050万円、前年度比25.3%増。

特定地域生活排水処理事業、1,800万円、前年度比2.9%増。

農業集落排水事業、1億6,570万円、前年度比0.1%減。

下水道事業、3億2,940万円、前年度比7.3%増。

住宅用地造成事業、1,020万円、前年度比92.6%減。

以上、特別会計の合計では、前年度比で3.2%減の25億5,780万円を計上いたしました。

住宅用地造成は大幅に減額しておりますが、その販売戦略につきましては、本年度もさらなる推進の年にしたいと考えております。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比3.9%減の55億6,880万円となっております。

最後に、むすびではございますが、冒頭にも申し上げましたが、本町を取り巻く状況は厳しいものがございますが、安定した財政基盤に裏打ちされた中で、次なる進路をしっかりと見据えながら、福祉・教育・産業振興・人口対策など、町民の皆様の最大幸福を第一に考え、求められる行政課題に対しまして手の届く行財政運営と住民サービスの推進に積極的に取り組み、めり張りをつけた行政運営を実施してまいります。

平成19年度をさらなる飛躍の年にするためにも、渾身の力で町政運営を進めてまいる所存でありますので、議会並びに町民各位の皆様方のご協力をお願いを申し上げまして施政方針といたします。

○議長（高橋速円君） ただいまの所信表明により、議案第28号から議案第36号まで議案9件の提出者の説明といたします。

補足説明がありましたら順次これを許します。

最初に、議案第28号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） それでは、議案第28号 一般会計予算からお願いいたします。

今ほどの町長の平成19年度施政方針のとおり、一般会計予算につきましては30億1,100万円となりまして、議会資料といたしまして用意させてもらっておりますが、当初予算案の概要について、その中で基本的な予算編成に当たります考え方、また規模、前年度比較、推移、分類、指標、主な事業などをお示ししてございますので、参考にご覧いただきたいと思います。

それでは、予算書の説明といたしまして、できるだけ簡潔に事項別明細書、歳出の34ページからお願いいたします。34ページ、歳出でございます。まず、1款議会費についてでございます。これは、大きく変わってございませんが、共済費で議会議員共済負担金の掛金が上がっている分が増額となっておりますし、議長交際費につきましては前年に比べて5万円の減額というふうなことでございます。

続きまして、2款総務費についてでございます。比較欄につきましては、職員の異動によります入れかえに伴います減額が主な要因でございます。続きまして、36ページご覧いただきたいと思います。8節の報償費についてでございますが、職員の研修というふうなことで、メンタルヘルスを含めまして、2回分ぐらいの講師を招きまして、職員に対して研修も行っていきたいというふうなことで新規に掲げてございます。続いて、交際費につきましては、昨年から10万円の減額というふうなことにしてございます。37ページ、使用料及び賃借料の部分での救急蘇生装置（AED）の借上料についてでございます。これは、以前からお話ししてございますが、役場、ふれあいの里、体育館というふうなことで設置をさせていただくというふうな予定でございます。あと備品購入費、ビデオカメラ1台でございますが、全体、行政全般の行事、または記念式典、そういう部分なもので、現在パソコンですぐビデオで撮ったものを落とすことができるというので、大分進んでまいりましたので、こういう記録を残すために1台購入したいというふうな考えております。

続きまして、2目文書広報費につきまして、需用費の中の印刷製本費、これ昨年に比べて増えております。合併から50周年というふうなことで、7月号で特集号を組んでみたいというふうなことで予算を上げてございます。

続きまして、38ページ、3目財政管理費、4目会計管理費につきましては、説明は省かせていただきます。

5目財産管理費の部分で、特に19年度につきましては工事請負費の中で旧やすらぎ荘の解体工事を予定してございます。昭和47年にできたと思いますが、その後35年ぐらい経過しておりまして、最近までは議員や壮青年会にお貸ししたこともございますが、それから何年かたちまして大分外観傷んでまいりましたし、ガラスが割れたり、大分危険な状態になってきておりますので、19年度で解体をというふうなことを予定してございます。

続きまして、40ページ、7目企画費をお願いいたします。役務費の中で住基ネットワークシステ

ム処理装置撤去費というのがございます。これ住基ネットでございますが、当時5年前県が導入してくれたものでございますが、5年の耐用年数が経過しております。というので、新しく今度また住基ネット構築するわけでございますが、本町につきましては電算会社の会社自体に元機を置くというふうなやり方で考えております。本町を含めまして、相当数のところがそういうふうに今後考えていくところがあるのではないかと思います。それで、撤去についてはこれ県の方は町村で行うようにというふうなことで撤去費載せてございます。それと、委託料の中のホームページ製作管理委託料、この中に実は町のホームページにアクセスする場合、パソコンからですが、19年度、携帯からもアクセスできるような形でホームページをちょっと製作していきたいというふうなものの委託料を含んでおります。続きまして、41ページ、地方バス路線運行費補助金、地方バス路線維持費補助金、これにつきましては昨年からもずっとあるわけでございますが、上の方の運行費補助金につきましては大寺線、あと駅前線の助成の部分でございます。あと路線維持費につきましては、これ国庫補助に当てはめた中で、長岡線、柏崎線というふうな部分での助成の本町分の負担というふうなことでございます。続いて、地域づくり推進事業費補助金、これにつきましては先ほどの町長の方の施政方針の中で入ってございましたが、実は今まで上限額5万円ということで、補助金は5万円、事業費は10万円で2分の1、それ以内というふうなことでございますが、19年度以降につきましては事業費20万円で、2分の1でございますので、10万円の限度というふうなことで、事業費、また補助額を倍にというふうなことで予定してございます。したがって、6団体が可能になるかなというふうに思います。続いて、コミュニティ助成事業補助金、これにつきましては当初予算で載せるのはちょっと初めてでございますが、19年度の宝くじの助成事業でございます。当初予算の編成に内示が間に合しまして、19年度に載せてございます。19年度は、羽黒町の方でちょうちんとか太鼓の要望というか、申請ございまして、内示を受けて現在もうおります。したがって、年度早々に事業着工ができるのではないかなというふうに感じております。

続きまして、8目交通安全対策費につきましては省かせていただきます。

42ページをお願いいたします。12目、50周年記念事業費でございます。新しい目でございます。内容的には、6月24日のほう賞式のもの、またほう賞式終了後に現在今打ち合わせを行っております自衛隊音楽隊の記念演奏会、その辺の部分のもの、あと8月29日にラジオ体操を本町でというふうなこの三つの部分をここで新規に載せてございます。ラジオ体操の講師の報償、昨年の実施のところまたNHKあたりと相談した中で、当日だけではございません。事前に本町においてになってラジオ体操のまた前に出てリーダーとなっていていただく方に練習をつけていただいたり、その辺の部分がございまして、その辺の部分含みました報償。あと参加者、ラジオ体操大体1,000人から1,500人ぐらい集まると形になるのかなというふうな中で、せっかくおいでいただいた方にほんの些少なものですが、参加賞、記念品をというふうなこと。あとほう賞式の記念品。あと記念行事協力謝礼というのは、これ自衛隊の方でおいでになってかかる実費、楽器のクリーニングとか、また制

服のクリーニング、その辺の部分で実費分にかかる部分が発生するのではないかというふうなことで予算を計上してございます。あとラジオ体操、またスタッフとしてお願いする方々のTシャツあたり、またポスター関係、あとほう賞式での昼食だけの予定でございますが、食糧費というふうな部分で新規に今年度は計上させてもらっております。あと14節につきましては、ラジオ体操、近隣の小学校、学校さんあたりをお願いして、できたらバスを用意いたしましておいでいただくような形で考えられないかというふうなことで、バスの借り上げ予定してございます。

続きまして、徴税費につきましては説明を省かせていただきます。

44ページ、2目賦課徴収費をお願いいたします。賦課徴収費の委託料、住民税賦課業務電算委託料、これは昨年に比べて増えております。これは、昨年12月補正でお願いいたしましたが、住民税関係、また確定申告で利用できるというふうなことで、申告支援システムを現在導入しております。年度途中での導入ということで、更新年度分に今度はその部分がかかってきているというふうなことで、現在確定申告でも利用させてもらっているというふうな部分でございます。また、あわせて14節でパソコンの部分の借り上げが当然入っているというふうなことで、戻っていただきまして、委託料につきまして、鑑定評価委託料、これ本年出てまいります、3年に1度の評価替えの年というふうなことで、鑑定評価の委託料が計上されてございます。

続いて、3項の戸籍住民基本台帳費、これにつきましては職員の入れかえが人事の部分でのもので増減がございしますが、説明を省かせていただきます。

続いて、46ページをお願いいたします。2目一般旅券発給準備費というふうなことで、これも新しい目の創設でございます。権限移譲の中で平成20年4月からパスポートの発給につきまして本町でも行えるようにというふうなことで、19年度1年かけて準備をというふうなことで関係する経費を載せてございます。一番大きいのが備品購入で、旅券交付端末機の購入というふうな部分で計上してございますが、本年新しい目でございます。

続きまして、次のページ、選挙費についてでございますが、3目につきましては4月8日執行の県議会議員選挙分の19年度分を計上してございます。

続きまして、48ページ、参議院選挙、また49ページは町長選挙の経費を載せてございます。ただ、全体的にここで選挙が三つあるというふうなことで、最後の方の給与費明細書に出てまいります、職員の超過勤務手当、この部分で選挙の部分にかかる部分が出るというふうなことで、昨年に比べて増えております。その要因は、選挙の部分での超過勤務というふうなことでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、50ページ、5項の統計調査費、これにつきましては決まり切った統計というふうな部分で、説明は省かせていただきます。

監査委員費につきましても、説明は省かせていただきます。

続いて、3款民生費、52ページをお願いいたします。この中で特に社会福祉総務費の中の報償費、

町福祉有償運送運営協議会委員報償、これは昨年の12月補正で新しく上げてございますが、有償ボランティアグループの部分で町で協議会をつくるというふうな部分でのものがございます。昨年18年度にはなかったのですが、途中で補正をさせてもらって、19年度当初には今度上がっているというふうなことでございます。これに影響いたしますのが19節の負担金で、特定非営利活動法人運営費補助金、ここでの活動の部分というふうな部分が影響しているというふうなことでございます。

続きまして、53ページ、2目障害者福祉費でございます。昨年10月からの障害者自立支援法の施行に伴う事業の関係でございます。委託事業関係、昨年9月議会で補正をさせてもらっておりまして、当初予算との比較では当然昨年度なかったわけですので、特に大きなもので13節の委託料が動いているというようなことでよろしく願いいたします。続きまして、54ページをお願いいたします。54ページの負担金補助及び交付金の中で中ほどの（仮称）ときめきハウス保護者会補助金、これは新しい名前でございますが、今まで精神障害者作業所オアシスさんごというのがございました。それと、知的障害者でしょうか、工房あやめがこれ二つが統合になりまして、ときめきハウスというふうな形で新たに19年度からスタートというふうなので名称が変わってございます。

続きまして、55ページ、国民健康保険事務費をお願いいたします。この中で中ほどの賃金が載ってございます。これ昨年6月補正で賃金上げさせていただきましたが、本年は当初から臨時職員賃金を上げさせてもらっております。

次の国民年金事務費につきましては、説明は省かせていただきます。

続いて、老人福祉費の部分でございます。おめくりいただきまして57ページでございますが、57ページの19節の一番最後になりますが、社会福祉法人等低所得者介護サービス軽減措置事業補助金、昨年に比べましてこれが若干大分落ちております。これは、3月補正でも減額になっておりましたが、実績の見込みというふうな部分と制度自体がちょっと対象者が変わってきているというふうな部分で減額になっております。

続きまして、58ページをお願いいたします。老人措置費、保健福祉総合センター管理費につきましては、説明は省かせていただきます。

あと介護保険費につきましては、介護会計への繰出金、全体の中での給付が減の中での繰出金減というふうなことでございます。

あと次の保健福祉事業費につきましては、昨年やすらぎの里が導入いたしましたパワーリハビリ機器の補助が昨年はございました。本年度は、それがなくなったというふうなことで、昨年との比較の中では減額となっているというふうなことでございますが、実際高齢者筋肉向上トレーニング事業の委託料、これにつきましては昨年よりは増額になっているというふうなことでよろしく願いいたします。

続いて、59ページ、後期高齢者医療広域連合事業費、これにつきましては新しい目でございます。3月1日に広域連合が設置されております。19年度、20年度の実施に向けての19年度の準備費の計

上というふうなことで、負担金が一番多くなっておりますが、町内でも用意するものと準備するものがございますので、その辺の部分の準備経費を計上してございます。

続きまして、児童福祉費についてでございます。60ページ、次のページご覧いただきたいと思えます。扶助費の部分でこの辺が大きく増えてございます。児童手当、特例給付金につきましては、国の制度の改正がございまして、支給が多くなってございますので、その部分で大きく増えているというふうなことでございます。

続いて、61ページ、児童措置費についてでございます。これは、保育園の部分でございますが、入所者がちょっと増えてきているというふうな部分での委託料、補助金の増となっているというふうなことでございます。

次の児童福祉施設費、62ページをご覧いただきたいと思えます。ここでちょっと工事で上げてございますが、羽黒町、井鼻関係での児童遊園の修繕工事、62ページで工事請負で予定してございます。

次の災害救助費、説明はこれは省かさせていただきます。

続きまして、63ページ、4款衛生費についてでございます。ここで主なものといたしましては、議案第20号で乳幼児の医療費助成の改正というふうなことでお願いしてございます。そこでの制度の改正、年齢の拡大というふうな部分で、扶助費の中でのすくすく子育て関係が増加しているというふうなことで、それが主な要因になってございます。64ページの20節扶助費の部分でそれが増えているというふうなことで、よろしく願いいたします。

続いて、65ページ、前ページからの予防費についてでございます。ここでは今まで集団の部分がありましたが、今回で19年度からは学校関係を全部個別予防接種というふうな形に変わっていくというふうな部分で変更がございます。

次の保健師設置費でございます。4月1日から採用というふうなことで、4人目の保健師というふうな部分で内定してございます。それで、保健師1人分の給与が増えているというふうなことでございます。

続いて、老人保健費についてでございます。次のページご覧いただきますと、委託料の中で基本健診、また各個別検診の受診者が増えてきているというふうなことで委託料が増えている部分でございます。対象者が増えてきているというふうな部分でございます。

環境衛生費についてでございます。ここでは大きな増減はございませんが、歳入でもまた出てまいります。この中で資源ごみ分別回収委託料、また次のページの一般ごみの収集、これに電源の大規模施設地域振興事業補助金、事業費の2分の1になりますが、それを財源として充てているというふうなことでございます。また、特別会計への繰り出しで簡易水道事業、または特定地域生活排水処理事業、ここに県の中越地区廃棄物処理場の周辺環境整備事業交付金というふうな部分が充当しているというふうなものになってございます。

続いて、69ページをお願いいたします。労働費についてでございます。労働費につきましては、前年とほぼ同額でございますので、省略させていただきます。

続いて、70ページをお願いいたします。農林水産業費でございます。農業委員会費につきましては、ほぼ昨年と同じような予算となっております。ただ、新規といたしまして、19節負担金の中で地域生活アドバイザーというふうに県から任命された3名の方がいらっしゃいます。町内で特産品の開発、または食育教育の普及等、頑張っていらっしゃるグループでございます。そのグループに対して本町の方で補助というふうなことで、今回は町農村地域生活改善事業補助金というふうなことで本年新規に計上をさせてもらっております。

次の農業総務費、71ページの2目の農業総務費につきましては、職員給がほとんどのため、説明は省かせていただきます。

次の3目農業振興費についてでございます。農業振興費につきましては、今度は直接の生産調整関係、また確認業務関係が19年度からはJ Aの方が主体になるというふうなことで、その辺の部分で町からJ Aにというふうなことで動いている部分がございます。72ページをご覧いただきたいと思います。申しわけありません。J Aの前に72ページの工事請負費の部分、農林水産物直売施設の解体工事、これはいろはの解体工事でございますが、いろいろな経過の中で19年度当初予算で出しましたが、建物の解体のみを計上させてもらっております。続きまして、19節につきましては、まず中ほどの農業共済水稻防除費助成事業補助金、これにつきましては19年度から県内では航空防除がなくなるというふうなことで、地上防除に19年度からはなります。その辺の部分での補助金、内容的にもその辺の部分で増えてございます。それと、72ページの下から二つ目、町生産調整推進事業補助金、この辺の部分が今までの町の生産調整作物の大豆、そば団地化促進事業助成金、または水田農業構造改善対策事業補助金というふうな部分で、町で支出していた部分がございますが、この補助金を統合いたしまして農協、J Aの方に交付、補助をいたしまして、J Aの方から今度生産者の方に補助というふうな形で形が変わってまいります。それと、73ページ、町農地利用集積促進事業補助金、これにつきましては農地の利用集積による面積要件2.6ヘクタールをクリアする担い手、出し手に対する助成金というふうなことで計上してございます。昨年も当初につきましてはこれ項目で上がってございまして、補正してございますが、本年度は当初予算から計上というふうなことで、10アール当たり受け手、出し手それぞれ最終的には反5,000円になるかと思います。受け手の部分は、県の分が半分入ってまいります。それと関連いたしまして、19節の町集落営農促進事業補助金、19節の一番下になりますが、これは今度担い手の居住集落内での農地の集積をというふうなことで、出し手、受け手に10アール当たり5,000円というふうなことで集落営農を推進する集落に対して、検討する集落に対して1集落2万円の助成というふうな制度となっております。それと、その二つ前になりますが、町経営所得安定対策推進事業補助金、町水田農業推進協議会活動支援事業補助金、これは今まで町で行っていた部分を今度はJ Aさんの方がやるというふうなことでその

部分についている補助金、また協議会の運営もＪＡの方でというふうなことでＪＡに対する協議会運営の補助金というふうな部分に変わってございます。

続いて、畜産業費につきましては説明は省かせていただきます。

続いて、農地費の方をお願いいたします。74ページをお願いいたします。前年度の18年度までの経営中山間、薬師堂地区と換地関係の経費が減りまして、かわりに六郎女地区の準備のための委託料が計上されてきているというふうなのが大きな内容でございます。続いて、75ページでございます。県営上小竹地区ため池等整備事業負担金、これは町長の施政方針の中に入っております。ただ、その次の19節の中山間地域総合整備事業、これ薬師堂地区の換地清算負担金、また次の22節の中山間地域のこの清算金、これにつきましては新規のものでございまして、19年度薬師堂地区の終了に伴いまして換地が終わるわけなのですが、それぞれ換地の前と後に面積等、増減が出るわけでありまして、土地改良区がありますと改良区が清算手続を行っておりますが、本町の場合土地改良区ございませんので、町、県を通して清算を行うというふうなことになります。地元から清算金を分担金といたしまして、町を経由して県へ、または県から町を経由して地元への手続というふうになります。19節負担金につきましては、徴収した地元分担金を県に支払うというふうなものでございますし、22節補償補填金は土地改良清算基金にある町道関係の創設換地分を基金から繰り入れまして、県からの換地清算金と合わせて最終的に地元に払うというふうな流れでなっております。

それと、次の改善センター管理費につきましてでございます。次のページの15節ご覧いただきたいと思います。工事請負費で喫煙所の設置工事というようなことで、2カ所の改善センターで喫煙所設置を予定してございます。

続いて、林業費でございます。林業総務費は、職員の異動によるものというふうなことで、説明を省かせていただきます。

続いて、77ページ、林業振興費についてでございます。この委託料の林道地質調査業務委託料でございます。これにつきましては、林道柿木滝谷線の舗装の事前調査の地質調査というふうなことでございます。15節の工事請負費につきましては、2カ所の林道常楽寺線の補修というふうなことで予定してございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。水産業費でございます。その中で水産業振興費、工事請負費でございます。水産物共同荷捌所強化工事というふうなことで計上してございます。これは町の建物というふうなことでなっております。現在のところ、これは町単独事業での工事というふうなことで考えておりますが、できれば県にも援助していただくような形でお願いしているというふうな状況でございます。それと、19節の部分で一番下でございますが、町漁村センター改修事業補助金、ご存じのとおり漁村センターのまず受水槽が修理をしなければいけないというふうな部分と床が大分傷んでおります。その辺の部分で町の方で30%補助というふうなことで予定してございます。

続きまして、漁港費につきましては、大きなものとしましては例年の県営漁港整備事業負担金というふうなことでございます。

続いて、80ページをお願いいたします。海難救助費につきましては、説明省かせていただきます。

次に、7款商工費についてでございます。商工総務費、これも職員の給与ですので、省かせていただきます。

商工振興費の中で、19節についてでございます。町中小企業信用保証料補給金、また地方産業育成資金預託金、預託金の元利償還金というふうなことで、これはいずれも産業育成資金の関係でございますが、18年度よりやはり利用が多くなっている、実績自体が18年度も多くなっておりますし、19年度も利用が見込めるというふうなことで、昨年度に比べまして増額というふうなことでなっております。

続きまして、観光費に入らせていただきますが、82ページをお願いいたします。ここで役務費の中の広告料についてでございますが、天領の里の中で広告料を本年度は見えてございませんので、その分も踏まえまして増額してございます。あと本年度委託料の中で、一番最後でございますが、出雲崎おけさ普及CD、テープの作成というふうなことで本年度上げてございます。それと、15節の工事請負費、これは心月輪の修繕工事というふうなことで、外部分についてでございます。外壁の修繕、また柱の取りかえ等を予定してございます。それと、次のページ、83ページ、軽自動車の購入で備品購入費でございますが、10年目となっております軽トラがございまして、それを入れかえさせていただくというふうなことで予算上げてございます。続いて、19節につきまして、83ページでございますが、合併50周年の年というふうなことで、各団体、事業等でご協力いただきましてさらに盛り上げて充実した内容でお願いしたいというふうなことで、船まつり協賛会、観光協会、天領まつり、夕日コンサート関係で増額というふうになってございます。

天領の里管理費につきましては、ご承知のとおり夕風の橋の改修工事1億3,000万円と管理業務というふうなこと、材質につきましては耐久性のあるものというふうなことで、フィッシングブリッジと同等の材質というふうなことで予定を考えております。続きまして、84ページの積立金の最後でございますが、天領の里事業運営基金積立、これは指定管理者の納付金というふうな部分で積み立てを予定してございます。

次に、8款土木費の方をお願いいたします。85ページをお願いいたします。使用料及び賃借料の中の光ネットワーク機器賃借料でございます。国土交通省のネットワークシステムを利用いたしまして、本町でも県内の道路状況、また河川、周辺の状況をパソコンでリアルタイムに見ることができるようシステムを構築するというふうな部分で、その機器の借り上げというふうなパソコンの部分でございます。国土交通省との協力、一緒になってこういうふうな形を、本町でも見れるような形にしていくというふうなことでございます。

続きまして、86ページ、道路橋りょう費をお願いいたします。道路橋りょう総務費につきまして

は、昨年とほぼ同額ですので、省略させていただきます。

道路維持費につきましても、87ページ、道路維持費の委託料でございます。少雪の中で、除雪委託料昨年に比べまして100万円減というふうなことでなっております。それと、18節備品購入費でございます。19年新規に除雪ドーザを1台、歩道除雪車を1台というふうなことで、過疎債の対象事業として予定しております。

続きまして、道路新設改良費、88ページご覧いただきたいと思います。15節工事請負費関係でございますが、継続というふうなことで上中条米田中山線、立石稲川線、六郎女線というふうなことで継続を予定して、改良舗装関係の予定をしております。続いて、新規というふうなことで乙茂藤巻神条線、これ改良でございます。あと別ヶ谷4号線改良舗装、船橋田中線改良舗装、鳴滝町上野山線、これはちょっと1、2年あきましたが、舗装というふうなことで今回予定をしております。それに関係いたしまして、委託料、公有財産購入費というふうな部分の予算でございます。続いて、19節の県道路事業負担金につきましては、県道出雲崎石地線、稲川地内のもの、バリアフリー町づくり、川西地内のもの、良寛訪ね道整備事業というふうな部分での米田地内のものの負担金を計上しております。

排水路費につきましては、ご覧のとおりでございますので、省略させていただきます。

同じく河川費につきましてもご覧のとおりというふうなことで、説明を省かせていただきます。

続いて、90ページの砂防費でございますが、19節負担金で県急傾斜地崩壊対策事業負担金、これは藤巻地内の急傾斜地の崩壊対策に対する負担金でございます。

続いて、下水道費、これは繰出金だけでございますので、省略させていただきます。

続いて、住宅費につきましてでございます。報償費につきまして、これは昨年12月補正をお願いしておりますが、分譲宅地紹介1件10万円と、また空き家、空き地バンクの紹介1件5,000円というふうな部分で当初に載せてもらっております。それと、委託料についてでございます。地上波デジタル調査業務委託料、大門、米田の町営住宅でデジタル化に向けまして現施設の点検とデジタル波対応できるかどうか施設の更新設計をというふうなことで本年予算を上げてございます。

続いて、街なみ環境整備費についてでございます。街なみ環境整備事業、国の国庫補助というふうなことで事務費がございます。臨時職員の部分で土木総務費と分けて街なみ環境整備費に臨時職員分を計上しております。それと、報償費、アドバイザー謝礼でございますが、今後の街並の取り組みにつきまして、また講師、アドバイザー等をお願いするときの謝礼金というふうなことで新規に計上しております。あと12節役務費でございます。街なみ整備助成金交付申請確認手数料、助成内容につきましてはこれ個々から地元から上がってくる街なみ助成金のこの申請書の部分をチェックしてもらうというふうな自分で、街なみ環境整備協議会の会の中からお願いするというふうなことで、その部分の手数料を計上しております。それと、92ページ、19節負担金補助及び交付金というふうなことで、街なみ整備助成金というふうなことで、重点地区上限300万円、3分の2以

内、その他上限200万円、3分の2以内というふうな部分で1,000万円計上してございます。

続いて、9款消防費についてでございます。消防費につきましては、特に今年度は非常備消防費の中で11節に被服費を上げてございます。新基準型消防団活動服の購入というふうなことで、一応団員170着分を予算計上しております。オールシーズン用というふうなことでございます。既に周辺町村それぞれみんな用意されておりますが、紺地にオレンジのちょっとラインが入るというふうな形のものでございます。それとあわせて靴、編み上げ靴でございますが、これもあわせて貸与というふうな形で購入を予定してございます。

続きまして、消防施設費でございます。94ページをご覧いただきたいと思います。特に19年度は18節の備品購入費、消防ポンプ自動車というふうなことで2台予定してございます。2台とも、これは2の1と4の3というふうなことで、導入後昭和57年の登録でございますので、もう28年経過しております。古いのから更新していこうというふうなことで、起債事業、過疎債も一部使った中で起債事業を予定してございます。それと、次のページ、95ページ、11節でございます。施設修繕料についてでございますが、これ防災無線の中継局車の塗装が傷んでいますので、塗装関係、また屋外子局が町内20カ所ございますが、それについているバッテリー、緊急事でのバッテリーが耐用年数の5年を経過するというふうなことで、それを更新させていただくというふうなことで施設修繕料がでございます。それと、災害時非常用物資というふうなことで本年新しく計上してございます。これは県からの要請も当然あるわけございまして、主食、副食、飲み水、毛布というふうなことで、主食については1,400、クラッカーとか何かになります、副食は980、飲料水444本、毛布80枚というふうなことで、非常用の物資を備蓄というふうなことでございます。いざ有事の場合は、本町だけではなく、本町のものも他町村へのまた協力というふうなことで出すことになりますし、本町にも他町村からの応援を得るというふうなことで、それぞれ県からの割り当ての中での備蓄というふうなことでございます。

続きまして、96ページ、教育費をお願いいたします。教育委員会費、これは省かせていただきます。

事務局費につきましても人件費ですので、省かせていただきます。

次の97ページ、教育振興費でございます。報償費につきましては、これ子育て支援というふうなことで、小中学校の入学祝金についてでございますが、この辺の部分、例年と同じような形で計上をさせてもらっております。

続きまして、98ページ、教職員住宅費、これにつきましては昨年より落ちてございますが、昨年の大門の教員住宅の外壁修繕を行ったというふうなことで、それが本年度はないというふうなことで落ちてございます。

続きまして、小学校費でございますが、100ページをお願いいたします。15節の工事請負費についてでございますが、小学校のプールの補修というので、本体ジョイントの補強工事と継続になって

おりますが、校舎、体育館の耐震補強工事、また防火シャッターの避難時緊急停止装置取り付け工事というふうなことで、小学校は5カ所になるかと思いますが、これを新たに予定してございます。

それと、次のページ、101ページの教育振興費の工事請負費でございます。工事請負費でジャングルジム設置工事、遊具というふうな形でジャングルジムと、漁船設置工事というふうなことで漁船の提供をしてもらいまして、グラウンドの大門寄りになります。うんていが多分あったところだと思いますが、その付近に漁船を設置して、新しいまた子供の遊具というか、一緒になって遊べるものをというふうなことで予定してございます。

続きまして、102ページ、学校給食費につきましては、これ省略させていただきます。

103ページ、通学バス運行業務費についてでございますが、通学バスにつきましては委託料、これ電源の大規模の事業の対象とさせてもらっております。

続きまして、中学校費、105ページをお願いいたします。工事請負費についてでございますが、これ中学校のグラウンドでフェンスの設置工事、これは立石側へボールが逃げるというふうなことで、フェンス工事を予定してございます。それと、先ほど小学校と同じように防火シャッターの避難時緊急停止装置取り付け工事ということで、中学校2カ所を予定しております。

それと、107ページをお願いいたします。学校給食費についてでございます。18節、備品購入費でございます。食器消毒保管庫というふうなことで、昨年余り調子はいくつか悪くはありますが、だましまし使ってきているというふうなことで、19年度これを入れかえさせてもらおうというふうなことで、備品購入充ててございます。

続きまして、108ページ、社会教育費につきましては職員の配置がえ等のものの増減でございますので、省略させていただきます。

公民館費については、特にこれも、111ページ、工事請負費になりますが、中央公民館のボイラー工事、これは調整がきかないというふうなことで、もう23年もたっておりますので、19年度でボイラー取りかえ工事というふうなものを予定してございます。あと海岸公民館区分開閉器取りかえ工事、これ指摘がある部分で今回取りかえと。あと中央公民館の看板、入り口に木製の看板ございますが、大分腐って危なくなっておりますので、この看板も新しく設置し直すというふうなことでございます。

図書館費につきましては、省かさせていただきます。

続きまして、112ページ、文化財保護費についてでございます。済みません、113ページの部分でございます。文化財保護費の工事請負費でございます。良寛堂境内の暗渠設置工事、これ松に元気がないというふうなことで、地下水が高いのではないかとというふうなことで水はけをよくするというふうなことで、暗渠工事を予定してございます。

続いて、113ページ、北国街道妻入り会館管理費、これにつきましては直接管理というふうなことで、新しい目をつくりまして管理費を計上してございます。

114ページ、保健体育総務費につきましては、説明は省かさせていただきます。115ページについてでございますが、これは先ほど申し上げましたように、使用料及び賃借料のところで緊急蘇生装置の借上料を計上してございます。

116ページ、これは公債費でございますが、公債費につきましては18、19を比較しますと5,600万円ぐらい落ちております。これは、18年度で保健福祉総合センターの償還が終了したというふうなことで大きく落ちているというふうなことでございますが、ただし臨時財政対策債の元金の償還が出てきているというふうなことで、差し引き5,600万円程度でございますが、減額してきているというふうなものでございます。

あと117ページ、諸支出金、予備費につきましては、予備費は同額でございますが、これで一応歳出の方の説明は終わらせてもらいます。

○議長（高橋速円君）　ここで暫時休憩いたします。

（午後　2時51分）

○議長（高橋速円君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　3時05分）

○議長（高橋速円君）　引き続き補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（山田正志君）　それでは、補足説明引き続いてお願いいたします。

先ほど歳出の消防費の中でポンプ自動車の購入と申し上げましたが、ポンプ自動車の購入は購入なのですが、積載車の購入2台というふうなことで追加させていただきます。

それでは、歳入の方お願いいたします。10ページでございます。町税についてでございます。町税につきましては、19年度は税源移譲によりまして所得税から住民税へ、個人町民税へというふうなつけかえになっておりまして、個人分が増えてございます。

法人につきましては、法人税割が昨年より増えております。1社の部分でちょっと増えている部分があるというふうなことでございます。

続いて、固定資産税についてでございますが、昨年とほとんど同額で同じでございますが、償却資産が年々落ちてきているというふうな状況でございます。

続いて、国有資産等所在市町村交付金及び納付金、これ日本郵政公社、これが10月から民営化になるというふうな部分で落ちているというふうな部分でございます。

続いて、軽自動車税につきましては、これは全体的に台数が増え、微増というふうなことでなっておりますので、その分を見込んでおります。

続いて、12ページ、町たばこ税、これにつきましては今のこの流れの中で減少を見込んでいますと

いうふうなものでございます。

2 款の地方譲与税につきましては、既に税源移譲がスタートしておりますので、所得譲与税は廃止、その他自動車重量譲与税、地方道路譲与税につきましては、ほぼ同額というふうな部分でございます。

あと 3 款から 8 款までの交付金につきましては、ほとんど同額を見込んでおります。

9 款の 15 ページをお願いいたします。地方特例交付金についてでございますが、地方特例交付金の 1 項の部分でございますが、これは制度改正に伴いまして、児童手当等の乳幼児の加算部分、これ地方の負担分をというふうなことで、国の方で面倒見るというふうなことの分で増額になってございます。

それと、特別交付金につきましては、減税の補てん部分の交付が今までありましたが、19 年度からは廃止というふうなことでございますが、3 年間にわたりまして経過措置としまして前年の 25% を見込むというふうなことで今回上がってございます。

続いて、16 ページ、地方交付税についてでございます。昨年当初に比べまして 3,000 万円減額というふうなことになってございます。18 年度の交付自体の決定額につきましては、13 億 3,300 万円ちょっとでございます。したがって、本年度の予算額 11 億 4,000 万円引きますと 1 億 9,300 万円ぐらゐの差がございます。これにつきましては、決定額の中で国ベースでの出口の減少、それと新交付税部分での減少、それと 1 億円近い一応留保を見込むというふうなことで、落としての予算計上というふうなことをさせてもらっております。

11 款交通安全対策特別金は、前年と同額でございます。

あと 12 款の電源立地地域対策交付金についてでございます。これは昨年より 2,000 万円落ちてございますが、これにつきましては毎年交付受けております電源立地地域対策特別交付金が 2,000 万円ちょっとでございますが、これ 19 年度は簡易水道会計におきまして水質モニター整備というふうなことで、直接簡易水道事業会計に充当するというふうなことで一般会計から落ちているというふうなことでございます。

続きまして、13 款分担金及び負担金につきましては、農業費分担金というふうなことで 6 款の主として農地費での地元の分担金というふうな部分で計上をしてございます。

続きまして、18 ページをお願いいたします。14 款の使用料及び手数料について、商工使用料についてでございます。昨年 18 年度につきましては、天領の里使用料がございましたが、それが 19 年度は指定管理者の部分でなくなっているというふうな部分で、その金額がそのまま減額というふうなことになってございます。

次のページ、手数料につきましては、昨年とほぼ同額を見込んでおります。

続きまして、20 ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金についてでございます。前年度まで、18 年度までは障害者関係の負担金というふうなことで個々にございましたが、本年から

は整理いたしまして自立支援法関係での自立支援給付費負担金というふうなことでまとめた事業になってございます。それと、自立支援の下の方の負担金関係でございます。児童福祉費負担金関係、これは児童手当特例給付の制度改正による増額というふうな部分で昨年より増えているというふうな部分でございます。

次の国庫補助金につきましても、自立支援法関係で補助金が統合された名称になってございます。

続いて、21ページ、土木費国庫補助金でございます。これは、街なみ環境整備事業補助金、昨年度より事業費が増えてございます。環境整備工事の分、街なみ整備助成金の分というふうな部分で増加というふうなことで増えてございます。

それと、教育費国庫補助金につきましては、これは小学校の耐震の国庫補助の事業名が安心・安全な学校づくり交付金というふうなことで、19年度の分の補助金が計上してございます。

続いて、委託金につきましては、ほぼ前年と同額というふうなことで説明は省かせていただきます。

続いて、22ページ、県支出金でございますが、これも社会福祉費負担金の中で障害者自立支援給付費負担金、これは事業等の統合によってこの名称になっているというふうなことで、国費と同等な事業に児童手当の部分、特例給付負担金の部分が増えております。

次の第2項県補助金につきましても、総体では昨年とほぼ同額、同内容というふうなことになってございますが、23ページの3目の衛生費県補助金、この中で県幼児の医療費助成事業補助金の部分がございます。これにつきましては、県の方も県単での幼児医療費の入院につきまして就学前から小学校6年生までというふうなことに制度が変わるというふうなことで、当町も制度の対象者上げておりますが、この部分は県の補助の該当に逆になるというふうな部分でこの部分が入ってございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。委託金についてでございます。総務費委託金の中の徴税費委託金、これにつきましては個人県民税徴収取扱費委託金、これ率が変わりまして、配分率に変更になっておりまして、昨年よりは増えております。そのほか2つの選挙がここで歳入として見込んでおります。

続いて、委託金の2目の農林水産業費委託金で、中山間地域整備総合事業の薬師堂地区の換地清算金でございますが、これは歳出の方で説明いたしましたが、町、県、地元というふうにごるっと回ってまた清算されるという部分での県からの委託金の部分でございます。

県貸付金につきましても歳出で申し上げましたが、地方産業育成資金貸付金の部分で同額というふうな部分で、2分の1県の貸付金を受けておりますので、その部分が県貸付金で増えております。

続いて、27ページ、18款寄附金をお願いいたします。公債費寄附金の中で、これもずっとありますが、町道南沢中田線の当時のエコパークいずもぎきまでの専用道路というふうな形で町の方で工事した部分でございますが、事業団の方で工事にかかった起債事業でございましたので、元利償還

金、交付税措置除いた2分の1を寄附というふうなことで、これは平成25年度まで残っている、続くかなと思いますが、その分で毎年受けている部分、変わりはありませんが、その部分が載せてございます。

繰入金の特別会計繰入金は、項目ですので、省略させていただきます。

続いて、基金繰入金でございます。昨年より大きく繰入金は減っておりますが、内容的には昨年は土地開発基金を繰り入れておりました。1億円ちょっと繰り入れておりました。また、電源立地地域対策交付金事業基金というふうなことで、電源の基金、これは北国街道妻入り会館に昨年充当しておりますが、その部分の繰り入れの部分、また天領の里運営基金からの石油記念公園の整備部分での繰り入れ、その辺の部分昨年多くなっておりましたが、その部分が繰り入れは19年は減っております。ただし、財政調整基金繰入金につきましては昨年1億4,000万円でございましたが、本年は1億8,500万円ということで4,500万円追加した、多くなった繰り入れというふうなことでございます。

続きまして、20款の繰越金につきましては、これ3,000万円、昨年と同額を計上してございます。

次の諸収入につきましては、延滞金とか町預金利子は説明省かさせていただきます、次の30ページをお願いいたします。5項の雑入でございます。雑入の中で観光施設収入が1億5,000万円ぐらい昨年ありますが、その部分がストレートで指定管理に移っておりますので、なくなっているというふうなことで、雑入全体でその分が減っております。

続きまして、32ページでございます。町債の部分で載せてございますが、まず起債につきましてはそれぞれ歳出に連動いたしまして、国県補助との整合性とりながら過充当にならないような形で起債を見込んで計上してございます。

また、33ページの最後になりますが、臨時財政対策債につきましては、国レベルでの減額、マイナス9.5%を連動させた中で本町も19年は落とした中で起債を見込んでいるというふうなことでございます。

それでは、7ページをご覧くださいまして、今ほど歳入の22款の町債の部分で載せてあるものが7ページの第2表、地方債というふうなことでございまして、限度額、方法、利率等を定めておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、別表関係で119ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。1の特別職についてでございます。それぞれ歳出の各款に計上されております給与関係を一覧の明細にしているというふうな明細書でございます。それで、職員数というふうなことで、比較の中でその他の特別職が150人増えております。その主な内容というのは、特に19年度は選挙が3回ございます。それで、その他の特別職の中で選挙関係の立会人、投票、開票、選挙立会人、また投票、開票管理者、選挙長、その辺の部分での特別職というふうなことで職員数が増えているというふうなことで報酬が増えているというふうなことでございます。

120ページは、そこに予算書に載っておりますものを集合して拾い出した特別職の一覧表の内訳というふうなものでございます。

それと、121ページについてでございますが、一般職の部分でございますが、これは選挙費のところで申し上げましたが、時間外勤務手当が234万6,000円というふうなことで増えておりますが、これにつきましては選挙にかかる超過勤務というふうな部分での計上というふうなことでございまして、

続きまして、129ページ、これにつきましては継続費の表というふうなことで、継続費の調書、見込みというふうなことで調書を載せてございます。

130ページにつきましては、債務負担行為の調書というふうなものでございますし、132ページにつきましては地方債の調書というふうになってございます。

以上で歳入の方終わらせていただきます。一般会計につきまして、長くなりましたが、以上で終わらせていただきます。

○議長（高橋速円君） 次に、議案第29号及び議案第30号について補足説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） それでは、議案第29号につきまして説明をさせていただきます。

16ページの歳出からご覧いただきたいと思います。1款総務費の1項1目一般管理費ですが、13節の委託料の事項説明の一番下、資格業務電算委託料91万9,000円は、法改正により新たに計上です。そのほかは、前年度並みです。

次のページ、2項1目賦課徴収費の13節委託料で国税の賦課業務電算委託料ですが、この中で新規は保険税軽減自動化機の保険税未申告管理機能の設定33万6,000円が入っているものです。11節、12節、27節では、軽自動車の車検費用を計上させていただいております。

めくっていただいて、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費ですが、被保険者数が減少し、1人当たりの給付額はほぼ同額で、前年度比525万3,000円の減額です。

2目の退職被保険者等療養給付費は、被保険者数と1人当たり給付額ともに増えて、前年度比2,986万円の増額です。

3目一般被保険者療養費は、1人当たりの給付額は増えていきますし、4目の退職被保険者等療養費は逆に1人当たりが減額になっております。

その下の2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費ですが、1人当たり給付額、被保険者ともに減少で、前年度より249万4,000円減額です。

2目の退職被保険者等高額療養費ですが、1人当たりの給付額は減っておりますが、被保険者は増えております。

めくっていただいて、4項1目出産一時金は5件分を計上させていただきまして、その下の5項1目の葬祭費は60件分で変わらずです。

次の3款老人保健拠出金ですが、前々年度の実績によって支払基金への納付ですし、めくっていただいて4款の介護納付金についても40歳から64歳までの方の分で、同じく支払基金へ納付するものです。

5款1項1目共同事業拠出金は、事項説明の下保険財政共同安定化事業拠出金についてですが、昨年10月の法改正によりまして1件30万円以上の高額医療費5,001万3,000円の計上で、全額歳入で見えておりますが、前年度当初予算には計上されておきませんので、これが前年度比12.5%という総額予算を引き上げている一番の要因になっております。

次のページ、6款保健事業費、1項2目11節の消耗品費3万円ですが、金額は本当に少額なのですが、法改正によりまして20年4月から現在の住民検診に変わって保険者の責務で特定検診、特定保健指導を行うことが義務づけられ、19年度は特定健康診査実施計画を策定するようこれも法律で規定されております。国からの基本指針まだ示されておきませんが、3月中旬過ぎということですが、必要に応じてまた補正等をお願いしたいと思っております。13節委託料ですが、前年度同額で30歳から69歳までの人間ドック320人分、脳ドック60人分の検診委託料です。

めくっていただきまして、7款、8款、9款は予算書のとおりです。

26ページ、10款予備費は、前年度同様保険給付費の2%程度を見させていただきました。

次に、歳入ですが、8ページをご覧くださいと思います。歳出に対して国県の補助金や町の負担分等を差し引いたものが保険税になるわけですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分ですが、前年度より被保険者が減少し、賦課総額で1億1,075万4,000円、1人当たりの平均調定額5万94円で前年より低く、予算額で9,265万6,000円です。2節の介護納付金現年課税分915万8,000円ですが、1人当たりの調定額は2万1,514円と前年度に比べ、若干上がっています。

2目の退職被保険者等国民健康保険税ですが、1節の医療給付費分現年課税分で被保険者は前年度より増えましたが、1人当たり平均調定額は前年度より低く5万3,742円で、予算額2,394万2,000円。介護納付金分現年課税分は、一般と同様1人当たりの調定額は1万6,667円と前年度より若干上がっています。一般被保険者が減って、退職被保険者が増える傾向ですが、項の合計では前年度比1,431万8,000円の減額となっております。

めくっていただいて、10ページ、4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金ですが、一般被保険者分で定率34%で、前年度比529万5,000円の減ですが、一般被保険者分がその下の2項の財政調整交付金9%、それから6款の県財政調整交付金の7%を合わせて50%となるものです。

戻っていただきまして、2目の高額医療費共同事業負担金は、負担割合による国の分です。

11ページ、5款の療養給付費等交付金は、退職者医療制度により退職者分として支払基金からの交付金で、前年度比3,574万7,000円の増額です。

次に、12ページ、2項1目高額医療費共同事業負担金は、負担割合による県の分です。

7 款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金は561万7,000円、負担割合により 2 分の 1 が歳入として入ってきますし、その下の保険財政共同安定化事業交付金5,001万3,000円は、歳出分がそのまま国保連合会から入るものです。

8 款財産収入は、運営準備基金利子分ですし、9 款の繰入金ですが、1 項 1 目一般会計繰入金 3,678万6,000円ですが、1 節の保険基盤安定繰入金は税の軽減分と保険者支援分で、負担割合に応じ、町分の繰り入れです。2 節の職員給与費等繰入金、3 節出産育児一時金等繰入金は前年度実績で、4 節の財政安定化支援事業繰入金につきましても町の財政状況により交付税措置等があり、前年度実績で661万3,000円を計上させていただきました。

それから、その下の 2 項基金繰入金ですが、必要に応じてということで項目予算で計上させていただいております。

14ページ、10款の繰越金、11款の諸収入については、予算書のとおりです。以上が国民健康保険事業特別会計の説明でございます。

次に、議案第30号について説明をさせていただきます。37ページの歳出からご覧いただきたいと思います。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費ですが、前年度比10万6,000円の減ですが、13節の委託料は被保険者の減によるもので、他は全くの前年度並みの予算です。

めくっていただきまして、2 款医療諸費、1 項 1 目医療給付費ですが、前年度より4,615万9,000円減になりましたが、受給者数の減が大きく、平成14年10月に法改正で対象年齢が70歳から75歳になったことで段階的に経過措置がとられていることが要因です。

2 目の医療費支給費は、20万円増額していますが、食事差額分の償還を実績見込みで見たもので、内容的には前年度並みです。

3 目の審査支払手数料は、レセプト関係の審査支払手数料です。

その下の 3 款諸支出金は、予算書のとおりです。

4 款予備費は、例年どおり医療費の約0.3%分を見させていただきました。

次に、歳入ですが、34ページをご覧いただきたいと思います。この制度は、国、地方公共団体、保険者が共同で財源負担をするもので、費用負担表に基づいてのものです。1 款支払基金交付金 3 億7,415万5,000円です。

2 目審査支払手数料交付金278万3,000円は、歳出の医療諸費の13節審査支払手数料が実績でそのまま入ってきます。

2 款 1 項 1 目医療費国庫負担金 2 億3,965万5,000円についても、費用負担表により12分の 4 が国の負担分です。

その次のページ、2 項 1 目医療費適正化対策事業費補助金は、前年度ゼロが 9 月で補正しておりまして、前年度並みということで、一般管理費の医療費通知分です。

3 款 1 項 1 目医療費県負担金5,991万4,000円も費用負担割合により12分の 1 ということです。

それから、その下の4款1項1目一般会計繰入金6,170万6,000円ですが、事務費負担分は歳出の総務管理費を例年どおり計上させていただきました。医療費負担分は12分の1で、県と同額が町負担分です。

次に、36ページの5款は繰越金、6款の諸収入は予算書のとおりですので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（高橋速円君） 次に、議案第31号について補足説明願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） それでは、議案第31号につきまして、55ページ、歳出からご説明を申し上げます。

全体的な給付費の見込みの中で施設給付費の伸びが少なくなっているという観点の中で各項目を計上してございます。

まず、1款の総務費、1目一般管理費でございますけれども、若干減額になってございますが、主な減額内容は13節委託料の関係、介護保険業務機器・システム等保守委託料の減ということで、企業努力をお願いした中で減額とさせていただいてございます。

それから、次のページ、56ページになりますけれども、2項の徴収費につきましては、1目賦課徴収費の11節、12節で増額をさせていただいております。主な増額内容でございますが、保険料通知用封筒の残数が不足してございますので、その封筒の印刷代、それから役務費での増につきましては口座振替通知書の発送の関係で増額をさせていただいているものでございます。

次に、3項介護認定審査会費でございますけれども、最近の認定状況見ますと24カ月更新が多くなってございます。そういった関係から、認定審査会資料作成にかかる12節介護保険主治医意見書記載手数料、13節委託料、施設等訪問調査委託料を減額するものが主なものでございます。

次に、57ページでございますけれども、2目の認定審査会共同設置負担金でございます。一番上の方でございますけれども、この負担金につきましては、負担金の算出基礎について長岡市との共同設置の中でこれを審査件数割合としてございますけれども、当町の審査件数が若干少なくなっておりますので、その分減額となるものでございます。ちなみに、長岡市が97.5%、出雲崎町が2.5%という審査件数割合で当初負担金を計算してございます。

それから次に、4項の趣旨普及費でございますけれども、この減額につきましては、本年度第3期の介護保険事業計画のスタートに伴いまして、新しい介護保険制度の冊子を作成いたしましたけれども、その作成が本年度終了いたしましたので、印刷製本費について減額となるものでございます。

次に、58ページ、2款の保険給付費でございますけれども、その中の1目介護サービス給付費、これは要介護度1以上の方が対象の給付費でございます。主な減額要因は、施設介護サービスが伸

びていないということと本年度の実績を見込んだ中での説明欄の上から3番目、施設介護サービス給付費の減が主たるものでございます。

次に、59ページ、2項の介護予防サービス費等諸費、これは要支援者の方が対象の給付費でございますけれども、本年度の実績見込みの中で計上させていただいております。

それから、めくっていただきまして、60ページ、4項の高額介護サービス等費でございますけれども、この高額サービス等費と、それから次5項の特定入所者介護サービス等費につきましても、本年度の実績見込みの中で計上してございます。

それから、62ページをお願いしたいと思います。5款地域支援事業費でございますが、1目の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、特定高齢者の方を対象とした事業ということで、7節賃金につきましては、特定高齢者のお宅を訪問して介護予防の指導を行うための賃金ということで、年45回程度の訪問を予定した中での予算計上でございます。それから、13節委託料、通所型介護予防事業の委託料でございますが、これにつきましては65歳以上の特定高齢者の方を対象に機械を使用して運動を行う介護予防事業、いわゆる通称パワーリハビリ事業というふうに呼んでございますけれども、これを実施するものでございます。なお、本年度の事業実施の中で、事業終了後さらにそのパワーリハビリを利用したいという要望が大変多かったことから、各クール終了後の継続利用及びフォローアップ事業も組み込んだ中でやすらぎの里さんに事業委託をするものでございます。また、特定高齢者把握事業委託料につきましては、19年度新規の計上でございますが、地域包括支援センターに事業委託した中で対象者の把握を行うものでございます。

それから次に、2目の介護予防一般高齢者施策事業でございますけれども、この13節委託料、これにつきましては65歳以上の虚弱の高齢者の方を対象としたパワーリハビリ事業ということで、19年度新規に実施するものでございます。それから、同じく13節委託料の地域介護予防活動支援事業委託料43万円でございますけれども、これにつきましてはそれぞれの地域で介護予防事業のサポートができる方を要請したいということで、研修等の支援事業を19年度新規に実施するものでございます。

次に、2項の1目包括的支援事業費でございますけれども、これにつきましては昨年の4月から町社会福祉協議会に事業委託をした中で実施しております地域包括支援センターのいわゆる運営費ということでの計上でございます。この委託料のうち国県補助といたしまして、国40.5%、県20.25%、合わせまして60.75%の国県補助金を予定しているところでございます。

それから、次のページ、63ページの3項その他事業費の地域包括支援センター運営委託料でございますが、今ほどご説明を申し上げました包括的支援事業費830万円だけでは包括支援センターの運営に不足を来しますので、一般会計の方から繰り入れをした中での地域包括支援センター運営委託料301万7,000円をあわせて計上させていただいております。196万7,000円ほど減額となっておりますけれども、これにつきましては地域包括センターの方で介護予防のケアプランを作成してござ

いますけれども、このケアプランの作成の収入が結構入るだろうと見込まれますので、その分本年度の減額となっているというものでございます。

それから、めくっていただきまして、64ページの方になりますけれども、64ページ、それから65ページにつきましては、ご覧のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入でございますけれども、47ページをご覧いただきたいと思います。初めに、1款保険料でございますが、これにつきましては特別徴収の方が1,677人、普通徴収の方が198人、収納率98.0%という見込みの中で算定をしております。本年度と比較いたしますと、特別徴収、普通徴収ともに対象者の方が少なくなっております関係で減額となっているものでございます。

めくっていただきまして、48ページ以降でございますが、3款の国庫支出金、それから2項の国庫補助金、それから49ページ、4款の支払基金交付金、これらにつきましてはいずれも国、あるいは支払基金の法定負担分と、歳出の給付費に対します法定負担分ということで計上してございます。

それから、めくっていただきまして50ページでございますけれども、これは県の支出金関係になるわけでございますが、やはり歳出の給付費に対しますところの県の法定負担分ということで、それぞれご覧のとおり計上させていただいてございます。

それから、51ページになりますけれども、繰入金の関係、一般会計の繰入金でございますが、これにつきましても給付費に対しますところの町の法定負担分ということで計上してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、めくっていただきまして、52ページになりますけれども、基金繰入金、これにつきましては介護保険の準備基金からの繰り入れということで、給付費の支払いに対しまして歳入不足分を基金から繰り入れるという内容になってございます。

以降54ページまでになりますけれども、ご覧のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） 次に、議案第32号から議案第36号につきまして、建設課長、願います。

○建設課長（玉沖 馨君） 議案第32号につきまして、補足説明させていただきます。

歳出、78ページをご覧ください。1款総務費、1目の13節簡易水道更新計画策定業務委託料でございますが、町の水道施設で古いものは40年以上が経過し、順次計画的に更新、改築を行う時期を迎えております。給水人口の変動や各井戸の水質を考慮した配水池、あるいは浄水設備の規模の検討など、整備計画の作成を行うものでございます。

2款水道管理費では、施設の維持管理経費を計上いたしました。80ページの13節配水管洗浄委託料は、稲川地内で管洗浄を予定しております。また、18節では軽自動車を更新する費用を計上いたしました。

3款1目の配管布設整備費では、安全な水であることを常に確認するため、水質モニター設置工

事を行うほか、海岸地区の民地内埋設管の移設工事などの経費を計上いたしました。

また、2目の取水施設整備費では、神条の2カ所のポンプ場の機能向上を図るための工事費を計上いたしました。

4款公債費、5款予備費につきましては、ご覧のとおりでございます。

歳入でございますけれども、73ページをご覧ください。1款に水質モニター設置工事の財源に充てるため、電源立地地域対策交付金を新たに計上いたしました。

2款の分担金及び負担金では、住宅団地入居者の分の増加を若干見込みました。

3款使用料及び手数料から7款諸収入につきましても、ご覧のとおりでございます。

77ページ、8款町債でございますが、海岸地区の民地埋設管移設工事にかかる費用分を計上いたしました。これによりまして、70ページの第2表、地方債でございますが、限度額2,400万円とさせていただきます。

また、給与費明細書が83ページ以降でございますし、地方債の前年度残高表につきましても88ページでございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、議案第33号につきまして補足説明させていただきます。歳出、96ページをご覧ください。

1款、2款とも浄化槽の維持管理に必要な経費でございます。

3款公債費、4款予備費につきましては、ご覧のとおり計上させていただいております。

歳入でございますけれども、94ページをご覧ください。記載のとおりでございますが、主な歳入財源は1款の使用料及び手数料と2款の繰入金となっております。

また、地方債の年度末残高表につきましては、99ページでございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第34号につきまして補足説明させていただきます。歳出、109ページをご覧ください。1款総務費につきましては、ご覧のとおりでございますが、13節の農業集落排水台帳作成業務委託料につきましては、マンホールポンプ施設の台帳整理を行うものでございます。

110ページ、2款集落排水施設費、1項1目の出雲崎地区でございますが、川西住宅団地第2期の下水道管整備が終了いたしましたことによる減額となっております。また、例年と同じく個人の申し込みで新規に公共枡の取り出しをする場合の工事費30万円を見込みました。2目、3目につきましても同様に1カ所30万円ずつ見込むという形になっております。

次の2項でございますが、施設管理費に係る経費でございます。

それから、3款公債費、4款予備費につきましてもご覧のとおりでございます。

歳入でございますが、106ページをご覧ください。1款の分担金及び負担金につきましては、10万円の分担金と公共枡取り出しに係る工事費30万円の合わせて40万円を1カ所として3地区分と団地分譲による新規加入見込み分を計上いたしました。

2款につきましては、団地分譲や水洗化の促進により、多少の増額をいたしました。

3 款から 6 款につきましては、ご覧のとおりでございます。

また、給与費明細書が113ページ以降にございますし、地方債の年度末残高表につきましても118ページにございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、議案第35号につきまして補足説明させていただきます。129ページをご覧ください。1 款総務費につきましては、ご覧のとおりでございます。人件費など一般的な管理経費でございますが、次のページの27節消費税につきまして、納める税金の計算方法が従来の簡易課税から一般課税に変わる関係で増額をいたしております。

2 款事業費、1 項の公共下水道事業費でございますが、下水道施設に関する地震対策計画策定業務を国庫補助事業で実施いたします経費を計上いたしました。

次の2 項公共下水道管理費でございますが、処理場の供用を開始して9 年が経過する中で、機械のオーバーホール経費が増額になってまいります。

3 款公債費、4 款予備費につきましては、ご覧のとおりでございます。

歳入でございますが、125ページをご覧ください。1 款、2 款につきましては、団地分譲や水洗化の促進により、多少の増額をいたしました。

次のページ、3 款国庫支出金は地震対策計画策定業務に係る国庫補助金でございます。

4 款から 6 款につきましては、ご覧のとおりでございます。

7 款町債は、地震対策計画策定業務に係る費用に充てるものでございます。これによりまして、122ページの第2 表、地方債でございますが、限度額950万円とさせていただいております。

また、給与費明細書が134ページ以降にございますし、地方債の年度末残高表につきましても139ページにございますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、議案第36号でございます。補足説明させていただきます。歳出、149ページをご覧ください。1 款1 目の住宅団地管理費、13節の地上波デジタル調査業務委託料でございますが、ご承知のとおり深町団地は町が設置した共同受信アンテナでテレビの視聴を行っています。しかし、現在の施設では地上波デジタル放送の視聴ができません。デジタル放送を見るためにどのような施設改修が必要になるのかを調査するものでございます。

2 目住宅団地事業費でございますが、主なものは川西団地第2 期分の10区画、てまり団地の19区画の販売PR 経費でございます。19年度は、現地での大型イベントは行いません。新聞広告や住宅情報誌を活用し、住宅地を求めている方々に情報が直接伝わる販売PR を行いたいと考えております。

歳入につきましては、146ページ、147ページに記載のとおりでございますが、歳出に係る財源といたしまして土地売却収入を計上いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第36号まで、議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第36号までの議案9件につきましては定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定いたしました。この際しばらく休憩いたします。

（午後 3時54分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時55分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（高橋速円君） これから諸般の報告をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に田中元議員、副委員長に南波榮一議員が互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（高橋速円君） 議案第28号から議案第36号までの議案9件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は予算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

◎散会の宣告

○議長（高橋速円君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時56分）

第 2 号

(3 月 1 3 日)

平成19年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成19年3月13日（火曜日）午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１０名）

１番	小 林 泰 三 君	２番	田 中 政 孝 君
３番	中 川 正 弘 君	４番	田 辺 雅 巳 君
５番	田 中 元 君	６番	中 野 勝 正 君
７番	南 波 榮 一 君	８番	山 崎 信 義 君
９番	日 山 正 雄 君	１０番	高 橋 速 円 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 則 幸 君
助 役	小 林 忠 敏 君
教 育 長	佐 藤 亨 君
総 務 課 長	山 田 正 志 君
町 民 課 長	徳 永 孝 一 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 信 男 君
産 業 観 光 課 長	加 藤 和 一 君
建 設 課 長	玉 沖 馨 君
教 育 課 長	関 川 政 敏 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	河 野 照 郎
書 記	小 野 塚 千 春

◎開議の宣告

○議長（高橋速円君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円君）　本日の議事日程は、お手元に配りましたとおり行いますので、ご協力願います。

◎一般質問

○議長（高橋速円君）　日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇　田　中　政　孝　君

○議長（高橋速円君）　初めに、2番、田中政孝議員。

○2番（田中政孝君）　それでは、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に、過疎債を有効に活用できないかということにおきましてご質問させていただきますが、当町におきましては、昭和45年に制定されました過疎債を初め、過去30年間にわたりまして223億円という大変巨額なお金を投じた中で事業をこなしてきたわけでございます。45年から平成元年までの20年間にしましては交通通信体制の整備を、事業費の総額の約50%ぐらいというのは、この過疎債に係る事業の実績が20年間で70億円ぐらいあるわけです。そのうちの約半分近い金額を交通通信体系の整備に充ててきたという事実があるわけでありまして、平成2年から11年、10年を見ますと、今度生活環境施設の整備に約60%ぐらいのお金を投じてきたという、大変その時代に適応した事業を集中的にされたというふうなところが見えるわけでございます。

その後におきまして、新過疎債、過疎法における実績を見ましても、生活環境施設の整備、これにかなりの金額を充てているというわけでありまして、まさに過疎債が当町におきましては大変有効な、活用できる借入れの方法なわけでございます。これが法律が平成21年までというようなことでありまして、あと限られた時間しかないわけでございます。その間に今大変必要な事業があるのではないかというふうに思っているところでございます。その辺町長としてはどのようなお考えですか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君）　町長。

○町長（小林則幸君）　過疎債の有効活用についてということで、田中議員さんのご質問にお答えをしたいというふうに思っているわけでございます。

今議員さんがおっしゃったように、この過疎法につきましては昭和45年、過疎対策緊急措置法が時限立法として施行されて4度の、時限立法ですので10年ごとに改革をされながら、今40年近くたとうといたしております。今お話がございましたように、非常に町もこれを有効活用、適切に活用させていただいているわけですが、近々の例から申し上げますと、平成12年度から21年までの10年間にわたる過疎地域自立促進特別措置法によりまして、平成16年度に前期5カ年の計画が終了したわけですが、その約39億9,000万円の事業を実施しておるわけですが、この中で過疎債の充当は14億200万円でございます。

いよいよ平成17年度から後期の5カ年計画に入ったわけですが、これは今議員さんがおっしゃったように、法律で定めたところの産業振興とか、あるいは交通通信体系、そしてまた生活環境の整備、高齢者等の保険を含む福祉の向上等、今日の事業区分に従って事業を進めてまいるわけですが、平成17年度におきましては、2億1,500万円の事業を実施したわけですが、7,550万円の過疎債を充当しております。また、町道や除雪ドーザーの購入など生活道路の確保と安全確保、あるいは街並環境整備、住民、町民に密着した事業を進めているわけですが、大体18年度におきましては1億2,900万円過疎債を充当しているというところでございます。

いよいよ後期5カ年計画に入ったわけですが、この計画につきましても、緊急かつ必要に進めなければならない事業等につきましては、計画を変更し、そしてまた県との協議を経ながら、議会のご承認をいただいた中で実施することになっておるわけですが、当然この有利な起債を活用しながら各種事業を進めてまいるわけですが、今後とも議会の皆さんと十分ご意見を承りながら有効に、そしてまた出雲崎町の申し入れます九つの区分があるわけですが、それらの振興に充ててまいりたいというふうに思っておるわけですが、

19年度、今予算審議をいただいておりますが、3億2,100万円です、ちょっと夕風の橋とか、そういう大きな事業でございますので、それらに充当したいということで今ご審議を賜っておるというところでございます。

また、時限立法で平成21年度末でこの事業は終了するわけですが、この前2月17日でございますが、私だけでしたが、頑張る地方応援プログラム懇談会という席上で、総務省の久保総括審議官、この方は私中央でもお会いしておりますし、新潟でもお会いしているわけですが、このポスト過疎法につきましては、十分ひとつまた今後、今そういう過疎なり、いろんな困っている地方があるので、今からポスト過疎法については十分対応してまいるようにやっていきたいと。ただし、ご承知のように今非常にいろいろな制度改革もございますし、あるいは地方の実情も大きく変化しております。そういうことでございますので、今までのような甘い考えではいられないなというふうには思っています。

しかし、状況からいたしますと、今ご承知のように合併が進みましたので、例えば新潟、長岡あるいは柏崎、ああいう大都市でもやっぱり過疎地域、上越もそうでございますが、過疎地域に指定

されております。当然過疎債の充当もあるわけでございます。しかし、今度ポスト過疎、22年度からは書類などの見直し等も行われるわけでございますので、ある程度逆に当町のような自立をしている町村にとっては有利な展開がされるのではなかろうかというふうに思っております。

しかし、いずれにいたしましても、今田中議員さんのご要望もございまして、全くそのとおりなのですが、過疎債も大枠は決まっておりますので、なかなかこの事業もあの事業も充てたいといっても、県全体、国全体のバランスを考えながらのまた許可をいただくということになっておりますので、今申し上げます19年度、3億2,000万円は、最大限の範囲内の過疎債であろうかなというふうに考えております。今後ともひとつ、全く有利な起債でございますので、十分できる限り新しい事業なり、見直しするものは見直しをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋速円君） 2番。

○2番（田中政孝君） ポスト過疎債というやつが利用できるようになれば大変ありがたいというふうには思っておるわけですが、果たしてそれもどういふふうになるかわからないところですが、それでぜひ21年度までは今までどおりの法律なわけでありまして、私が言いたいところは、当町は大変今まで携帯電話なり、ADSLは非常にほかの町村から比べますとおくれておったというところが事実であります。

そんな中で、先日の予算審査特別委員会にも話題に出ましたけれども、光ファイバーにつきましてぜひとも導入したらどうかという考えがあるわけでございます。それを過疎債に充てられるものなら、充てた中で、早急に私はそういうものを今のうちに構築しておいた方が当町の将来的におきまして非常にいいのではないかというふうに思っているのです。ということはやっぱり、ではお金をどうするかというのが問題になってくるわけです。それにはこういうものなり、これで足りなければほかのものとかというようなことで、ぜひこの辺ですと刈羽村さんがやっておられるというお話ですが、この辺ひとつ出雲崎町としても考えるべきではないかというふうに思っております。その辺町長どうでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 重ねてのご質問、またご意見でございますが、全く今のIT時代、情報化時代でございます。いかに瞬時に情報をキャッチし、しかも大量なあらゆる情報がキャッチできる、これがやっぱり光回線のよさだと、光ファイバーのよさだということになっておるわけでございます。

実は皆さんもご覧になったと思うのですが、3月8日と10日の日本経済の第1面に、この光ファイバーについての大きな報道がされております。1面トップです、なされておるのですが、その要項は、総務省は光回線を通じながら高画質の番組を提供するというふうに出ております。これはもう自治体がどうするのではなくて、やっぱりNTTとか、この後がまた10日にはKDDIが大きく書いてありますが、そういう事業者を通しながらの事業というものを進めているのが大体本流の

ようでございます。10日にはKDD IがJ R東日本と組んで光回線事業を新幹線沿いに12万世帯に入りたいという、事業者がこの事業を実施して、言うならば経営です。事業ですから、そういうことの中で世帯を募集していきたいというような記事が出ております。しかし、その記事の中にも、実際にはまだ日本全体からいいますと、光回線を利用している世帯が非常に少ないということなのです。そしてまた、今このKDD IもJ R東日本も、やはり採算がとれないとそういう事業には着手しないということです。

そういう意味で、今田中議員さんからもご意見が出ましたが、ADSL、これは小林泰三議員からもいろいろ出まして、町も積極的に進めたわけですが、残念ながらこのADSLに入っている世帯は300弱と、300余です、非常に厳しいのです。だからこういう事業を通して果たして、相当負担もかかるわけですから、その辺の問題も十分精査してやっていかなければならぬというふうに思っているわけでございますが、いずれにいたしましても、例えばNTTがこういう整備をするということになりますと、インターネットを利用するには月6,000円かかるとか、あるいはまた光電話には月500円と、また通話料が3分一律8円とか、それはやっぱりお金もかかるのです。そういうものをお互いに検討しながら、費用対効果あるいはまた住民の皆さんのお考えがいか辺にあるかを十分つかみ取っていかなければならぬというふうに思っています。

今ご意見がございましたように、刈羽村も光ファイバーを入れ、なおかつケーブルテレビとかです、これは約11億円かかっているのです。刈羽村はお金がございますからできるのです。だから、これも補助金がありまして、過疎債の対象になるのです。だから、そういうことも考えていかなければならぬと思っておるのですが、非常にこれもなかなか難しいのです。問題点といたしましては地上波デジタル、いよいよ2011年です、それから入るわけですが、そういうデジタルの再放送以外は大体NTTのサービスと同じだというようなことも言われておるわけでございますし、これを入れますことによって難視聴地域解消ができるということでございますが、出雲崎町はどうでしょうか、田中議員さん、それこそいろいろな意味で十分ご理解、内容知っておられると思うのですが、難視聴地域でしょうか、これ案外出雲崎町は少ないのでしょうか、その辺ちょっとまた検討してみなければならぬと思うわけですが、そういうメリット、デメリットいろいろございます。

しかし、やっぱり私は、今ご意見がありますように、これからの時代要請というのはそういうふうに移っていくのでしょうし、大事なことはないかと思うのです。だから、今のところ計画にはのせておらないわけでございますが、やはりこの光ファイバーの整備ということについては、ひとつまた早急に、どれだけの事業費がかかるのか、住民の皆さんのどのような要望があるのか、あるいはそういう時期はいつごろできるのか、いろいろあると思うのですが、その辺を十分精査をしながら、やっぱり前向きに取り組むという姿勢は、私はこれから大事ではないかなと思っておりますので、またご意見もいただいておりますので、また皆さんからのご意見をいただいて内部検討もしながら、どのような形で進められるのか、どのような費用がかかるのか、その辺を検討してまいり

たいというふうには思っています。

○議長（高橋速円君） 2番。

○2番（田中政孝君） 確かにその費用対効果というようなことも大事だと思いますし、町長言われたように、出雲崎町の場合非常にそれを入れてもどれだけの方がでは活用できるかという問題もあるのですが、出雲崎町だんだん過疎化してくると、むしろ今のうちに、早いうちにといえますか、行政としてやってやらなければ、もう後々できないというところがあるのではないかと思います。そんな面もありまして、ぜひ行政として取り組んでいただきたいなという気持ちが一つなのです。ぜひその辺につきまして課内でご検討いただきまして、ぜひまたいい方向に行きますようご努力いただきたいというふうに考えております。

続きまして、次の方には移らせていただきたいと思うのですが、町長は就任以来、大変観光に力を入れるのだというふうに言われてこられたわけですが、残念ながら企画振興課は結局分散するような格好になりまして、これも行財政スリム化の計画の中でいたし方ないというふうには思っているのですが、出雲崎町のそういう旧所名跡を見ますと良寛堂から良寛記念館、芭蕉園から石油公園、また天領の里、獄門跡とか、大変すばらしい史跡があるわけがございます。

それと、ほかにもない船祭りとか、とにかく出雲崎町というのは海があつて、非常に恩恵をあずかっているところなわけです。それを活用なかなかできない面もあるというふうに私は思っております。史跡の一つ一つを見ましても、大変整備はされているかも知れません。しかし、それを点ではだめだと思うのです。それを一つの線にできるように、今までどのようなことをされておったのか、なかなかそういう線的なところは見えてこないなというふうに思っております。

それと、先日の卒業式にも、たしか議長の方からあいさつの中で、出雲崎町のみこしの件とか、ほかにはないお獅子とか、大変すばらしいものがいっぱいあるわけです。そういうものを果たして行政としてそのまま放っておいていいものかどうか。やっぱり行政がそれに携わるのではなくて、もっとこういうふうにやったらいいとか、そういうすばらしい意見を出すべきではないかというふうに私は思っているところでございます。

それも含めた中で、出雲崎町全体を見た中で、例えば企業誘致とか駅前周辺の活用、いろんなそういう企画的なこと、そういうものが今までやっぱり企画課であっても、祭り、イベントに集中するといえますか、イベント屋さんというような向きもあったのではないかと私は思っているのです。そういうイベント屋ではなくて、もっと企画的な、町をいずれかは大きなところと合併するというようなことも当然考えておかねばならぬわけです。合併しても出雲崎町は出雲崎町らしく進んでいけるように、今のうちにそういう計画をぜひとも立てるところがあつたらいいのではないかと。つまり今までの既存の方がそういうことを計画しても、全く同じことをやると思うのです。だから全く私は、行政にかかわらない方でも結構だと思うのですし、行政の方でもいいのですが、非常に前向きなアイデアを持った方といえますか、そういう方を添えた中でひとつ考えるべきでは

ないかというふうに思っておるのですが、その辺は町長どうでしょう、そういうところがつくれなものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） ただいまの観光を含めての町の今後についてということでございますが、ご承知のように今大変厳しい状況なわけございまして、町も自立をしながら5カ年間の行財政スリム化プログラムを策定しながらいろいろ仕事を進めているわけでございます。また、国におきましても非常に厳しい数値を求めながら、さらなる公務員を初め、数を初め、組織のスリム化を求めてきております。

そういう中で、町も今田中議員さんがおっしゃるように、新しいセクションを設けるということはなかなか至難であり、また今の行政といえましょうか、行政改革なり、いろいろの進めに相反するということになってまいりますので、私たち今職員、町の中ではこういう限られた職員数でございますので、大きな課題なり、新たな課題に取り組むときには行財政推進委員会とか、あるいはセクションの部、課はもちろんでございますが、それを中心としたプロジェクトチームを設置して常に対応いたしております。例えばてまり団地の分譲とか、指定管理者制度の導入問題とか、あるいは課等の事務、あるいは組織の課の設置、再編です。そういう新規課題に対しましては、部局を越えて、庁内を横断的に適材適所を配置しながら事を進めておるという事実がございます。それによって相当成果も上がっておるわけでございますので、今後とも単なるセクション、部の限られた人がやるのではなくて、お互いが総力を挙げて、知恵を出し合い、額に汗をかきながらそういう新しいプロジェクトなり、あるいは既存の行事を進めてまいる必要があるのではないかと考えておりますので、また田中議員さんのご意見はご意見としてまた受けとめながらやっていきたいというふうに思っています。

さらに、実は先般も建設課長も同席をしておったのですが、こういう街並、観光に対する業者の皆さんがおいでをいただきましていろいろとお話を承りました。業者のお話はお話といたしまして、私は私の考え方を申し上げさせていただきました。観光とは静と動だと。静とは何たるや、ホスピタリティ、いわゆるおいでになった皆さんを町民が挙げて歓迎、歓待するという気持ちがなかったら、観光地としては絶対生きていられない。そして、環境整備をしながら、出雲崎町の安全、安心、あるいはそういう福祉関係とか、そういうすべての面の社会貢献できる基礎的なインフラ整備を私は進めていくべきだと。動は何であるかと、これは今お話がございまして、海があり、良寛さんがあり、芭蕉があり、石油発祥の地あるいは妻入りの街並、それは単に形なのです。それをどう生かすかということが、今おっしゃるように、ただそれがあるのだから出雲崎町は素晴らしいと、これは全く絵にかいたもちというのがあるのです。だから動たるは、やっぱりそういうものを単に華々しくではないです、地道に、今よりもホスピタリティ的な歓待と親切、それを売り物にしながらそういうハード的な面を合体をさせていかなければならぬというふうに私は答えております。

業者からの提案もございますし、その辺もいろいろ考えていかなければならぬと思うのですが、やはり私はこれから声を大にして申し上げていきたい。ここに住む住民の皆さんが、自らが今の町の現状はどうなのかという、いわゆるお考えをお持ちいただいて、いかに行動するのか。そして、自らのこの住んでいる町に、こんな貧乏町はだめなのだというような考えではなくて、誇りと自信を持って前向きに取り組んでいこうという意欲を出していかなければ、行政がどんな知恵を出して、どんないいものをつくってもだめなのです。私は、やっぱりそういうものをひとつ町民の皆さんにお願いをしていきたい。この後、また中川議員さんからも街並についての質問がありますが、そのときにも、さらにまたどういう対応をすべきかということをお願いしたい。

そして、私はやっぱり先ほど申し上げるように、何としても、普通一般住民の皆さんもそうですが、やっぱりそれぞれ携わる業者の皆さんから重ねて申し上げたい。出雲崎町に来たら、もう本当に親切に快くもてなしていただいた。それによって、いわゆるリピーター客というのがあります、もう一回来てみたい、また2回も3回も来てみたいというようなやっぱり気持ちになってもらえるような仕掛けをつくらないと、出雲崎町は文化、歴史、自然の誇り得る町だなんて、そんなあぐらかいている時代ではないと私は思うのです。私なんかももちろんそうですが、議員の皆さんから、町民各位から、そういうものに対して本当に前向きに直向きにひとつやろうという意欲を出してもらわないと、どんな仕掛けをしてもそれは絵にかいたもちに終わるというふうには思っています。

そういう意味で、本当にこういう時代でございますので、打てば響くというような速効というものはないかわかりませんが、今申し上げる基本的なもの、本当に大事なところを大事にして、一つ一つ、一步一步積み重ねをしてまいらなければならぬと。遅きに失しながら、また皆さんのお知恵をかりながら今進めているという現状もご認識いただいて、これから再度努力してまいらなければならぬというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 2番。

○2番（田中政孝君） ありがとうございます。街並環境については、またほかの議員さんにお任せしますが、その中で一つ、重点地区を決めるのだというのも、地区の選定を早いうちにやるべきではないかと私は思っていますので、その辺ひとつよろしくお願いしたいと思います。たしかてまり団地とか管理者制度につきましては、短期間にやられたということは非常にすばらしくよかったのではないかとこのように思っていますので、そういうふうなチームをつくった中で、こういう街並の関係もそうですし、いろんなところもそうなのですから、集中的にやるようにひとつお願いしたいと思います。

それと、時間も過ぎてきますけれども、もうちょっとよろしくお願いしたいと思います。最後に、この過疎債が21年度に終わるというようなこともあり、またエコパークの補助金、交付金がこれ23年というようなことになっておりまして、今後の新型交付税におきましてもそんなに減らないだろうというような考えでおるわけですが、決してこれは増えることはないだろうというふうに思

っておるのですが、そうしますと今のここの19年度の予算を見ますと、大体30億円ぐらいです。今後とも30億円ぐらいの予算編成になっていくということになりますと、年間例えば1億5,000万円なり、財政調整基金を取り崩すというようなことになると、4年で6億円ですか、6億円ぐらい財政調整基金が少なくなっていくというようなことがあって、今現在の財政調整基金が11億円あっても、単純ですけれども、5年ぐらいで財政調整基金を使い果たすと。11億円あっても5億円なりは残さなければならないというところがあるわけでありまして、ということになると、四、五年というようなところも出てくるわけです。決してそれは単純計算にはならないとは思いますが、思いますが、出雲崎町の将来的なことを考えた場合に、そうなるかもわからぬわけです。その辺を町長、どの辺で判断されるのか。不透明なところがいっぱいあるので、確かにそれは言えない部分もあるかと思いますが、次のステップをぜひといいますか、考えるところがある、考えなければならないのではないかとこのように私は思うのですけれども、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） それでは近々の、皆さんのところにも間もなくお配りをしたいと思うのですが、3月10日に発刊をされました「週刊ダイヤモンド」、お読みになった方もあろうかと思いますが、これは権威ある雑誌です、書店でも相当売れておるといふ雑誌です。そこに、今回は相当厚い週刊誌が出ました。私も通年講読しているのですが、非常に読みごたえのある週刊誌です。たまたま10日に発刊された「週刊ダイヤモンド」、これは今夕張市に代表される再建団体、いわゆる財政の厳しさと、いつ倒産してもおかしくない市町村があるわけでございます。そういうものをこの「週刊ダイヤモンド」が47都道府県、1,826市町村の県別に倒産ランキングが全部出ました。

その中で新潟県は、トップは刈羽村、安定しているのはね。次に湯沢町、次が聖籠町、これはいわゆる電源開発、原発、あるいは工業地帯を控えておりまして、要するに交付税をもらわない市町村、まず安定している。その次に、最も安定して安全なのは出雲崎町です。これは、私が言うのではなくて、あの権威ある雑誌に出ておるのですから、いや、皆さん笑っておりますが、経常収支比率あるいは実質公債費比率、さらに次なる負担増、あるいは財政力指数、財政力指数なんてみんな下がっていますよ、そういうものをトータルすると、新潟県の中では4番目です。これは、私は誇り得るものだと思っているのです、こんな小さな町でも。

私は、常に皆さんに申し上げている。我が町は財政的には他に負けない、安定をしているということをお知らせしました。現にそういうふうに総合的に判断すると、出雲崎町は新潟県で不交付団体を除くと、まずトップに安定しているというふうに位置づけをされています。ただし、私はそれをもって安閑としてあぐらかいているということは許されるものではないと。今皆さんにも申し上げているのですが、この18年度末におきましては、優に13億円を超える財調を積み残すという、まず確実に積み、今までかつてない、近年にない財調が積み残されます。そういう意味で、新型交付税に

についても、皆さんのお手元にもいっていると思うのですが、いわゆる18年度、数値に基づいて算出された本町の、うちの場合は1.1ポイントアップされて2,100万円の基準財政需要額、これが逆に伸びて、19年の数値がまた入ってくるわけですので、確実にとは言えないのですが、逆に2,100万円増えると、交付税が、出雲崎町に入るのは、そういう状況になっている。

さらに、先般の総務省の久保総括審議官がおいでになったその席上でもお話が出ておるのですが、私の申し上げたことは、要するに小さな町村を単にたたき上げるというのではなくて、そういう町村の真剣に生きている生きざまに対して交付税等については、いわゆる地域格差あるいはそういう過疎地域の振興体系に対する補正係数をしっかりと守ってもらわなければだめだということを私申し上げた。これについては確約をするから、絶対そういう町村にペナルティーを科して交付税をどんどん増やすというようなことはない。ただし、交付税はいわゆる国税5税の額の歳入の中で税収が伸びれば多くなるし、伸びなければ下がるということもあるので、確実に上げるというわけにはまいらないが、そういう点については十分考慮してまいりたいというお話をいただきました。

そういう意味で、これはあくまでも地方交付税のいわゆる原点は、財政調整的な基金を持っているわけですから、それは絶対無視できないわけですので、そういうものを私たちはそれを単に甘んじているのではないのですが、しかし努力をし、それなりのスリム化も進めていけば、おおむね私は、これは私が申し上げるとなると、担当ともいろいろ話しているのですが、どんなことがあろうと4年間程度は出雲崎町は安泰の中でやられるだろうと。しかし、そうではなくて、私も先般申し上げているのですが、ポスト過疎法あるいは交付税の問題、あるいは産廃の新交付金については確実に23年で終わるわけですから、これはもう1億円というものはないと、こう考えられますが、後を考えれば、今の財政基盤をきちっと構築しながらいろいろ進めるべきものを進め、不要なものはいわゆるカットするという考え方でまいりますれば、当分は出雲崎町は安定していこうと推定いたします。

ただし、私が申し上げているように、この安定をしておる中において、議会、町民の皆さんとしっかりとあらゆる観点から考察をして、次の出雲崎町をどうあるべきかということを皆さんと相談しながら進めていくべき時期だと私は思っています。そういう意味で皆さんに申し上げておりますように、この6月定例会以降、各集落を回り、話し合いをさせてもらいたい。どうのご意見があるのか、いろいろな面の数値あるいは状況をご提示申し上げながら、またご判断いただくというように、今田中議員さんおっしゃるように、安閑としてはおられないのです。常に緊張度と危機感を持ちながら、住民の皆さんにご迷惑かけないような安定した一つの施策を進めながら、そういう中に次のよりよい発展を願うにはどういようなステップを踏むべきかを検討してまいる時期に来ているのではないかと考えております。そのようなことで、また皆さんの、あるいは住民の皆さんのご意見を聞きながら、これらの問題については進めてまいりたいというふうには思っていますので、よろしくひとつお願いします。

○議長（高橋速円君） 2 番。

○2 番（田中政孝君） 確かに四、五年とかいう単位では大丈夫だと思います。財政基盤も大変しっ
かりしているわけですが、確かにもうだめだからいまいしょうというのではなくて、早いう
ちに、10年ぐらいの先を見た中でひとつ考えなければならぬのではないかと、というふうに考えてお
りますので、ぜひともまたいろんなものにおきまして町長のご奮闘をご期待申し上げますので、こ
れで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋速円君） 答弁いいですね。

○2 番（田中政孝君） はい。

◇ 日 山 正 雄 君

○議長（高橋速円君） 次に、9 番、日山正雄議員。

○9 番（日山正雄君） 私は、国道の352号の今後についてということで質問させていただきますが、
国道ということもございまして、町長さんだけでは全部できることではないと、こう思ってはおり
ますけれども、そうはいっても黙っているだけでは前に進まないのではないかと、そんなふうにか
えながら町長、また議会、町民と一体となって前に進むべく頑張っていかなければならないのでは
ないか、そんなふうに思っております。

そこで、町長さんの考えをお聞きするわけですが、町民の念願であった中永トンネルが平
成11年7月に貫通をして、平成13年10月に1,879メートルのトンネルが開通したわけですが、
その当時は町民皆もろ手を挙げて喜んだものでございました。その後6年余りが経過をしておりま
すが、その間何人もの同僚議員が質問されておりますが、その都度町長は、国、県と積極的に協議
を進め、関係機関に要望していくと、こうおっしゃっておられます。その進めてこられた成果とし
て、米田地内の板橋のかけかえ工事が完成しましたし、石井町の狭い急カーブの拡幅工事も完成し
ました。ですけれども、まだまだ急がなければならない工事、また多くの問題点が残されていると
思います。

そこで、町長さんに今後の352号線についてお伺いをいたします。幾つかの項目がございますけ
れども、関連する質問が多いわけですが、面倒でも一つ一つ丁寧に答弁お願いしたいと、こ
う思うわけですが、まず初めに、前段でも申しましたが、町長さんが力を入れてこられて
頑張ってきた成果については敬意を表するものでありますが、トンネル開通後、小釜
谷から海岸線までのアクセスについて、国、県あるいはＪＲなどとの交渉でいろいろ多くの問題点
が生じたと、こう思うわけですが、今までに町長さんが国、県、ＪＲと協議、また話し合
い、また交渉されてこられた経過、また今の現況をちょっとお聞かせをいただきたいと、こう思
います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） それでは、トンネル開通後の経過と現況ということでございますので、お答えをさせていただきますが、ご承知のように皆様方と力を合わせて進めました、平成13年、中永トンネルは開通いたしましたわけでございます。これは出雲崎町にとっては大動脈ということでございますので、また今その重要性はさらに高まっておるというふうに認識をしております。

県が平成15年ですね、調査したところによりますと、トンネルの開通によりまして交通量が約3割アップしたというデータが出ているわけでございます。これも本当にやっぱりトンネル開通の効果かなというふうに思っているわけでございますし、しかしそれと同時に、平成16年の地震と水害あったわけですが、仮にあの道路が貫通しておらないと、出雲崎町は本当に陸の孤島になったわけでございますし、また先ほど田中議員さんや皆さんからもご質問出るわけですが、自立の道を歩むということも、あの道路ができなかったから、なかったら、我々は今こういうような発言なり、あるいはまた現況ではなかったと私は思っておるのです。そういう意味で、非常にこの開通は出雲崎町にとっては起死回生の非常にすばらしいことであったということで感謝申し上げている次第でございます。

しかし、やっぱり見返る部分もたくさんございますので、平成16年の豪雨におきまして、土砂崩れ等災害が発生して交通どめ等も行われたわけでございますし、改めて安心・安全道路の抜本改良の重要性、このものを十分ひとつ認識しておりますので、さらにこの後またご質問出るわけですが、次なるいろいろな課題についても積極的にひとつ進めてまいりたいというふうには思っています。これらにつきましては、また項目に従って具体的に町が国、県とどのような折衝をしているのか、感触はどうか、これは中川議員さんの関連もございすね、そういうものも含めてまたお答えしてまいりたいと思うわけでございますが、開通後の状況は、非常に出雲崎町にとっては福をもたらしたというふうな認識をいたしております。

○議長（高橋速円君） 9番。

○9番（日山正雄君） 1番については経過ということでございますので、説明をいただいたので結構でございます。

2番目としまして、アクセス道路の一つの中で、今ほど申し上げました米田地内の板橋のかけかえ工事、またその周辺の道路の拡幅、また石井町の急カーブの拡幅、こういうものが完成したわけでございますけれども、また今352号線の延長線上で旧三島町の、今長岡市であるわけですが、4年ほどかけて大工事の砦関道橋の工事が行われておるわけでございますけれども、この工事も聞くとところによると、この平成19年度で完成になると、こう聞いております。

そこで、今国、県も厳しい財政の中でございますし、また特にこの土木建設の財源は予算を削られているような状況でございますが、現在の工事が終わった後、間をあけるとこの厳しい財政の中で予算を確保していくのがなかなか難しくなるのではないかと、そんなふうに考えておりますので、できれば継続した工事をつなげていくのが予算の確保に一番いいのではないかと、そんなふうに感

じておりますので、今後の継続工事あるいはまた見込みの箇所があるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 次のご質問の2番と3番にかかわっているかなと思いますので、若干それらにつきましてお答えをしたいと思っております。

まず、板橋のかけかえ工事、これは県単独の地域活性化推進事業で施行されておるわけですが、今年5月末ごろまでには橋詰にポケットパークが整備されて、工事が終了するということが予定と聞いておりますので、これに引き続いての継続工事はないということでご理解いただきたいというふうに思っています。

次に、3番目の米田から海岸に抜ける道路、トンネル構想は今どうなっているのかと、このご質問は中川議員さんがこの後のまたご質問でございます。若干これについてもお答えをさせていただきますが、石井町から米田間の改修工事につきましては、皆さんもかかわってお聞きになっておると思うのですが、平成15年当時、与板土木の所長さんにおいでをいただきまして、県の基本的な考え方を説明されております。これに沿って現在も調査が進められておるということでご認識をいただきたいというふうに思っています。

ただし、現実のご承知のように、平成16年あるいは17年度の大災害のため、通常事業費が大幅に削減をされて、この影響で本路線のような新規対策のための調査自体も大きくペースダウンしているというような現状だということを、まずまたご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋速円君） 9番。

○9番（日山正雄君） 今お話しのように、確かにこの財源については厳しいわけでございますが、先ほども申し上げましたように、やはりじっとしていたのでは前にも進まないわけでございますので、常に前に進むべくやっぱり関係機関と交渉なり、商談をしていく、これが大事なことだろうと、そんなふうに思っておりますし、また3番目にちょっとかかるわけでございますが、今ほど答弁の中でもあったわけですが、それにつきましてトンネル構想が町に示されてから、私ども議会としても何回か協議をした中でトンネルより仕方がないのかなと、そんなふうに感じておったところに、その後警察からでしょうか、何かクレーム的な形の中でトンネルの出口から海岸バイパスまで距離が余らないと。そんなようなことの中で、ちょっと平面交差にするには難しいのではないかと、そういうような話が議会に説明あったわけでございますが、その後どういう形になっておるのか、何か私どもにはその後進展をしているようには思われないわけなのですけれども、その点の進捗状況といいますか、ちょっと今町長さんがお話になりましたのですけれども、その交差点関係につきましてはどんなような形になっておるかお聞きをしたいのですが。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 大変厳しいご質問をいただいているわけでございますし、私たちもただ安閑

としておるのではなくて、常に行動しているということでお受けとめいただきたいと思います。うちの課長も本当に出かけて、長岡地域振興局担当課長とけんけんがくがくの議論も取り交わしておりますし、私もそれぞれの県の部長なりの皆さんにもこの辺のことを、奥歯に物の挟まったようなことではなくて、早くどういう方向で事を進めるのかというものを示していただかないと、関係する皆さんにも大変迷惑かけることにもなるのだと。町民の皆さんもどうなっているのだということなので、率直なご意見も、あるいはまた考え方も聞かせていただかなければならないし、我々としても、今議員さんのご質問にもございましたが、長岡市三島町の砦関道橋が終了した時点で、次なる改良ははっきりと名言されておったわけですから、そういうものに対する、しっかりとひとつ回答もいただきたいということを申し上げておるのですが、今平面交差の問題も含めて要望に対してこたえるべく全力を挙げておるということで、大きく状況が変わってはならないというお話をいただいております。

しかし、今申し上げましたように非常に道路予算も厳しくなっておる、また災害等の関連もございまして、若干ダウンをしているし、県も対応には苦慮しているなということを私たちも交渉、お願いをしながら、その辺の苦しいところも察しておりますが、しかし、やっぱりこれにつきましては、これまた同じく質問が出るわけですが、早くどういう形でどうするのか結論的なもの、あるいはめどを立てていただかないと非常に私たちも、また町民の皆さんにもここでご迷惑かけるというふうになりますので、この辺につきましても全力を挙げてひとつ対応しながら、早く確実なる県の姿勢もひとつ引き出していきたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 9番。

○9番（日山正雄君） 大変ありがとうございました、たしか前段に申し上げましたように、国道でございますので、町、町長さんだけでできる問題ではないと、こう考えておりますので、ぜひ答弁のように頑張ってくださいと、こう思うわけでございますが、それとそこらだったと、こう思うのですけれども、期成同盟会をつくろうと、こういうことで発足を始めた、こう思うのですけれども、その後いろいろな事情があつて立ち消えになったのか、今中止なのか、その辺は今どうなっておりますか。

○議長（高橋速円君） ここでしばらく休憩します。

（午前10時25分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分）

○議長（高橋速円君） 町長、お願いします。

○町長（小林則幸君） 期成同盟会の、今日山議員さんのご質問でございますが、その当時皆さんに

予算措置もして、立ち上げるべく準備をしておったわけですが、この平面交差、これはどなたのご意見を聞いても、平面交差でなければ受け入れるわけにはいかないという強い意見を私もつかみ取っておりましたので、率直に申し上げまして、この平面交差でない以上は私たちは受け入れるわけにはいかないと、これはもう皆さんにも申し上げたわけでございます。

そういうことで、このものがはっきりしないと、期成同盟をつくって、逆に事を起こしてもしょうがないのでは困るということで実はちょっと静観しておったのですが、この辺も先ほど答弁申し上げましたように、要するに私たちが要望していることを含めた平面交差を含めて、その状況は変わっておらないという報告をいただいております。

そういうわけでございますので、先ほど答弁申し上げましたように、さらに確かめながら、そのものの県も前向きにひとつやるという意思表示をいただいた段階では、この同盟会も立ち上げてやっていきたいということでございますので、今のところ何しろ県も苦慮しているのです、やっぱり。一応そういうお話をしておったわけですから、これをどういう形で進めるべきかということ、それぞれ検討していただきたいと思うのです。その辺のめどを早くつけていただいた段階で、またそういうステップを踏んでいきたいというふうには思っています。

○議長（高橋速円君） 9番。

○9番（日山正雄君） 今の事情はよくわかりましたので、そういうのが解決というか、先が見えた時点で、また期成同盟会等の話を出していただきながら、また期成同盟会を設立して、そういう形があることによって国、県に働きかける力も大きくなるのだろうと、そんなふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと、こう思うわけでございます。

それから、時間もなかなかないので、4番と5番は、これつなげてひとつ質問いたしますが、小釜谷から海岸までのアクセス道路の法線の中で一番難問の箇所だと、こう思うわけでございますが、まず中永線の方から来ますと、国道116号の横断、それから島崎川の橋、それからJRの踏切、それから県道寺泊西山線のところの変則交差点など、なかなかあそこの川西地内の場所は難しい場所だと、こう思うわけでございますが、この道路の法線といいますか、今後の方策がどのような今県土木あたりとの話し合いになっておるのか。

それと、この難しいところの解消するに当たって、町長さんは今どんな考えでおられるのか。また、県あたりにこの箇所について何か方策を持っておられるのか、その辺ちょっとお伺ひしたいのですが。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 要するに5番、6番、7番も含めて関連があると思いますので、お答えをしていきたいと思うわけでございますが、前段申し上げましたように、今私たちはこの石井町米田間の事業採択を第一に取り組むのだということで、この区間につきまして拡幅なり、道路整備、歩道整備、これをまず全力を挙げていきたいというふうに思っているわけでございます。

また、今議員さんもおっしゃった、それぞれの町道大門立石線の352号としての新しい法線、あるいは展望坂から浜におりる高架橋の計画はというようなご質問でございますが、これにつきまして、この展望坂から浜におりる高架橋の計画、これは日山議員さんから再々このようなご意見が出ておったわけでございますし、私たちもそれに対しては県とまた協議をしながらお答えをしておったのですが、まずこの高架橋の計画は、確かにそういう手法もあるのです。

ただ、平成12年の全員協議会で、当時のやっぱり与板土木の所長さんがこのことについて触れておられるわけでございますが、いい面もあるのですが、厳しいことが想定されるというようなことも申し上げておったわけで、私もそのようなことを申し上げておったのですが、高架橋のループ状になると思うのですが、高架橋をつくるということになってまいりますと、その下の住宅の移転なり、あるいは周囲の皆さんのまたいろいろの問題、あるいはまた塩害対策、建設費、維持管理の問題等々です、費用的には逆にこちらの方が大きくかかるだろうと言われておるわけでございますし、また冬期間は凍結とか圧雪、突風、安全確保が非常に難しいというようなことで、環境といいますか、観光とかそういう面では若干のメリットが出てくると思うのですが、そういういろいろな面があるので、これは非常に難しいというようなお話を承ったことは私の記憶にあるのですが、議員さんもきっとそのようなことを聞いておられると思うわけでございます。

また、このふれあいの里の脇を通して米田の新しい板橋に接続し、海岸に向かうといたしますと、反対方向のふれあいの里から中永トンネルに向かう場合には、もちろん県道です、J Rあるいは島崎川を越える、これも当然高架橋建設ということになると思うのですが、新しい道路はまた先ほどの関連もございまして、海岸道路との関係もございまして、ふれあいの里と平面交差をするということは、まず不可能ではないかなというようなこともございます。いずれにしても、352号の法線としてはなかなか難しいのではないかと考えています。

しかし、やはり何を置いても先ほど来からご質問でございますところの米田です、海岸の法線の確立と工事の着手というのを全面的に出していかなければならぬというふうに思っておりますので、またこれに付随してこういう高架橋の問題なり、あるいは新しい法線、ふれあいの里方面に法線を変更するということになってまいりますと、いろいろと問題が出てまいりますので、何としても第一義的には、今米田から海岸にひとつ道路を進めてまいりたいと。

そして、これはもう日山議員さん、それぞれ皆さんもご承知だと思うのですが、道路特定財源が一般財源化されることが非常に極めて可能性が高くなってきたということでございます。これは、昨年の12月、政府与党と合意に従いまして特定道路財源の一般財源化に関する閣議決定がされたということが報道されたわけでございますが、真に必要な道路計画は、何をもっても整備すると。そして、ガソリン税、これが問題になったのですが、この税率は堅持すると。しかし、税収の全額を道路に充てるという現行の仕組みは、来年法の改正をするということがはっきりと言われておるわけでございますし、また安倍総理もこれにつきましては、去る6日の参議院の予算委員会でも、特

定道路財源は来年の通常国会で改正案を提出すると、必要な道路は、これはもうつくと。それ以外是一般財源で対応するということを答弁しているのが新聞に報道されています。

さらに、この道路関係につきましては、予算が厳しくなってくるのではないかとということが想定されますので、私たち議員さんのおっしゃるようにできるだけ早くこれに対する見通しを立てて、だんだんと厳しくなるわけですので、おくれることなく全力を挙げて取り組んでいかなければならぬかなというふうには思っていますので、計画としてはいろいろな希望もあるのですが、何もかにも出してもなかなか厳しいと思いますので、重ねて申し上げますが、今は米田から海岸へ通ずる道路をどうするのかということを早く結論を出していかなければならぬかなというふうに思っていますので、そのようにまたご理解いただきたいと思っています。

○議長（高橋速円君） 9 番。

○9 番（日山正雄君） 4 番からずっと関連したのでまとめて答弁をいただいたわけでございますけれども、確かに前からおっしゃっておられたように、1 路線で何カ所もという工事というのはなかなか難しいだろうと思うわけでございますし、私もそのことは理解をしておるわけでございますが、先ほどから話がありますように、長岡市三島町の砦関道橋、あれが物すごい金額の大工事であったわけでございますが、ああいうものが終わってくると、確かに道路財源というのはきっと厳しいだろうと、こう思うわけですが、先、先と進めた中で予防なりものをしていかないとやっばりおくれるばかりだと、こう思うわけでございますので、ぜひそのように進めてもらいたいと、そんなふう思うわけでございます。

その中で、今お話も出たのですけれども、川西地内の難しい箇所のかわりとして、今私は以前にテクノイガタから、ふれあいの里です、その脇を通って渡内ノ池に沿って米田地内の中学校の前に出ると、こういう構想の話があったわけでございますが、それも今渡内ノ池のところで中断というか、その先は立ち消えになっておるわけでございますが、それも私は352の代替というか、川西地内は確かに難しいだろうと、こう思うわけでございますので、そういうもののかわりというか、迂回路と申しますか、そういうものに入れるまた一つの選択肢になってもいいのではないかと、そんなふうに考えておりますので、その川西地内のはどの程度に協議が進んでおるのかちょっとわかりませんが、そんなものも選択肢の中に入れていただいて、少しでも早い、やっばり352が海岸までつながると、こういうことが出雲崎町にとっても一番いいことではないかと、そんなふうに思っております。

それから、最後の展望坂から高架橋かけると、こういう話につきましては、私も早いころからずっとお話はしてきたわけでございますけれども、一番最初に申し上げましたように、あの当時ちょっと無理だろうと、こういう話があって、その後トンネルの構想が生まれてきて、私も最終的にはトンネルしか仕方がないのかなと、そんなふう感じてはおったわけでございますけれども、その後、先ほども申し上げましたように、そのトンネルの構想そのものも先細りみたいな形でちょっと

中断しておるようでございます。そんなものから私は、そうであるならばもう一回展望坂からの高架橋を考えてみてもいいのではないかと、そんなふうに考えておるわけでございます。

どうしてかといいますと、もう一回町長にお伺いしますけれども、早いころ町長にお伺いしました、私も常にあそこへ行って、あそこからぱっと日本海が開けるとすばらしいなと思って感動するわけでございますが、もう一度町長にお伺いしますが、あそこ行ったとき感動されますか、どうですか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 川端康成の「トンネルを越えたら雪国だった」と大感動、これは皆さんももう既に読まれたり、あるいは聞いておると思うのですが、私たちもやっぱり毎日通っている道ですけども、きょうの海はどうだろう、きょうは船は出てるだろうか、こう一望します。やっぱり私は、あの352を下って、坂を下ってカーブすると、本当にぱっと展望が開く、これは私はどこにもないすばらしい、私がこれだけ長く生きていながら、なおかつまだ感動を覚えるのですから、確かにそうですね、そういう必要性あるのですが、ただそれを今具体的に出していくというのはなかなか至難かなというふうに思っています。だから私は、今の県道は、今ちょっとカーブのところの法面も風化して危険だということで、今直してもらいましたが、あの道路は立派な観光道路です。だから、あれができたからもうあれはいいのだ、あれをさらに整備しなければならない、観光にあれは大事、今の米田からのトンネルは産業用道路というか、産業用道路というのはちょっと失礼ですが、交通安全を期す意味におけるそういうものであって、私はやっぱり今の現道というのは大事にしていかなければならないと思っています。

そういう意味で、またループ状の橋をどうするかというのは、ちょっとこれなかなか関連づけられないのですが、それは私も大いにすばらしい風景が一望、展望するというのは非常に感動している一人でございます。

○議長（高橋速円君） 9番。

○9番（日山正雄君） 確かにそうだろうと思います。そうなれば余計他県なりから来られると、そういうふうに感動するわけでございますので、今町長が答弁されるように、確かにトンネルで下まで出てしまうと、まずうちしか見えなくて海は見えないわけですから、観光面のものではゼロだと、こう思うわけでございますが、それは今産業道路と、こういう形で位置づけてやるならば、またそれでいいのではないかと、こう思うわけでございますけれども、今の現道そのものを、お話しあるように急カーブも拡幅ができましたし、今その感動の面におきまして、この前8日の日ですか、街並の関係で議員がちょっと現地視察に行って、私も初めて行ったのですけれども、あれは木折町から登っていく、頂上がマルバタケという地名なのだそうでございますが、あそこへ行って、そして先端まで出て下を見ますと、出雲崎町の本当に妻入りの街並があそこが一番よく、長く見えるような感じがします。それに伴って、今の現道そのものもあそこのカーブのところへ行ってやっぱり下

を見ると、街並がよく見えるわけですが、そのトンネルが産業道路であるならば、今の現道そのもの、あそこの辺のカーブそのもの、法を利用するなりをして、出し棚みたいに出して、そして車はスムーズに通れるが、人間は展望台的な形であそこから海岸なり、海を展望できると、このようなまた構想も仲間に入れながら、また話を進めていただければありがたいと思いますし、またこの352号の道路そのものは、出雲崎町の観光面につきましても最大の後押しになるのではないかと、そんなふうに思っておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

ことしの町長の施政方針の中では、何だか余り観光面に力が入っていなかったのと、そんなふうに聞き取っておったわけですが、ぜひ観光面なくしては出雲崎町も成り立たぬと、そんなふうに思いますので、ぜひ今までのいろいろな質問の中を網羅しながら、今後先の間違いないような町政の進め方をひとつよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（高橋速円君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時46分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分）

◇ 中 川 正 弘 君

○議長（高橋速円君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） 勢いよく手を挙げたのですが、私の前段の質問はほとんど日山さんがやって終わっているという状況ですが、いま一つその前に、質問に入る前に町長にお願いがあります。今回議員はみんな一括質問方式ではなくて、個別に一問一答方式でお願いしたいというふうをお願いして通告書に出してありますが、田中議員で3回、日山議員で4回しか答弁で立っていないわけです、逆に町長の答弁もそれだけですけれども。一問一答というのは、町長にこんなことを言うのは失礼ですけれども、一つの事柄をイエス、ノーできちんきちんと答えを出して行って、それを含めて次、次、次と行って、最低30分あれば6回、7回、8回と議論を深めていくのが、私は一問一答方式だと認識しておりますが、3回ですと、今までの一括方式と何ら変わりがないのです。今まで私どもも一括方式で、3回の答弁を認められておりましたし、時間も30分ということでしたので、ですから町長もぜひ私に協力していただいて、手短に一つ一つやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。まずお断り申し上げます。

それでは、しょうがありません、答えが出ていますけれども、もう一遍少しずつおさらいのような形になりますけれども、ダブらないように、ダブらないように気を遣いながら、気を遣いながらやっていこうと思いますが、イエス、ノーでお答えください。

石井町米田間を第一義に町長は考え、全力を挙げていると、今日山議員のところで答弁なされました。国道352号が石井町交差点の狭隘なカーブも改築され、そして展望坂の崩落工事も補修が終わり、町民からしてみれば、もうこれでこの道路でいいのではないかというふうに執行部あるいは国、県が思っているのではないかというふうに考えている人もいますが、町長は改築したことによって新たにつくるというトンネルバイパスは必要ないと考えているのかどうか、必要あると考えているのか、イエス、ノーで一つお答えください。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 日山議員さんの答弁をいたしたとおり、必要ありということです。さらに、県にアタックをしているということでございます。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 県にアタックをしているという、その答弁を聞いたかったです。とは言いながら、我々議員が質問をしない限り、町長の行政報告で今まで出てきたことは皆無だと私は思っております。課長さんも一生懸命やっておられているのは私も側聞しておりますし、町長も県庁へ行ったり、あるいは国道事務局振興局へ行って話をしておられているというのも聞いておりますが、県のお役人というのは2年、3年たつとかわってしまうのです、どうしても。町長はずっと長いのです、あるいは課長はこの5年間で今2人目なのです。向こうがくるくる、くるくる手の先変え、どんどん、どんどん予算がないからということを言いわけにしながら、ああでもない、こうでもないといと引っ張っているというふうな私は印象を受けますが、町長は、今度2番目になりますけれども、本当に平成15年でしたか、議会に路線図が示されて、そのときには平面交差ではなくて立体交差で、町道を袋小路にするという法線でしたけれども、それではだめだと声が上がって、一たん差し戻したという経緯もありますが、ここからまたひとつ町長お聞きしますが、町長は今イエスとお答えになった、必要だとお答えになった。

だったらこれから先、向こうはもうとにかく金がないから、目先のこといろいろクレームをつけながら、いや信号がどうだ、いや距離がどうだ、あるいはストックヤードがどうだ、いろいろ問題が出てくると思うのですが、実は私は次の問題ともリンクして考えたいのですが、海岸の方にああいうトンネル道路ができれば、海岸は大きくがらっとさま変わりすると思うのです。あの道路一つができることによって交通量が増える、今観光バスはできるだけトンネルを通っても、あの坂が狭隘なために海岸の402を通るようになっている。それがこちら側から入ってこれるというふうになれば、がらっとさま変わりするように思うのですが、ですから私は早くしてほしいというのが持論ですが、町長は今後どのように振興局なり、国、県に働きかけようと思っておられるのか。また、今までの成果は十分私わかっていますので、町長、今までやってきたことを全部披露したいのしょうけれども、それをやられてしまうとまた時間がありませんから、端的に数秒でお願いします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 中川議員さんのおっしゃるように、本当にその協議会なりにこのことについての計画性がふさがったということは、それなりの努力をしながらのそれなりの成果ある、前進的な話がなかったことによって報告できなかったという事実がございます。ということは、今おっしゃるように、県は変わりなしと、先ほど日山議員さんに申し上げたのですが、非常に県も、一たん約束したと言いながら、先ほど申し上げた財源の問題とかいろいろな面からいたしまして、それなりに厳しさというものを私は県は苦慮しているのではないかと考えています。

そういう段階で、私はやっぱり皆さんと、その関係する人も大変心配されていると思うのです。どうなるのかということである以上は、それこそ今質問の中でイエスかノーかと言われているのですが、県にも事実どうだと、あなた方本気になってどうするのだと、これに対するタイムリミットはどうか、その辺をきわめつけの今度は答えを求めるべくやっていかなければならぬというふうに、県の指導だけだとだめだというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 力強いお言葉なのですが、本当にこれからもよろしくお願ひしたいと思っておりますが、今も町長の話に出てきましたけれども、そこの地域に住む住民は不安で不安でたまらぬのです。自分の後ろからトンネルがあいてきたら自分の家はどうなるのだろうと。これが本来ならば今ごろもう法線が決まって、そして用地買収なり、いろいろもう入っている時期なのです。どうなるのだろう、どうなるのだろう、どうなると言われても私が決めるわけではないから、私も答弁に窮しますが、ですから私は地元ではうそつきと言われています。あなたトンネルができると言ってからもう何年たつ、町長、ぜひ私を助けてください。

さて、今申しましたように、先ほども日山議員からも出ていましたけれども、期成同盟という話が出てきました。この話が浮上したときに、町長はこうおっしゃいました。「今期成同盟をつくって国、県を刺激しても得策ではない」、だから期成同盟はもう少し先に延ばそうと。それは、もう少し国、県がきちんとしたものを出してからでいいだろうというふうにおっしゃいました。私の記憶間違いないと思いますけれども、またもう一度、先ほども結論は出ていますけれども、もうここまで来たら期成同盟なり何なりをつくって、こちら側が腰を上げて、多勢に無勢ではないですけれども、もう少し住民の意思というものをきちんとしていかなければ、先に進まないのではないかと気がしていますが、町長どう考えますか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） その辺の趣旨は十分伝えているのですが、私はもう少し一歩進んで申し上げれば、きょうのこの3月定例会、議員さんのご質問が出ているその内容、議事録を県に示しながら、これに対してあなた方どう答えるのかと私は申し上げたい。議事録を出さなくとも、大体要旨をお伝えして、ここまでの意見が出ているのだと、これに対してどういうお答えをしたらいいのか、どういう姿勢で臨まれるのか、早急にひとつ確実なる返答をいただきたい、こういうふうにと迫ってま

いろいろと思っています。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 迫るときに一つの方策として、私がどうのこうの言うことはないし、町長もいろいろ作戦を練っていかれるのでしょうかけれども、柄沢県議とよく話をすることがあるのですけれども、柄沢県議にこのトンネルのことどうなっていますかというふうなお話をすると、え、まだそんなところしか話はいっていないのという言い方をされるのです。もうとっくに法線ができて、住民の了解を得られ始めたところだと認識しているという県議のお話なのです。県の方では、要するにもうゴーサインが出ているはずだというふうな言い方をされますが、町長の話だとそこまで行っていないということですから、これもまた水かけ論になりますから、これはもう答弁はいいですけれども、県議がそう言っているのだから、県議にも一端の責任を担っていただいて、ひとつぜひ早目にやっていただきたいと思いますと思いますが、ひとつよろしくお願いします。

それでは、二つ目の私の質問にまいりますけれども、街並整備助成事業の中の重点地域ということで、なかなか選定に町長も苦慮されているようでございますが、街並がきれいに見えるところ、座標軸で言えばY軸として真っすぐ見るのが、先ほど日山議員が言ったマルバタケなのです。横に見えるX軸として見えるのが虎岸ヶ丘、夕日ヶ丘公園といいますか、あそこに上がると全くきれいに見えるのです。それは屋根の連たんが見えるのです。人々の生活が見えるわけではないのです。

それで、私が今これから申し上げたいのは、どこを重点地域とするかということの、町長に通告してありますが、何を必要条件として考えますかというふうに通告してあります。重点地域とすべきところは何か必要なのか、町長はどういうふうに考えるか私はお聞きしたいと思って、今お話を展開しました。家並みが残っていることが必要条件なのか、例えばです、そこにアクセスしやすい天領の里とか大きな駐車場があることが条件なのか、あるいは商店等々が多くて物を売ったり、お土産物を売ったり、地域の物産を売ったりするものがある方が得策なのか、いろいろな選定する基準があると私は思います。その基準がいろいろあるがゆえに、なかなか場所が決められないのだろうというふうに思います。実はきのう、私もない脳みそを振り絞ってずっと夜遅くまで考えたのです。2時になっても3時になっても結論出ないです、どこを重点地域にしたらいいのか。町長は、どんな腹案をお持ちなのか手短にお願いたします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 基本に立ち返るべきだと私は思っています。ワークショップという提案をされておりますが、まさにそのとおりだと思うのです。これは、行政なり、あるいは議会の皆さんも今日お歩きいただくのですが、やっぱりそこに住む人たちが、自分たちが今のこの状況をどうするのか、行政はそのような対応をしているのだと、それでは我々はどう受けて立つのかというワークショップ、これをそこに、これは今計画といいましょうか、皆さんにもご提案申し上げたいと思いますが、早急にその町に、海岸に住んでいる人たち、その人たちから今町としてもこういう計画、

あなた方はここに現に住んでいるのだから、そういう中で我々のこの計画に対してどういう受けとめ方をするのか、どういう考え方を持っておられるのかワークショップ、これを私は早急に徹底的にやろうと思っています。

ただ、今私がここでどの地区を重点的に絞りますというのは、これは差し控えなければならない。ちょっともどかしいようですが、やっぱり私は原点に帰って、主役はそこに住む人たちです。その人たちの本当の生の切実な声を聞きながら、それを形としてあらわしていく、それは必ず成功するのです。そういう形でやりたいと思っています。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 私も町長と全く同感です。きのう3時に出了た答えです。町民の合意あるいは意欲、協力性などがなければ、上でここだと決めても、その町民が納得しなければ、そこは重点地域足り得ないと私は思います。重点地域に、今役場の方からまた3案が、三つの案がありますけれども、これはどこでもいいですけども、ただ家並みを残すだけならば、人が住んでいないところがいいですね。人が全く住んでいないならば、空き家ならば、家並みとして残っています、そのまま残っています、どことは言いませんけれども。あるいは天領の里のそばで、以前尼瀬地区がいろいろ舗装をやったり、電線を改修したりしましたけれども、あそこなら天領の里から近いとはいえ、やっぱり距離がありますよね。だからいろいろのところが考えられます。この前私たちは石井町も見に行ってきましたけれども、考えられますが、とりあえず地域におろして、地域の方々の合意が得られなければ、そこで改修していただければ、これは本当に絵にかいたもちにしかならないと私は思います。

ですから、町長はどことは言えないと、それはそうだと思うのですけれども、ただ合意を得るためには、早目に地域を幾つか、私は一つにする必要はないと思っているのです。三つでも四つでも五つでもいいから、地域に話をおろして、その地域が本当に協力してくれるのかどうなのか。いや、私のところは嫌だよと、そんなもの改修する気もないし、この地区の人たちはみんな嫌だ言っているということになれば、そこから引き上げなければならない。

そしてまた、もう一点、話は先に進ませさせていただきますが、この計画は10年の計画でした。そして、今もう5年目でございます。カラー舗装は確かに立派にできましたけれども、家並みの修景という点では、今これからということになります、さてこの補助金がつくのはあと5年間、例えば今3月ですが、4月、5月に地域におろして、地域の選定が終わって、さてその地域を重点地区に指定したところでですよ、あと5年しか修景のための補助金はおらないと考えるのが常套だと思いますが、今重点地区の場合は300万円、普通の海岸地区の場合は200万円というような案がありますけれども、町長にお聞きしたいのですが、もし5年たってもこの計画が全部進み終わらなかったら、5年後は町の財政から、一般会計から繰り出すことになるのでしょうか。それとも5年たてば、もうこれでやめるということになるのでしょうか。当然町長だから、いや、続けますというふうなお

答えを期待しておりますが、そのときには300万円、あるいはもっと重点地域だから金額上がるかもしれないけれども、その修景のための費用というのは今度は町の単独になるのでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 街並景観のための国土交通省事業費、補助率5億円、総事業費10億円でやっているのです。

〔「総事業費5億」の声あり〕

○町長（小林則幸君） 総事業費5億円だったか。失礼しました。最初は10億円だったのですが、5億円になったのです。5億円で2億5,000万円ということです。

さて、そういう懸念をお聞かせいただいているのですが、先般も北陸地方整備局の建政部の皆さんがこの町においでになりまして、5人ばかりでしたか、私も対応しながらこの町の計画もお話をし、また私ども出かけていきながら、またそこをお願いしてございます。ということは、皆さんもご承知のように、国も大体地方と中央のアンバランス、不均衡を是正しなければならぬということで、特に重点的にこれからは、今町が進めようとする、いわゆる遺産的な、文化的な、そういうものの保存なり、それに光を当てて、さらに地域活性化というものには物すごく前向きです。だから、私はやっぱりこの5年間、この間に少しでも形にして実績を上げる、形にあらわすことによって、次なる5年後はさらに大きな予算措置がされると確信しています。だから、要するに全力を挙げて、早くそういう端緒をつくって、さらなる一つの実りある事業が進められるようにすべきだし、していかねばならぬというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 町長のおっしゃることはよくわかりますし、そういうふうになっていくと思いますが、今町長、この事業は国土交通省からの補助金でやられておりますが、ですから建設課が担当しているのだと思いますが、またもう一つの街並のグループは教育課が担当しております。教育課がやったり、建設課がやったりという二手のグループが統括するというところがなかなか見えないのですけれども、先ほども日山議員のお話の中にもありましたけれども、その中でこういうパンフレット、この前会議のときにもらったのですけれども、海岸地区の環境景観整備に向けてという観光課でつくってくれた立派なパンフレットですけれども、この一番真ん中に書いてあるテーマ、これがすべてだと思うのですけれども、「観光を核とした町の活性化を推進」と書いてあるのです。

町長は、観光に力を入れて一生懸命やっておられます。道の駅、天領の里、夕風橋、石油公園、あるいは漁港、魚競り、あるいは街並スケッチ画、これは今度教育課の担当になるでしょうけれども、そういったものを妻入りの街並とリンクさせて、さっき町長もおっしゃいましたよね、妻入りの街並を残すことが、これが本物ではないのだというふうに何か言っていましたね。「ホスピタリティ」という言葉でおっしゃいました。静と動だと。その意味でいえば、この街並を残すことが

本来の目的ではない。これは手段。その中で民間活力を活用しながら、観光を核とした町を活性化を推進するという崇高な目標を持って建設課がやっているのです。建設課の職員、この前私聞きましたけれども、日本コカコーラの大本までパソコンでメール入れて、出雲崎町の自動販売機を木目調にできませんか、そこまでやっている人がいるのです、建設課の中で。私もびっくりしました。今はインターネットで何でもできる時代ですから、やろうと思えば何でもアクセスしてできるので、そういうふうに観光課の職員もやっているのです、建設課の職員もやっていただいている。

しかし、これ今掲げてあるのは「観光を核として」と書いてあるのです。何で産業観光課がかかわっていないのでしょうか。私は、先ほども出ましたけれども、てまり団地のときのように、いろいろなものをやるときにプロジェクトチームをつくって、本当に町長は素早く対応されて、物すごい成果を上げられている。今回この街並を整備しようというときにも、単に一つの課、当然この課内ではやっておられるのでしょうけれども、我々の目には見えてこないもので、助役、今度は副町長というのですか、それを中心にしてプロジェクトチームを立ち上げた方が、私はかえって話の持っていく方、動き方が早くなると思うのですが、町長その辺どう考えますか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 別に今回の一般質問に備えてではないですが、きのうも建設課長それぞれ打ち合わせをしまして、このハード的な面を進める所管は建設課であります、これから。教育委員会、産業観光課はサブ的なというよりも、横断的な中で、その主体性は建設課と。そして、先ほど申し上げましたワークショップの行動は、直ちにひとつやろうということで、実はきのうもある程度の話し合いをさせていただいております。4月の嘱託員会議がございますので、その辺で町のまた基本的な考え方をお話を申し上げながら、早急にそういう地区別な、お互いの皆さんとの率直な意見交換、そのときには我々行政が出ていきますと、行政に対する質問、そういうことばかり出る。私は今回ワークショップを進めるための手段といたしまして、本当にそういうものに手広くノウハウを持ち、本当に率直に話し合える人たちを中に入れてやるべきだなというふうに考えています。ちょっと構想は固まっていますが、基本的にはそういうふうに進めたいなと。若干金もかかります、かかりますが、我々が出てばかりいて町民といろいろ話をしていてはだめなのです。本当にそれぞれ立場で、そっちで町民の声を聞いたり、いろいろなことをしながら、そのものを形にどうあらわしていくかというのは、これは大事なのです。建前ではもはやだめです、本音を出して、引き出さないといけない。それには、そういう体制をつくっていきたいというふうに思っていますので、早急に進めるということで、きのうはちょっと打ち合わせもしております。主管は建設課、そして横断的に教育委員会あるいは教育課、あるいは産業観光課、それでさらにまた関係する人たちを入れるということで考えています。直ちにひとつ行動に移すべく準備しています。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 直ちにやっていただけるということで本当に期待しておりますが、町長、ま

たひとつ話は変わりますけれども、この町に最近本当に海岸の方は人がたくさん訪れるようになりました。町をたくさんの人が歩いて散策するようになりました。町長もいろいろな街並を見に行かれたと思いますが、大内宿とか海野宿とか、妻籠、馬籠、そういった立派な、今日本を代表する街並のところがありますが、ある人たちはそれに出雲崎の街並は引けをとらないというふうなことを言う人もいます。

ただ、決定的に違うところが一つあるのだそうです。それは、そういったところは、歩行者天国にはなっていませんが、駐車車両はないそうです。出雲崎でカメラマンが街並の写真撮ろうとする駐停車両が入って困るのだそうです。私は何も無茶やんちゃ言って、歩行者天国、要するに道路を交通止めにしろというふうなことを言う気はありませんが、せめて日曜日くらいは、これから観光シーズンでありますので、停車は結構だと、あるいは通行は結構だと。しかし、駐車はご遠慮願いたいというぐらいの配慮をしてあげるべきではないのかなというふうに思いますが、こういう話になると今度逆に、建設課サイドだとこれちょっと出てこない話なのです。これ今度観光課サイドで詳しく出てくる話なのですが、町長はそういう意見があるということに対してどういうふうに、突然ですがお答えになりますか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 何しろ街並も狭隘でございまして、本当に車がとまっておりますと、大型車なりいろいろな通行に障害を起こすということもございまして、基本的にやっぱりそういう道路に駐停車をする、停車というか、ひとついろいろ用を足すとかというのは、これはやむを得ないと思うのですが、常時そこに駐車するというのはいかがなものかなというふうに考えています。それもやはり行政の方でそれはだめですよというのではなくて、そういう出雲崎町海岸部を大勢の皆さんがおいでいただいて、ご理解いただいて、さらに愛してもらうためには何をしなければならないのか。それには当然自分たちもそれに協力するのだと、行政が命令ではなくて、住民からそういう状況の中で我々もひとつ立ち上がらなければだめだという何か底力を持っているのですから、そういう力を引き出すべく、今回も懇談会等を通して、そういう話題も陰ながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 今町長がおっしゃったことは、私も同じように思います。こういうものは何も上から命令されてやるものではなくて、住民が自分たちの町をどうしようと考えたときに、自発的に出てこなければならない話だと思いますが、しかし出雲崎の人はなかなか奥ゆかしくて自発的に出ないのです。少し上の方からこういうふうなのはどうかとお声かけしていただけると、また自発的になるのかなというふうに思っておりますので、その辺もまた町の方でぜひ、今回ワークショップを開かれるということですので、そういうときの話題の一つとして、皆さんがどういうふうに考えるのかやっていただきたいというふうに思います。

今回の街並の整備ということにつきまして、もう一つ話を飛ばしたいのですけれども、今街並の会館ができましたね、稲荷町に。我々はあの議案が出てきたときに、最初は反対をいたしました、予算執行の面でどうしても今回やらないとということでいろいろ図面を修正、あるいは我々の意見を入れてもらいながら着工し、そして今暮れに完成しました。しかし、町民からすこぶる評判が悪いのです。あれは違うと皆さんおっしゃるのです。そのときに何でかなというふうに思ったのですけれども、あれはコンペで結局設計したのが町外の方でしたよね、かえって町内の大工さんが設計し、あるいは今まで自分たちが培ってきたノウハウみたいなものでやられれば、また違ったものができたのかなというふうに思うのですが、町長の耳にそういう声が入っているかどうか1点お聞かせください。要するに、あれは妻入りの家並みではないとか、色がどうか、細かいところまで指示する人もいますけれども、私たちはそれ賛成の立場ですから、すみませんと頭を下げるよりしようがありませんけれども、大分クレームが来ているということをご存じかどうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 話題はさかのぼりますが、平成6年、天領の里をつくりました。あのとき私は嘱託員会議で、特に海岸の皆さんから相当何回にもわたって批判を受けました、なぜ町長そんなのをつくるのかと、厳しく迫られました。私はそのとき、あれは13億5,000万円程度入ったのですが、あのとき単費は7,800万円、あとは全部いろいろな工夫をこなしてお金をいただいてやったのです。しかし、出雲崎町が今この現状を考えたときに、あなた方どういう批判を受けようと、通年的な入り込み客なり、通年的に賑わいを呈する天領はつくるべきだと、何回も嘱託員会議で徹底的にやられました、しかも海岸の方からやられた。さてできました、時間がたちました、あれは素晴らしいと、人は大勢来るし、我々もいろいろなことに使ってすごくいいと、いや、いいのができたと喜んでいただいています。どういう批判かわかりませんが、私は今の妻入りは非常にいいと。これから皆さんからも活用していただいて、いろいろな皆さんからもご利用いただいている。私は一回も、逃げるわけではございませんが、一回もそれをあれはだめだというようなお話はない。

要するに、木を見て森を見ずではだめです、大局的な中において一石を投じ、その波紋の効果をどう受けとめて、どのようにプラスにするかという、ただその一つのものを見て、どういう批判かわかりませんが、私聞いていないです。だからそういう意味で、ちょっとどういう方がどう言われるかわかりませんが、あれは妻入りに忠実に色合いから何からやっているのですから、どういう専門家がおっしゃったか、もしあったら私の方にご意見、クレームをつけていただいて、私が説明します。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 町長は偉くなってしまったからだれも言わないのですね。だから私も同じ立場ですから、私も謝っています。謝っているという町長に怒られるのでしょうかけれども、すみません、私らもこの計画に賛成してしまいましたということで謝っていますけれども、でもまたその

うちきつと耳に入るでしょうけれども、余り評判よくないのです。ただ、私が言いたいのは、施設を使うこととして、使い勝手とかそういうことではないのです。建物が妻入りではない、旧来ある妻入りのものとちょっと違うよと、これは妻入りのものではないよというふうな言い方をされるのですが、私もそうですかというふうなことを言うしかありませんけれども、町長の顔色がまた変わってきましたので、これでやめますけれども、ですけれども、町長確かにその時代、その時代によって批判はあるでしょう。あるでしょうが、今町長がおっしゃった天領の里のように、後世になってこれが認められるようになるかもしれません。

ただ、私が一言言いたかったのは、こういう批判が出てくるということをやっぱり町としては、確かにコンペでいろんな方から設計を頼んで、その中で入札をやると、これは大前提でしょうけれども、町の大工さんにやらせた方がよかったのかなというふうな私は気がするのですけれども、そうすると町長、またどうのこうのと話が出ますから、この辺でやめておきますが、町長、ではまとめます。

これからいよいよ正念場が来ます。合併云々の話も今ほど大分出ました。さて、そのときに雲崎が出雲崎らしくありながら次に行くためには、今これからやる、出雲崎町の海岸にとってです、この問題が大きなウェイトを占めてくると思いますが、そのときに後々悔いを残さないように、一つ一つ落ちついて考えていかなければならないというふうに私は思っています。その中で今町長が先ほどおっしゃったように、まず町民の意識だと、住民の意識だと、そこにかかってくると思うのです。それを喚起するような方策あるいはワークショップの持ち方、それをぜひやっていただきたいと思うのですが、町長、その辺の意気込みをもう一度お願いします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） ちょっと妻入りの会館につきましては、あれは事業費からいたしましても電源三法、管理からいたしますと、今地元業者ではそれに対応できるちょっとあれではないなというふうに感じたわけです、非常に厳しいのです。そして、言いわけをするのではないのですが、これはちゃんと課長、皆さんもおられるのですが、私が決定的に譲れないのは、妻入りのかつての出雲崎町の本来の妻入りの街並、妻入りというのはどういう家屋、うちのなかという、その時代考証を間違っってはならないよと、これはもう大前提だよ、これを変えてはだめだということを私は常に申し上げた。そして、柱も何も住宅ではないのだから、昔はそういうのでやったのだから、そのような感覚でやりなさいと、これはもう私は徹底的に指示した。そういう中で皆さんからも図面を見てもらって、どういう専門家が言っておられるのかわかりませんが、私は指示をする段階は、本当にあれはタキザワ設計に申し上げた、いいですか、あなた方は徹底的に時代考証に間違わないように、基づいてやりなさいと、これ間違ったらだめですよと、これ徹底的にクレームつけた。それがどういう批判を受けているかというのは、私はちょっとまたお聞かせ願って、また今後にもあることですから、またご批判はご批判として、ただ個人的な見解を述べて、だからだめだというのは、

私はどういう理由でどうなのか、その辺のいわゆる言ってくる経過の中で、これは違うのではないかと言われたときには、それは受けとめていかなければならない。ただ、これはおかしいぞと、自分の感覚で言ってもらっては困るのです。だからそういう点は、しかし謙虚に受けとめるところは受けとめていきたいというふうに考えています。

そして、今後の進め方は、おっしゃるように、先ほど私申し上げた、行政なり、そういうものがしゃしゃり出てはだめなのです。本当にそこに住んでいる人たちが率直な生の声を聞く、そういう中で事を進めていかなければいけない。これを今の妻入りの時代考証と同じことですが、徹底してやろうと思うのです。これまた皆さんからお知恵を拝借で、ご意見を伺いたい、そういう中でやらせてもらう。ただ完成品で、また批判を受けるのではなくて、本当に住んでいる人たちが何を考え、何を求めるのか、その辺をしっかりとつかみ取ってやります。そういう組織をつくっていききたい。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 町長のおっしゃるとおりなのですが、民に任せてというよりも、また死んだ子の年を数えるようですけれども、今もうこの計画ができて5年間、こうなってしまったのです。もう過去のことではしょうがないです。5年もたったわけです。それもまた民に預けて、民からやってもらって、民でといって、また5年たったらどうしますか。

だから私が言っているのは、確かに民の意欲をかき立てるのも大事です。その地域を指定するときにも、民間のその地域の人たちも意志、意欲がなければだめです、それは大前提です。だけれども、それに任せていて、もう時間がないのです。あと5年しかないのです、この計画というものは。町長、後でまたもっとさらなる計画が出てくると言うけれども、それまだわからない。だから私が町長に今一言発言してほしいのは、当然民がやります、やっていただきます、だけれども、そのときに官も一生懸命側面から、例えばタイムスケジュールきちんと決めていって、何月何日と言わなくても、何月までには認定書の場所決めも一たん住民におろします、何月までには逆に返事をくださいと。何月までには即刻決めます、そういうふうなことをきちんきちんと決めていかないと、さあどうする、どうする、この問題は絶対時間がかかります、黙っていたら。だって皆さん、きっと十人十色です、ここがいい、あそこがいいという、地域選定するときになったら。いや、10人20色になるかもしれません、私だってあそこがいいと思うし、ここもいいと思うし、一つに決められないです。だとしたら、これを地域を決めるときになったら、早くきちんきちんと決めていかないとだめです。それを民に任せます、民の力でと言ってはだめです。そこもう一度だけお願いします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 全く私も同感なのです。基本的な、いわゆる原点は、やっぱりそこに住む人たちの考え方がいか辺にあるかを、これをキャッチする、これが大事なのです。しかし、行政はそれをただ任せてはだめなのです。硬軟織りまぜて柔軟に対応する、弾力的に対応する、そういうも

のを見きわめながら、限られた時間の中でいかに効果を上げるか、結果を出すか、これ行政の責任です。そういうものとミックスをしながらやろうと、私は任せたのだから皆さんの意見が出なければそれはしょうがないと、そんな考えはないです。硬軟織りまぜ、民間と行政と混然一体となってやりましょうと、これが成功の私はやっぱり第一要因だということを申し上げたい。

○議長（高橋速円君） 3番。

○3番（中川正弘君） 最後にまよめのまよめのまよめでいきますけれども、町長は出雲崎町の町長を長くやられていて、出雲崎町の中で知らないものはないというふうにきっと思っていると思いますが、いろいろ出雲崎町でも、例えば海岸地区にも私は話をしていますけれども、いろいろな地域の特色があります。先ほど私はX軸とY軸という話をしました。家並みの屋根のれんたんを見るとき、町長虎岸ヶ丘上がったことございますよね。

それで、この前もちらっと町長に話をしましたけれども、出雲崎町の海岸の神社の鳥居のしめ縄が各町内が違うというのもご存じでしょうか。住吉町と石井町、石井町と羽黒町、羽黒町と鳴滝町、鳴滝町と木折町、木折町と井鼻みんな違います。これを観光という切り口で取り上げたパンフレットは一つもないのです。議長がよく言いますよね、ちゃんちゃこちゃんの行きと帰りが違う、行きと帰りが違うと知っていた人も、我々は地元だからわかっていますけれども、私は当然みんな知っていると思っていたのです。みんなも毎年毎年来て、みこし担いでいるのを見ているから知っていると思ったのだけれども、皆さん知らないのですよね。それから、獅子舞も行きと帰りは違うのです、あるいは帰りに謡ううたがまたあるのです。そういうものが地域にみんな根差してあるのです。今回家並みということですが、そういったものがみんな今回包含してくるのです。

そういうときに官だけでもだめ、民だけでもだめ、そしてまた民を、こんなこと言うと、またこれ議事録載ってしまいますから、できるだけ気をつけてしゃべりますけれども、今まで歴史に詳しいということでここにかかわってこられた方々が、5年間たってもそういったことを一つも発掘していない。一つも今までペーパーの中に載っていないのです、私が見る限りでは。だから町長にお願いしたいのは、いろんなところにいろんな人がいますよと、いろんな考え持っている人がいますよと。ぜひそういう人たちを、今回これを決めるに当たって多数対応していただいて、そしてまた官の方もすばらしい、先ほど建設課の職員の一例を出しましたが、あれだけ意欲のある人もいますから、そういう人たちみんなと一緒に、早目に手がけていっていいものをつくっていただきたいと思いますが、もうやめますけれども、町長最後に、余り変なこと言わないでください、またしゃべられなくなるから、最後に一言お願いします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 全く私同感なのですが、これは課長もいますが、きのう1時間程度ある人を交えながらやったのです、私はそれを強調したのです。専門的立場の人は本当に専門だ、しかしそういう人たちだけではだめだと。やっぱりそうではない、物言わぬ中にもそれなりの造けいなり、

それなりの考え方、いろいろの方があるのだと。そういう人を入れなければならないと、課長もちゃんと聞いています、必ずそれをしなければだめだということを申し上げて、同感です、そういう形でやりたいと思っています。

◇ 中 野 勝 正 君

○議長（高橋速円君） 次に、6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） それでは、議長から指名いただきましたので、私はエコパークいずもぎきについて一問一答方式ということでお願いさせていただきたいと思います。

エコパークいずもぎきは、建設地である大字稲川集落及び関係住民の多大なご理解とご協力のもと、平成11年3月に完成し、同年4月から事業を開始、その後平成16年3月に最終処分場第2期工事が完成し、同年4月に埋め立て開始され、現在に至っておるわけでございますが、一つ目でございます。エコパークいずもぎきは、当町及び稲川集落と環境保全協定書を締結されているわけでございますが、現状について説明願いたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） この問題につきましては、今お話にありましたように平成11年から稼働しているわけでございますが、今日まで若干事件もあったわけでございます。造成調整池の溢水事故とか、あるいはまた翌年の6月には塩害事故等々がありました。これは全く遺憾なことでありましたが、直ちにそれにつきましては県も事業団も誠心誠意対応いたしまして、協定書の理念、目的に沿って稲川集落あるいは町との固い信頼関係の中で、安全第一かつ全国的にも知り得る処分場として現在稼働し、地元の皆さんからもご理解いただいているというふうに理解をさせていただいております。

○議長（高橋速円君） 6番。

○6番（中野勝正君） ありがとうございます。

平成6年1月に出雲崎町、出雲崎議会及び地元稲川に対して建設工事として協力要請があったということで、8月です、出雲崎町及び大字稲川から建設の同意を得たと。9月に稲川と、これで環境保全協定の協議開始され、地権者に対し用地交渉を開始したと。12月に稲川と環境保全協定を締結したと。それで至っているわけでございます。その中で私は、今町がやっている、推し進めていることに対して非常に理解をしている一人でございますが、最近でございますが、これも全国的、出雲崎町ではないですが、いろんなところで町外、県外、改ざん事故が起きているということで、大変私の頭の中では苦慮していることがあるわけでございます。当出雲崎町も、毎月財団法人エコパークいずもぎきの方から文書が配付されていて、私どもの手元にも来ているわけでございます。そうしてこの数字的な要素も書いてありますから、当然私は信用しているわけでございますが、ここ最近、町外、県外で不祥事、改ざん等が起きたときに、果たして

本当にうちはいいのだろうかという疑問点が私の脳裏に浮かんできているわけでございます。

この辺について、私も議会ではエコパークの特別委員会副委員長という要職を承っておりますので、私はこれでいいなというふうに思っておりますが、町長の方では今の制度で果たしていいのかどうかというふうな点をどう考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 確かに近々におきまして、最も世界に冠たる企業である東京電力、東北電力、また、あるいは一流企業の不二家とか、本当に背信行為が行われているわけでございますので、私たちも信頼をしていた企業があのようなずさんな、あるいは隠ぺい工作をやっておったのかと唖然としております。しかし、このエコパークについては、協定書の中におけるダイオキシンの問題から、あるいは水の問題から、いろんな面の基準値を一般に通用されているものよりもさらに厳しい数値が設定されております。それに基づいて諸般のいろんな調査を進められているということでございますので、そのための環境保全協議会の皆さんが毎月1回やっておられるわけですので、しかしその辺は私たちも信頼をしておるわけでございます。ましてや行政がやっている、県がやっているわけですから、県が主体性をもってやっているのですから、ただし信頼をしている企業、あるいはそういうところにそういう問題が起きておりますので、改めてやっぱりそういうことに対する細心の注意と、それを教訓として、絶対的に事故を起こさないようにさらに考慮してやってくれということを、確かに今議員さんから質問をいただきながら、私の方でも申し入れをすべきだというふうに考えています。

○議長（高橋速円君） 6番。

○6番（中野勝正君） ありがとうございます。ぜひそのようにやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、平成9年12月、これアクセス道路改良工事着工、これ県道出雲崎石井線でございます。それから、平成10年5月にアクセス道路整備工事等、これは町道南沢中田線、平成11年4月、アクセス道路供用開始されてきているということで推し進めておるわけでございます。

2番目の現在、廃棄物処理場の搬入、処理状況、最終処分の進行状況についてですが、これは確認だけでよろしいですので、担当課長の方からそうだとことを言っていただければいいわけでございますので、私の方でちょっと読ませていただきます。平成17年度の搬入量は11万5,528トン、平成16年度は11万4,539トン、平成18年3月31日現在の最終処分場の残有量は75万4,535立方です。年間埋め立て量は、平均では10万4,209立方です。それで、先ほど町長答弁ありましたように、平成26年3月で埋め立てるのは終わるということに計画なっておりますが、これで間違いあるかないか、担当課長お願いします。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ただいま議員さんの方からお話がございましたように、残有容量等

そのとおりでございます。

○議長（高橋速円君） 6番。

○6番（中野勝正君） ありがとうございます。これ報告だけでよろしいですので、次の3番目に移りたいというふうに思っております。

今後の町の対応についてでございます。これも現町長、小林町長がその当時、平成6年になるのか5年なのか、ちょっと私も若かったものでわかりませんが、政治生命をかけましてこの出雲崎町に持ってきたと、この町を二分するような大きなことが起きてなったというふうに聞いておりますし、私も大変だったなというふうなことを覚えております。

それで、今後の町の対応についてですが、これで二、三点町長にお聞きするわけでございます。最終処分場の土地の活用に、まだ案が県からも示されていないという段階をお聞きしているわけですが、町としてはそのような考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） これにつきましては、皆さんのご理解をいただく段階で、この平成4年から始まったのですが、段階で県も出雲崎町だけに迷惑かけないのだと、バランスよく上、中、下越につくるという約束もしておるわけでございます。今の段階、県は上越地区につくるべく今全力を挙げているというふうに聞いております。なかなかいろいろ問題点もあるようではございますが、先般ちょっと協議会でも申し上げたでしょうか、逆にです、上越市が責任を持ってやらなければならぬというようなことで、それなりの動きをまた進めていくと、進めておるといようなお話も聞いておりますので、上越の方にそういう施設ができるのであるというふうに私たちは今のところ考えています。

○議長（高橋速円君） 6番。

○6番（中野勝正君） 他の町村のは他が頑張るだろうということですが、なかなか今国、県の方向性からいった場合難しさがあって、大変悔いをするのではないかと私は思っております。それで、最終処分場の残りの面積が、これは平成17年6月に役場に提示されていたと思いますが、面積は30.8ヘクタールが未開発になっておるわけでございます。このことについて、私は思うわけでございますが、稲川集落の皆さんのご理解や町民の皆さんのご理解得られるのであれば、私としては3期埋め立てを推進した方がいいと自負しておりますが、町長はどのように考えていらっしゃるかお願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 今の段階では、県も上越市ということで考えているようでございますが、ちょっと最近の情報、皆さんもご承知のことと思うのですが、この産業廃棄物処分場の施設の建設は全国各地で相次いで、計画を立てながらも福岡県あるいは山口県とかいろいろなところ、施設を進めるつもりだったのですが、中止をせざるを得ないというような状況が生まれております。これは、

安全性の問題よりも、要するに産廃、このもの自体を今リサイクル、再資源化というものが相当進んでおるということで、今あるところも残有年数、うちも今の計画は今おっしゃったとおりですが、さらにその埋め立てが減っておることによって、寿命は延びる可能性もあると。さらに、今後は企業なり、そういう排出業者の努力によって、リサイクルによって、ごみがゼロになる可能性もあるというふうに、これは新聞報道ですから、私どもその実際の中までは検討していないですが、これは18年の6月5日の日経新聞が伝えております。そういう情報をもとに今申し上げている。

だから、県も今災害地は大分入ったようですが、今相当ごみの搬入量も減っておるのではないかとこのように受けとめております。それだけに県も今上越市、上越市と言っておりますが、余り急がないで投資効果、そういう面を考えると若干余裕があるというところで考えておるのではないかと。

さて、それではうちの町はどうするかということですが、皆さんの方からもこれについて町としても対応すべきではないかというご意見もございます。そういうご意見もあるということは県でも伝えておりますが、これ実際やるかやらぬかは、また町民の皆さんのいろいろご意見も承らなければならぬということですが、そういうことを県は受けとめながら、今上越市を最終地区として定めて、県も地元も全力を挙げているというようなことが今の時点でありますので、しばらく町もそれらの成り行きを静観をして、先ほど中野議員さんからお話出ましたが、施設を安全かつ目的どおりに運用していただいて、岩手県の江刺市に次ぐ第2番目のモデル施設でございますので、遺漏のないようにひとつ進めることによって、また次の施設も円滑にできるのではないかとということで、今のところはそれぞれ全力を挙げて町がひとつやってあげなければならぬかなというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 6番。

○6番（中野勝正君） ありがとうございます。

先ほど町長の方でお話しされましたように、当町は単独の道筋の中、健全財政を推し進めていた中で、先ほど町長述べられました、35市町村の中でいい方から4番目ということでございます。これはぜひとも頑張ってくださいとわけでございますが、私どもの財源を考えてみる場合、このエコパークがトータルで15億円というお金をいただけるということは、当町にとっては非常に良かったというふうに思っているわけですが、町長はどう思いますか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 先ほど来からお話ございます地域振興策ということで、金のたぐいではないのですが、諸般の情勢の中で受け入れたということでございます。苦汁の選択の中で受けた以上は、安全確保と同時に、また町民の皆さんにも大変ご心配かけているということに対する産業振興、地域振興のために、そういう15億円というお金を設定されたわけでございます。お金が欲しいから物をつくったという状況ではございませんが、そういうことも、これは町も振興基金が入ったことで相当の仕事もできました。だから結果的には、今中野議員さんおっしゃるように、県下でも財政的

にも安定しているということにもつながると、これは本当に私も安全で運営をされ、なおかつそういう町のためにもなっているということだけは認識をしておるということです。

町民の皆さんにもご心配をかけておるのですが、心配の残らない施設、そのことの運用をまず徹底して進めていくべきだということで、地域振興のためにお金が欲しいから施設をつくるということは若干差し控えながら、今私たちは現ある施設を安全かつみんなに迷惑かけないように、絶対安全を進めてもらうということで考えながら、県にもまた先ほど申し上げたように申し入れもしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（高橋速円君） 6番。

○6番（中野勝正君） ありがとうございます。

エコパークの環境方針があるわけでございます。エコパークの方では、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、産業廃棄物の処理、環境保全の啓発等に寄与すると、そういうふうに述べられているし、文章的にもいただいております。ですので、私は町長が今年の6月以降、定例会が終わった時候、全町30集落において自分の考え方を述べながら、町の方向性を説明しながら今後のことを模索したいというふうに述べられております。私もそのときに避けて通れない、私はやはり何やかんやいってもお金のことも最重要課題の一つに挙げていただきたいと思います。健全財政をキープするには、当過疎においては非常にお金も、汚いと言われるかも知れませんが、お金は非常に大事です。有効に使っていただけるには大事です。その中には、やはりこの6月定例会終わった時点で町民に説明されるときに、このことを最重要課題とも言えませんか、わかりませんが、議題の中に入れていただいて、そして町民の皆さんから意見を聞いていただく、このようにやっていただけるか確認しておきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 私は、常日ごろ申し上げておることは、財政を語らずしてこれからの行政は語れないのだということを常に申し上げております。やっぱり財政基盤がしっかりしないと、ただ机上の空論、机上の書いたものでは全くこれは徒労に終わり、絵にかいたもちでございます。ということで、これから進める懇談会の席上も、先ほど来から話題になっておりますところの歳入関係の主要部分、いわゆる新型交付税の問題、あるいはそれに伴いますところの、今申し上げます過疎債の、いわゆる執行する次なる段階はどのような展開になるのか、あるいはこの廃棄物処分場の振興基金の、予定ですと23年です、一応終わるわけでございますので、その後の歳入の見通しがどうなるのかです。そういう全般にわたってやはりきちっと4年、5年のスパンを想定をして、しっかりとやっぱり町民の皆さんにお話をしなければならない。架空というのではないですが、単なる机上で計算した見込みではだめだと私は思っています。ただ、そういう面もしっかりと皆様方に今の町の現状と、将来的にどのような変化が起きるのかということもご説明を申し上げる責任があると思います。

そういうことの中で、今議会の皆さんからも、当然これは説明会のときに議会の皆さんからのご要望等もお聞きをしながら、どういうものを町民に投げかけて、またお答えいただくのかということも相談をしなければならぬというふうには思っていますので、そういうことも今ご要望があるということを受けとめながら、6月以降の住民懇談会に臨みたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 6番。

○6番（中野勝正君） ありがとうございます。

これから我が町においても非常に腹を決める時期になってくるのではないかなと思いますので、ぜひともこのことを推し進めていっていただきたいと。その中でやはり私は、エコパークに残っている土地が30町歩あるのであれば、難しかったら出雲崎町やってやれよと、こういうふうな話を前面に出して、それだからお金を、また汚いかもわかりませんが、お金を10億円ぐらいくださいよというような腹づもりでやっていただけるように頑張っていきたいと私は思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（高橋速円君） ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 59 分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 15 分）

◇ 山 崎 信 義 君

○議長（高橋速円君） 一般質問続けます。

次に、8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） お昼食べたら静かになったようでございますが、ひとつよろしく願います。きょうは8名の議員の質問ということで町長もお疲れになると思いますが、時間までひとつよろしく願います。

私の方は、通告しましたとおり海岸地区の環境整備事業について、過去の検証をしながら伺っていきたいというふうに思います。今回は妻入りの関係1本に絞って私は質問いたしますので、よろしく願います。

ふるさと新潟の顔づくり事業として平成10年度から平成11年度にかけまして2カ年整備されました尼瀬地区で、天領の里から荒谷橋のちょっと先までですが、景観舗装あるいは入り口のシンボルサイン、それからポケットパーク、案内板、それから電線類の整備、街灯、照明工事、それと荒谷橋の高欄デザインアップ、側溝整備など737メートルにわたって景観に配慮して整備されました。時はたっておりますが、現在あの状態をご覧になられまして町長はどのようにお考えになっておられますか、まずお伺いいたします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 山崎議員の質問にお答えいたしますが、ふるさと新潟の顔づくり、まちづくりにおきましては、ゆとりある地域の個性や美観などの質的要素を求めているわけでございます。新潟県におきましても、歴史的、文化的に価値の高い地区につきまして景観モデル的な先行的に進めるものにふさわしい地区を景観形成推進地区として指定、魅力的な新潟の景観をつくるというものでありますが、出雲崎町はこのような状況の中で平成8年の3月に建設省の歴史国道、北国街道出雲崎地区に選定されましたし、6月には妻入りの街並が景観形成推進地区に指定されました。初めは町が主体になって顔づくりモデル事業計画を策定いたしておりましたが、その後県が事業を進めることになりまして、この事業では電線の集約化や道路が石畳になり、景観舗装や街灯を設置したことによりまして天領の里から街並へと人の流れもできましたし、あるいはまた散策する人たちも増えてきたと思います。ポケットパークにつきましては、ただ散策をするという人たちも増えてくる中に休憩できる場所ができて、散策者によい施設となったと思います。このような事業の結果、景観舗装や街灯を設置したことによりまして町も非常に明るくなり、印象も大分変化してきたというふうに考えています。この事業では建物や個々の家を直すことが目的ではありませんでしたが、これからは住宅等も修景事業始まりますし、そういったことを含めますと今以上には景観的にもよくなるのではないかと考えております。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） あの中を歩かれる方も増えてきておるというお話でございますが、余りはつきりした形では見えないと思うのですけれども、確かにきれいになりました。

そこで、終わりましたからですが、アンケート調査が実施されておりますけれども、尼瀬地区がどういうふうになったか、どう感じたかということで調査があるのですが、町長、その調査ご存じでしたか。いや、わかるかわからぬでいいです。イエスかノーかで。わかりますか。

○議長（高橋速円君） 町長。いいですか。

○町長（小林則幸君） アンケート調査ありましたかね。あったかな。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） おわかりにならないようですが、お答えします。ちゃんとしてあるのです。持っているのです。これちょっと前課長の話だと思うから、その結果見ますと、「整備済みの尼瀬地区についてどう思いますか」ということで、「とても好ましい」と「まあ好ましい」とあるのですが、これが43.3%、それから「好ましくない」と「わからない」というのもありますけれども、余り好ましくないという否定的なのが10.6%。比較的いいのです。やってよかったと、これは町民のアンケートですので。それと、もう一つ、「「とても好ましい」「まあ好ましい」とお答えになった方にお伺いします」という項目がありまして、箇条書きいろいろあるのですが、町長ご覧になってわからぬということですので、ちょっと紹介しておきますが、「ある程度統一したことで生活

感や歴史的街並の感じが出ていると思う」、それから「カラフルで地域、環境が明るく見える」、これは非常に評判いいですが、「雨が降っても水たまりができず歩きやすくなりました」と、今でもこれ言われています。「街路灯が新しくなり、町の歴史を感じます」、これはいい方の考えですね。そうでないところ、好ましくないという考え方ですが、「空き家が多過ぎると思います」、それから「景観推進が遅過ぎたと思います」、これ今にも通用するのですけれども、「各自の出入り口が汚い」と、こういう等々町民の意見が入っておるわけですが、こういう調査、私前もいろいろ言ったと思うのですが、いろいろやられるので、役場当局で、こういうものをやっぱりきちんと把握された上で次の段階に入っていければ、きょうも午前中いろんな協議がありましたけれども、町民からの苦情とか、あるいは町民の意欲が低いとかいうことはないと思うのです。それらの対処は結果的にはおこなっているのではないかなというふうに私は感じますが、いかがですか、町長。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） やはり今まではどちらかといいますと官主導型でいろいろな行事が進められるわけですが、こういう単にハード的に道路を直したり、新しくつくったりというようなものとはちょっと違ひまして、やっぱり主体性はそこに住む人たちが家屋の提供なり、それまた意欲を持っていたかなければならないわけですが、今までは違った、先ほど来から申し上げているように主役はやっぱりそこに住む人たちという視点を変えて徹底的にひとつまた、今いろいろなお考えが述べてあるようでございますが、そういう点も吸い取りながら的確に対応してまいるべきときだと私は考えています。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） 今の資料は第1回の街並環境事業の協議会のときに出された資料でございます。参考までに言っておきますが。

それから次に、街並に対する意識の高揚を掲げまして地区及び各種団体から推薦された街並景観推進協議会、これが設置されたのですが、今でも非常に活躍されております。この協議会は、住民主体の景観づくりを進めて妻入りの街並を保全し、次代に受け継ぐためにその基本的な事柄、イメージ、ガイドラインを計画することを目的として設立されたわけでありまして、ガイドラインの方向、すなわち妻入りの街並景観を守る、それから街並づくりと活性化というものが示されておるわけですが、町長はその内容をご存じでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 平成8年3月に北国街道出雲崎宿が歴史国道に選定され、また県の顔づくりモデル事業の景観形成地区に指定されたことを受けて、同年10月に妻入りの街並に対する住民の意識の高揚とあわせて町内外に妻入りの貴重性をアピールしながら町の活性化に寄与することを目的として設立をされました。このような目的のもと、議会では妻入りの街並景観の意識づくり啓発を

積極的に図ろうとかわら版「妻入り」の発行を年3回しており、出雲崎町を出ていかれた空き家の所有者にもかわら版を配布し、町外の方にも積極的に情報発信をしているところであります。また、シンポジウム、講演会の開催、街並ウォークの実施とか、のれんや表札の作成、街並の美化という観点からプランターの作成とか、また町の活性化という点においておもしろ看板の作成や芸大生のスケッチ画を妻入りの町を利用しまして展示会とする妻入りの街並ギャラリーも行っております。年々訪れる人数も増えて、観光の面からも妻入りが浸透してきておると考えています。このように妻入りの街並に住む町民の意識の高揚とか情報発信を図ってきたわけですが、それぞれ効果はゆっくりであります、上がってきているというふうに考えていますし、来年度からお話し申し上げますようにハード的な住宅の修景事業が始まります。この事業が円滑に進むためには、さらに協議会の方々からの協力を得ながら町の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） 今町長答弁されたことと私の聞いたのと違うこと言っておられるのですが、私が聞いているのは、ガイドラインの方向ちゃんとあるのです。役場で発行しているのです、これ。これがわかるかどうかということ聞いているのですけれども、これをもとに進んでいるわけですから、そういう意味でお聞きしております。何か違ったようですので、もう一回その辺しっかり見ていただいて、せっかくこれは建設課でつくったものです、前の。そういうのもあるわけですから、それ生かされておらないということ私非常に残念なのです。こういうことに基づいてやっていけばもっと早く、いろいろきょうも言われていますが、進んでいるはずなのです。その辺非常に残念に思います。また後で目通してください。

では、わからなかったようですので、お答えしておきますが、妻入りの街並景観を守るということでは、表情のある街道の景観づくり、それから宿場の町の風情漂う景観づくり、そぞろ歩きや探索を誘う家並みの景観づくり等々があるのですが、逆に今度街並づくりと活性化の方では活力ある町が本物の魅力ある景観を生むと、妻入りの景観の特徴を生かして観光及び関連産業の活性化を図ると、それから魅力ある仕事場の確保と若者が住める家づくりを進めるという、こういうすばらしい内容を盛ってあるわけです。これは、現状を考えるとなかなかそのようには進んでおらないように感じるわけですが、いかがですか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 私は今率直に申し上げていることがあるのですが、高度成長時代の右肩上がりのすばらしい時代ですと、こういうようなきれいないろいろな目標値を定めながら長期的な展望、そういうものを掲げて非常にきれいに、だれが見ても、ああ、そうか、美しいなど、あるいはこれができるすばらしいなというような感覚で受けとめられるわけでございます。とかく、長期ビジョンなりそういうものを作成いたしますときに表面的なものが流れがちになると、私は今この時代

におきましては即効的な、しかも実効性のあるものを時代の変化をとらえながら的確に対応するときであると、そういうきれいごとは絵にかいたもちであり、そういうものは実入りのないものだと、だからそういうものはもうつく時代ではないと、もうそのときの変化、そのときの住民の考え方、そのときの出雲崎町を取り巻く環境、そういうものを的確にとらえて直ちにそういう行動を起こせると、そういう基本的な、例えば率直に申し上げますが、総合計画もそうです。非常にすばらしいことが並べてありますが、そういうものだけにこだわっているもう時代ではないのです。それは過去の遺物であって、参考にはしますが、やはり今生きた時代、それにいかに対応するか、私はそういうことで時刻々と変化するそういうものにもう柔軟に、しかも的確に、先ほど来から要望されていますが、スピードを上げてやるということが大事だと思います。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） 町長の答えるそのとおりなのですが、実際はやっぱちょっと期間がかかり過ぎておるといのは実際だと思います。だから、理想は理想で確かにいいのです。ビジョンを示すと必ずそのとおりしなければならぬかということそうはいかぬですので、いろんなものを加味しなければだめですけれども、今回の海岸地区の状況見ておればそういうところが見られるのではないかなというふうに率直に思います。多分考え方一緒だと思いますので、もうそこまであと追及しませんけれども、もう一つアンケートがあったので、その確認しておきます。さっきの話とまた似てますが、海岸地区の街並環境整備事業実施に向けてのアンケート調査というのがこれ行われました。海岸地区に住んでいる全世帯に当たる659軒を対象に実施されたのですが、先ほどと同じようにこの調査の内容ご存じですか。

○議長（高橋速円君） 暫時休憩します。

（午後 1時30分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時31分）

○議長（高橋速円君） 町長、お願いします。

○町長（小林則幸君） 大変不勉強で申しわけありません。

平成14年に新潟のそういうコンサルに何か委託をしまして、アンケートをとったようなんですが、率直に申し上げまして私ちょっとその内容見ておらなかったということで、大変勉強不足で迷惑かけるのですが、諸処の案件に基づいたまた議員さんのいろいろなご意見があったらお聞かせ願いたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） 先ほどのお話のように、これ第1回の協議会のときに資料として出されたも

のです。

議員の方も全部、出席された方は持っていると思うのですけれども、つくられて協議かけたわけでありますので、その辺ですが、それはそれとして、これは平成14年12月10日から27日までやって、郵送で回答を求めたというものです。回収率は53%ございました。349件でございますが、項目は23項目にわたっておりまして、では例を挙げますと、住宅、車庫、生け垣、塀でございますが、などを整備する場合、考慮することができるものについては何ですかということで、例を挙げたのですけれども、植栽などの緑化が41.9%、それから妻入りの屋根というので39.8%、それから板張りの外壁、これは36.2%という数字が示されておりました。それから、建物や敷地内の部分において妻入り住宅の保全を行うために、その整備にかかわる工事費について町から助成金が支出される場合がありますが、ある程度の個人負担が伴います。この場合の考え方についてということで問うておりますけれども、これも大事だと思うのですが、助成金が交付されるのであれば整備する、または整備について考えると答えた人は58.2%、それから整備したくないという否定的な人は11.7%と、この当時に14年ですから、約60%の方がやる意欲あったのです。そして、先ほどの話でないけれども、町民の意欲ないようなことを言われますけれども、数字で見ると限りでは、特性ですけれども、そういう気持ちは私はあったと見るべきだと思うのです。そこで言いたいのは、そういうときにいわゆる一気呵成にぱっと進んでおれば、今のような状態は招かないで済んだのではないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょう。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 当時目標なくして個人の住宅なり、車庫を改修なりつくことに補助金を出す、これは絶対できないわけです。

これは、今ようやく妻入りの街並という非常に文化的、歴史的に価値あるものについて、そういうものを残すという意味において、町は国やあるいはお力をかりて、また町もひとつ努力しながら対応するということですので、その当時の状況の中で個人の家を直す、外壁を張りかえる、車庫を直すあるいは建てる、それに対して町の補助金を出すという時代ではないし、それはできないということでした。今こういう制度ができ、そういうふうに対応するために町としても、あるいは国のお力もかりてやろうということでございますので、当時まだそういうことができておらなかったわけですから、それを対応しておったら、これはとんでもないことになるわけです。海岸だけの問題ではないです。だから、そういう点はひとつご理解いただいて、ようやくそういう方向づけと基本的なスタンス、そういう考え方、そういうものを土台にして国、県なり補助金をやろうと、補助金といいますか、協力しましょうと。農業だってそうです。これから進めていますが、何でもかんでもやるから、田んぼ直すから、こういう改善策やるから町が金出すというのは、これはどこでも通用しないことです。だから、その当時としてはどういうアンケートの趣旨があったかわかりませんが、これは土台がちょっと無理だったなというふうに考えております。

○議長（高橋速円君） 8 番。

○8 番（山崎信義君） 確かに町の意向はそういう形だったと思いますし、説明のときには国民金融公庫、そこの表示は確かにしてありました。そういうものから借り入れてやってほしいなということとは話はありましたけれども、それつけ加えておきます。それはそれで、経過ですからいいのですけれど。

その次、平成15年度から実際国の補助を受けて海岸地区の街並環境整備事業として実施することになったわけですが、これについても全世帯の4割に当たる240世帯を対象に、これは今度先ほども話ありましたが、事業費用対投資効果の分析の関係のアンケート調査が実施されました。これは、景観形成に関する調査ということでございますが、その内容についてまた同じようなことですから、ご存じでしたでしょうか。

〔「わからない」の声あり〕

○8 番（山崎信義君） わからない。いや、いいです、それで。

これは、調査やられまして、回収は237世帯ということで、回収率は98.8%という数字でありました。それだけ興味があったのでしょうけれど。中身についてですが、妻入りの街並についてご存じですかというのは、よく知っている、知っているが89.9%、それから、知らないというのが10.1%、それから、街並や建造物を保全していくことについては、積極的に行っていくべきだと、必要に応じて行っていくべきだと思うというのがありまして、これは両方で199件、84%という数字であります。これに対して、必要性を余り感じない、全く感じないというのが25件で10.5%、先ほどの調査と大体似ていますよね、数字的には。これは、やるというのは今度ふえていますけれども、そういうことで、数字が上がってまいりました。それから、これもちょっと貴重な資料なのですが、町の資産として保全を例えば税金で賄っていくことと仮定すると、仮定ですから。あなたの世帯で毎月幾らまでならこのための税金を支払ってもよいとお考えですかと。ただし、この税金は今後20年間続くものとするというふうになっておりまして、いや、私は払わないというのが63件、26.6%、それから200円から3,000円というのが73.4%という答えでございました。だから、やっぱり出してでもやりたいなという気持ちが見受けられますよね、この数字から見ると。数字から見限りはやる気持ちはあったなというふうに思います。

そういうことから、町長は先ほどの中川議員とか日山議員の質問の答弁に、地域住民の理解が不十分だと。意欲を示してといろいろ言っておりますけれども、見てきますと、実際のところ不十分では余りなかったのではないかなと。ただ、この費用対効果の面で、これは今度国土交通省の問題ですが、事業費を見直されまして、数字的には当初10億円、先ほどちょっとありましたが、これが約半額になって、5億円ちょいになりました。それは、この費用対効果の面で減額になるのだということで、数字的には1.1になりましたけれども、それで今実施されております。先ほどの話でございしますが、在任期間5年ということなのですから、これ考えると、町長はあと5年と考えるの

か、まだ5年と考えるのか、どちらだと思いますか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） ちょっとお尋ねします。

それも14年の調査ですか。

○8番（山崎信義君） これ、15年。今の15年。5月6日から15日、10日間。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） まず、私はそういういわゆる財政の絡まるそういう設問は、十分事前の打ち合わせ、チェックしていかないと、非常に危険性があるのです。私がそれをわからなかったということは、非常に不勉強で大変申しわけないですが、これはこのコンサルがやったわけですが、今その会社はなくなったそうですが、やっぱりそういう設問は私がもし出ればチェックしました。全く申しわけなかったですが、今その中でさらにもう5年なのか、さらなるまた5年を考えるのかということですが、これはやっぱり基本的にはすべてがそうです。生き馬の目を抜くような変化の激動の時代ですから、一瞬、一瞬のそのときの判断とそのいわゆる結論というものを求めたら、スピードアップして事を進めなければならない。もう何年あるから待てという考えではだめ。私は、もう常に申し上げている。速戦即決。ただし、拙速は排しなければならない。的確にその変化をとらえて、プラスとなるならば果敢に挑戦もすると、行動するという考え方でおります。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） ありがとうございます。

今のは、第3回の協議会の資料として提出されております。また、後でごらんになっていただきたいと思います。

それで、今度また次の方に移りますが、当然コンサル関係の話でいろんな調査がされてきたわけでございますけれども、これはもう町が当然お願いするわけですから、しっかり目を通してほしいと思うのですが、話変わりますけれども、今年度予算の案として、街並整備助成金1,000万円計上されました。この効果を上げるためには、これもたびたびお話しになっておりますが、住民に周知徹底を図らなければならないというふうに思います。当然町長もそのようにお考えになっていると、さっきもいろいろ答弁ありますが、先般街並の環境整備協議会が開催されまして、説明も行われましたけれども、住民に十分にその内容が伝わっているとは見えないわけです。そういう意味で、6月定例会終わってから町民懇談会開くということになっておりますが、先ほどの中川議員の質問にもごさいませんが、早目に町民の意欲とかその内容を通知、情報公開といいますか、こういうものをやる必要が私はあると思うのですが、その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） まさにそのとおりでございまして、6月の皆様方との懇談会を考えるということではなくて、先ほど来から申し上げておりますように、当然今提案をいたしております予算の

中で、皆様のご理解をいただいたということがあって初めて住民の皆さんにもご理解いただくということでございますので、4月の初めの嘱託員会議で出雲崎町のこの19年度のいろんなひとつの事業計画なり基本的な問題をお伝えをしながら、その中におけるこの妻入り景観の核心につきましてもご説明申し上げながら、できるだけ早く地区別にこの問題を下げながら、住民の皆さんのお考えをお聞きしたいということです。

ちょっと私先ほど来から答弁をしているのですが、ワークショップのその主役は住民なのだと思います。やっぱり行政がすべてをつかさどってやる時代ではないのだと。いろいろ枠組み、仕組みを考えながら行動する、そのやっぱり基本的な一番大事なところは、町民の皆さんなのだと思います。完成品をただ示してやる時代は終わったのだということを申し上げているので、町民は何の関心も持っていない、仕事をしないというのではないのだということだけはご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） 今言われたとおりなのですが、主体はあくまでもやっぱり住民なのですけれども、その主体たるべきものに対する情報開示というものが、役場側とすれば伝えているつもりでしようけれども、実際聞くと、それは自分に責任ありますけれども、私みなかったとか、聞いていないとかいうのが出てくるわけです。それをなくするために、そういう懇談会形式でもいいし、各集落にやっていただきたいと思います。

それについてはどこも、海岸地区も高齢化というのが非常に進んでおりますので、だからできるだけ細かくという私は要望したいのですけれども、高齢化考えた、それ出ているのですが、ちょっと古い話ですけれども、平成7年と今、現在の平成19年比べた場合、海岸地区だけです。比べた場合の65歳以上が36.1%が現在は45.4%になっているのです、数字は。また、懇談会、いろんな、ほとんど集落でみんなできればいいのですけれども、なかなか実際はそうはいかないと思いますけれども、なるべく小さく、そういう高齢者が多いということを踏まえながら開催してほしいというのが私の思いなのです。その辺どうでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） どういうような集落、町内を対象にどの場所でやるかということは、今山崎議員さんのお話もいただいておりますので、その辺も十分考慮して、できるだけ大勢の皆さんからお参加いただくようにやっていきたいというふうに思っておるわけでございますが、私たちもいろいろ今までそういう懇談会なりしながら啓蒙し、PRして、足の送迎までやってもなかなかお集まりにならないというのが実態なのです。

だから、これからも、先ほども申し上げました住民懇談会、あるいはまた今のこの問題もそうなのですが、できるだけもう大勢の皆さんからお集まりいただくように、特にまた常に申し上げているのですが、私ども一生懸命ひとつまた啓蒙し、またできるだけ集まりやすいような態勢といいま

すか、そういうものを考慮しながらやっていきますので、皆さんの方からも十分なひとつまたご協力もいただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） 時間も経過しておりますので、あとの1問でやめますけれども、最後にこの事業の今までの経過等見まして、やっぱり担当課だけではなかなか厳しいのではないかなというふうに思います。

先ほども話が出ましたが、今まで役場で行ってきたプロジェクトチーム、てまり団地関係ですけれども、このような形で英知を集めて早急にこの検討をしていただいて、もう速やかにやるということが今の環境整備事業には必要だろうというふうに思います。私もそう思いますけれども、そういうことをお願いしながら十分なスピードを速める作業づくりを求めたいと思いますが、これで最後にしますけれども、ひとついかがでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） この住民懇談会は、先ほどちょっとお答えを申し上げたのですが、この役場職員とかそういう皆さんが出ていっていろいろしても、なかなかこれが、また役場の人が来たのかというようなことで、いろいろ同じようなパターン繰り返しになる可能性がありますので、今回はちょっと予算的にもまたお願いしなければならぬと思うのですが、全く外から、しかも私どもちょっといろいろ話し合いをしているのですが、そういう斬新にして、しかももう的確にひとつ物事をとらえて、住民の中に飛び込んで住民の反応を受けとめて次に進めるというような、そういう人を入れていかないと、ちょっと無理だと思うのです。無理というか、もう成果上がらぬと私思うのです。それで、そういう方法も考えてみたいということで、今ちょっと検討しているのです。その辺も、また皆さんにお諮りしながらご理解いただいて、今おっしゃるように、単なる役場職員が出てまた形式的にただ説明するのではなくて、それはまた住民のいろいろご質問があればまた町の対応等もお答えしなければならぬですが、その引き出す本当のリーダーといいましょうか、座の主演といいましょうか、進行はちょっと変わったところからお願いしてみたいなというふうに、私は今考えてちょっと打ち合わせもしているのですが、そうになりましたら若干予算措置も必要になってくると思うのですが、ひとつまたお認めいただきたいなというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 8番。

○8番（山崎信義君） この事業展開については非常に大変だろうと思いますけれども、今一番ネックになっているのは、総体的な締めをだれがやるかということと、それから重点地区の決め方、これも大変だろうと思います。それは、担当課ではちょっと厳しいなというふうに私も協議会の中で見えていますけれども、私らも特別委員会で検討もしますが、ぜひ一緒になって、一緒に考えて、より早く事業が展開できるようにまたご配慮いただきたいと思います。

以上、終わります。

◇ 南 波 榮 一 君

○議長（高橋速円君） 次に、7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 私は、4点について質問しますが、これは初めての質問ではありませんので、簡潔に質問しますから、簡潔にお答えいただければ時間短縮できます。

まず、地積調査、いわゆる国土調査についてでありますけれども、これはこの意義、この性格というのは、町長は十分ご存じになっておられて、既に大事な事業だから積極的に進めたいという答弁を実は14年3月の議会にいただいているのです。具体化に向けて清栄努力しますという答弁いただいていますので、その検討状況をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） この必要性といいましょうか、これは何としても私はやっぱり進めなければならない問題だというふうに考えています。

そういうことで、先般も農村環境整備課長の井上さんともいろいろお話をしたり、この問題をひとつ何としても取り組んでいく町の姿勢をお伝えをして、課長もこれはもう何としても進めなければならないことだし、出雲崎町さんも早目にひとつまた採択いただけるように私たちも努力するというような、実はつい二、三日前ですが、お話もさせてもらったということでございますので、これを前向きにひとつ、大変時間とお金と人員を要するのですが、これはまたこんなこと言って失礼ですが、3月8日、日経の一面にまたこれ大体的に出ていました。今土地の境界と公図のずれが大変で、これはもう将来大変な問題になる。何としても地積調査をして進めないと、将来に大きな禍根を残すだろうと。だから、積極的にやりたいという国土交通省の、これはもう一面に大々的に出ていました。全くきょうの質問にぴったりだなというふうに感じながら私も今ご紹介申し上げていますが、町もできるだけ早く取り組めるようにひとつやっていきたいというふうには思っています。

○議長（高橋速円君） 7番。

○7番（南波榮一君） 町長の今の力強い発言、私も全くそうだと思います。

それで、参考のためにちょっと申し上げておきますけれども、何か新潟県では国土調査推進協議会というのがあるようでございまして、これが去年総会で発表したところによりますと、全国で地積調査が終わっているのが46%、新潟県は31%の地積調査が終わっていると。非常に全国的に見てもおくられているし、それからこの14年のときも新潟県はおくられているということで、町長が頑張りたいという発言がございました。これはそのとおりで、今法務局に登録されている中身で言えば、明治初期のもので、恐らく境界と面積、その他は半分ぐらいがやっぱりそういうもので適合しないということで、非常に難儀していると思います。特に公共事業やっているところは大変難儀していると思いますので、町長の発言のとおり、ひとつ大変だろうけれども、しっかり取り組んでほしい

というふうに思います。

それでは、次に移ります。2番目の圃場整備事業の計画樹立後の進捗状況から完了までの見通しということで申し上げますけれども、これも町長はおくれている圃場整備をやるという立場から平成14年でしたか、これも圃場整備の基本調査といいますか、そういうものをつくられて、それに基づきながらおくれている地域を順々に整備するということで始まったわけですが、薬師堂は既に終わります。それから、六郎女についても実施計画はできていて、20年度採択に向けて努力中だということを伺っておりますし、そういたしますと、ここで残るのは、私はあえてこれ上地区と言ったけれども、中永線通りから上の方、八手地区です。こちらの方が面積的にはその地区から見れば少ないとは思いますが、これも農業を中心とした形でいきたいという方もかなりおりますので、町長は認識をされていて、そちらの方にも力を入れたいというふうにおっしゃっていることは事実であります。そこで、国よりも県が金がないということでしょうか、去年あたりから、ことしの予算見てもそうなのでしょうけれども、新規採択がなかなかできない。ことし新規は、経営形態育成事業では3地区ぐらいの採択のようにも伺っておりますけれども、それとて大変なものですし、六郎女みたいになっても、なかなか20年の採択がどうかということで大変なのだろうけれども、やっぱり今からそのような取り組みをしていないと、なかなか上の八手地区については、これは合併の話なんか出てきてどうなるかわからぬと。非常に行き先が危ういというふうに私は考えますので、ここら辺も計画樹立もしっかりとお願いしたいと思います。

特に、町長が施政方針の中で、この活力ある産業づくりの中でも、特に品目横断的経営安定策についての加入を促進しなければならないけれども、本町の状況からして集落営農はなかなか難しいと。そこで、集落営農に持っていくまでの間、認定農業者といいますか、認定農業をどんどんさせてそこに集約をさせていくと。農地集約を図っていくというお考えのようでありまして、私も集落営農がなかなか難しいだろうなと思いますので、その方向にいったらいいと思いますので、この点を踏まえるとなお一層のこと圃場整備あるいは基盤整備ができないと農地集積が難しいというふうに考えられますので、町長、その考え方に異存はないかどうか、力強くお答えください。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） いや、全くそのとおりです。

きょうの朝もらったのです。出雲崎町農村環境計画、これ南波さんも委員ですね。これをベースなのですが、こういう計画に基づいて今六郎女をアタックする。さらに、ここにも今南波さんのご要望のありますところの中山間地、あるいはまた育成体基盤整備、小木あるいは八手地区、これはもう中山間地きちっと入っていますから。そしてまた、この担い手も、ここにも書いてありますように、平成15年は220ヘクタールか、これを289ヘクタールに20年持っていきたい。あるいは、そういう担い手もひとつ育成していきたいという、ここにちゃんともうソフト、ハード、両方びっしと書いてありますから、これがやっぱり県に通用し、県はこれに基づいてまた示唆をするということ

ですので、もうこれすばらしい計画あなた方が立てていただいたわけですから、忠実にこれを守って、早くこの方向でいくように頑張っていきたいと思っています。

○議長（高橋速円君） 7番。

○7番（南波榮一君） 大変ありがとうございました。

それで、その農村環境計画を、私はたまたま委員であったから承知しているのですが、ほかの議員の皆さんは恐らく承知していないと思いますので、これが将来とにかく農村だけではなくて海岸の方、いろいろ全部入っているのです。だから、それをやっぱり配付をされて目を通してもらった方が非常に町のためになると思います。

次移ります。駅前地区の活性化について、これは再三私も申し上げておりますので、町長もう耳にたこができて嫌になったなと言うかも知れませんが、たまたま今日の論議の中でも、海岸地区の景観保存の關係に際しまして、ワークショップ、いわゆる行政だけからやれやれ、やれどうだと言ってもだめだということで、住民を巻き込んで、あるいはそういう識者を巻き込んで、一体となったワークショップをやったという話が出ました。これは、やっぱり駅前の地区のまさしくそういうものをやらなければだめなのではないかというような気がいたします。町長の再三の答弁でも、駅前地区の皆さんと相図ってやりたいと。やらなければだめだというのは常日ごろおっしゃったと思いますし、私が質問したときもそのようにお答えいただいております。

それで、ここで今強く申し上げたいのは、ただやれやれで何ももてがないのです、もてになるものが。したがって、駅前地区はとにかく町の玄関口だし、お客さんが来ても出雲崎町の入り口だというもので、これが出雲崎町と言われるぐらいになるには、あそこの青写真といいますか、ランドデザインをやっぱり何かつくっていないと、何かがないと、話を持っていくにも持っていけないのではないのでしょうか。基本的にはそこに住んでいる皆さんが自分でやらなければだめなことは私も承知しておりますけれども、行政としてはやっぱり出雲崎町の玄関口よくするには、そういうものを計画というか、その大きなものを青写真をつくと、それぐらい町長どうですか、単費でちょっと100万円や150万円かけても、あるいは200万円かけてももしやっておくという気構えないかどうかお尋ねします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 私は、こういう街並の活性化なり、あるいは農業もすべてそうなのですが、すべて行政におんぶするという考えは終わりました。行政は、あくまでも応援団です。その主役は住民なのです。

例えば駅前の商店街、どういう形で再生をする。次なるものにつなげるかという意欲ありや否や、それを私はまず聞いてみたいのです。お金をかけてあそこに大きなショッピングセンターをつくったり、絵に書いたりやっても、そういうものを提案したら、何を行政は考えているのだと。だれがやるのだというようなおしかりを受けることになるのではないかなと私は思うのです。だから、率

直に申し上げますが、私も駅前、それ皆さんちょっとお話するのですが、田中議員さんもおられますが、非常に後ろ向きな発言をするのです。ちょっと町が何かやろうとすると、そんなことやってどうするのだと、こういう意見出るのです。だから、私も相当やり合ったことがあります。やはり評論する前に、やっぱり自分たちがどういう生き残りをかけるのか。それに対して行政に何を期待するかという、そういうものが生まれてこないと、絵に書いたことばかりやっても、これはだめなのです。だから私は常に申し上げているのですが、駅前の商店街も、これは出雲崎町の駅前だけではない。どこの大きな町へ行っても、シャッター通りと言われる大変厳しい状況だ。逆にこの出雲崎町、ここにたまきやさんもおられるのですが、やっぱりそういうお年寄りの皆さんがいかに買い物できる身近な、あるいはかつての昔のご用聞きしたり、そういうお年寄りの皆さんとのスキンシップを図って、その地域の実態に即して自分たちの商売をどうするか、大きな大向こうをなせるような計画だけでそんなことやったって今できる体制ではないのです。だから、私はやっぱり今駅前商店街の皆さんが次なる世代なり、あるいは次なる自分たちのこの生業をどのような形でひとつ続けていこうとされるのかという、そういう考えを聞きたい。だから、私言うのです。あなた方、どうして町が行政懇談会やったり何だって出てこない。どうして出ておいでにならないのですかと。そして、陰で批判ばかり評論されても困るのですよと私は言うのです。堂々と出て町の考え方も聞きながら、それではだめだと。我々はこう考えるというものをまず上げてこない、評論だけ批判されても、私たちは手の打ちようがないのだということを申し上げているのです。だから、本当に駅前もそうですし、やっぱり農業もみんなそうなのですが、自分たちがどういう生き残りをかけようかという意欲があるのか否や、その辺をつかみ取りながら、行政としてもできるだけのことをやっていきたいと思うのです。ただし、限界があるのです。やっぱり私は主役は住民であり、行政はそれをバックアップする応援団だという受けとめ方をしながら、また主導権を握り、主導権とありますが、リーダーシップはとります。それは、問題によってとります。すべてのものを行政が支えていくというわけにはいかないのです。やっぱりそこに住む人たち、あるいは生業をする人たち、その人たちが基本的な考え方でどういう形で自分たちがやろうとするのかということがないと、目標が変わっていくのですから、常にアイデアを出しながら、どんどん、どんどんと打って出る姿勢がないと、だんだんと後退するのではないかと私は思っているのです。そういう点をまた住民とよく話をしていきたいなというふうにも思っているのです。

○議長（高橋速円君） 7番。

○7番（南波榮一君） 私も全くそのとおりで、別に行政におんぶしてやろうなんていう考えはあってはならぬと思います。

ならぬと思いますけれども、やはりどこかにそのようなものを描いてもらわないと、さあ、皆さん、ではどうしましょう、やりましょうか言ったってなかなかならないので、個々の商売で言えば、それはそれでいいと思うのです、それはそれで。例えば町長が言ったように、私も今年寄り増えて

なかなか買い物行けないというのをご用聞きをやる、あるところまで成功しますよね。それをどんどん、どんどんやって、非常にいいと思うのです。そういう方法もあるので、例えば出雲崎町の駅前というのはそういうのがいいのだとか、申し上げましたように、高等学校もあるのだから、例えば駅前に軽く本当に明るくていい感じの喫茶店の一つもあってもいいのではないかと、例えばです。そういうものもどなたかおやりにならないかと思っていますけれども、うわさによればうしお書店さんの後をお買いになった方がちょっとお考えなようだというふうに話は聞いております。いいことだなと思うし、そういう人たち、できたらやっぱり何かいろいろ行政でも私どもも、手伝いしたかったら手伝うということはいいいのではないですか。そうでないと、どんどん、どんどんなくなって、みんな空き家になってしまったでしょう。そういうことで、非常に心配しておりますので、町長、懲りずにこれにひとつ取り組んでいってください。お願いいたします。

それから、最後になります。4番目。エコパークいずもぎきの今後については、先ほど中野勝正議員に対して町長が懇切な説明、答弁がございましたし、中野議員からも非常に心のこもった質問等がありましたので、私は全部省略するなラしたいと思うけれども、一つだけ、中野議員と一緒にするのは、たまたまあそこに土地が残っているのはいいけれども、あのハードの施設があれを新しいところへ持って行ってつくるとしたら、物すごい莫大、何十億円、30億円、40億円かかってしまう、あの施設だけでも。それは、あそこだったら、団地があるのだから大いに利用できると、非常に県としても、事業者としてもコスト安くできるのではないだろうか。それを考えれば、根底にあるもしそれができれば出雲崎町にもまた何らかの形で支援いただければ、財政的にも潤うことが可能であるかというふうに考えられますので、そこら辺を十分調査、研究されて、必要があったらひとつ頑張っしてほしいということをお願いして私の質問終わります。

◇ 田 中 元 君

○議長（高橋速円君） 次に、5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 私の方から、それではこの質問は3回目になるのですけれども、3回目は3回目として、町長の施政方針の中の活力ある産業の町づくりという観点の中に、項目的にきちんと入っているものについてもう一度確認しながら、今後の町の農業の行方についてご質問させていただきます。

品目横断的経営安定対策という中で、町長が今回の所信表明の中で、担い手を中心とした施策へシフトされると。この対策に加入できる担い手の確保、育成に積極的に取り組む。本町の農業を支えている多数の中小規模農家に対しても、従来以上に町単独の支援を行い、農家の農業経営の安定に努めるというふうに一番最初に書いてございます。それで、この担い手の確保、育成に当たり取り組む具体的な方策というのを当然町長は考えておられると思うのですが、どういう方策を考えておられるのか、まずお聞きします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） やはりこれから担い手の確保というものは、非常に重要な今議員さんのおっしゃるようにポイントになってくるわけですが、今出雲崎町は53名担い手がおられるわけです。

私は、実はこの前、議長さん、皆さんも、南波議員さんもおられましたか、ちょっとおられたのですが、もう少し積極的にこの担い手確保というものに対する、先ほど行政としてのやっぱり応援団として何をなすべきかというふうなことを若干私の私見を交えて申し上げたのですが、私はいくつかの担い手となり、品目横断的経営安定対策に取り組まれる皆さんに対しては、町としても財政的にどれほどのことできるかわかりませんが、積極的な若干の支援もするぐらいの気持ちでないとだめだなと、その辺のことも前向きにどうでしょうかというご提案もさせていただいております。そういう中に、非常にこれは厳しいという状況もわかります。特に年代的にも、この60年の中では非常にもう高齢化されている方もございます。そういうことをいかにこの担い手、若い人たちをここにお願ひするかということになってきますと、難しい問題もございますが、難しかったといって後ずさりしてはだめだからご提案申し上げるように、そういう意欲的に取り組んで皆さんにちょっと町として、応援団として頑張ろうではないか、頑張るべきではないかというふうなことを申し上げております。そういう点も、今後具体的にまた皆さんとご相談しながら実現していきたいなというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 5番。

○5番（田中 元君） 今町長の方で数字が出てきましたので、私これから数字を申し上げますので、ちょっと資料が自分でつくったものですので、1部町長に提出しておきますので、これを見ながら聞いていきたいと思ひます。

実は、今町長の方で認定農業者数と、担い手ですね。53名とおっしゃれましたが、担当課から聞いたのは1名減って52名になっているそうでございます。その1名はいいです。それ、年齢が36歳から最高が75歳、担い手です。平均年齢56.2歳でございます、これを単純にやりますと。それで、この認定農業者、担い手と称されるこの方々の年齢が先ほど町長の答弁の中で余りにも高過ぎる。そこで、私の方で今駅前地区ということで申し上げますが、農家戸数というのは海岸にもございますが、それを引きまして調べた結果が農家数が実際に646農家、今メモに書いてあります。それで、そのうちお米を出す農家が半分の302、私のこの資料に書いてある数字でございます。それで、これで約半分の方、農家というのは大体米をつくっている農協の正組合員の数に匹敵するわけですが、米を出荷している方は302名しかおらないという中で、駅前地区の人口数がどうかということも調べてみました。それで、大変失礼ではあったのですが、農家でないと思われる駅前、それから深町、川東のこの地区は外しました。それで、海岸の方の勝見、尼瀬、稲川にも若干ございますが、とりあえず駅前地区ということで限定させて調べた数字が町長のそこに差し上げたのですが、それで人

口については実際には全体で人口5,436が、これが1月1日現在なのですが、それはそれとしまして、それでは数字が出ませんので、子供だとか80歳以上の方はやはり農業人口の中へ入れるとちょっと危険かなと思ひまして、省いた数字がそこに書いてあります。そうしますと、今言った地区数で人口数が20歳から79歳までで2,440人、これは若干狂いがあると思いますが、一応これくらいでございます。それで、70歳までの男性が1,227名です。それから、女性が1,213名、その合計が2,440名なのですが、これを見ましていきましても、先ほどの平均年齢で今56.1ですが、20歳代がどれくらいいるかという、男性、女性合わせて336名、これは決して全部が農業人口ではない。当然農家1人に対して若い方がおられるのは、ほとんど勤めていて、実際に農業に携わっている方はそれよりも下、若くても30代の後半あたりから70歳代だということになりますと、30歳代が全体で約294名、これは全人口です。それで、今町長のところに、手元にある資料の括弧の中が、これは農家数を、今の数字でいきますと67%ぐらいが農家数でございますが、それを引いた括弧の中が各実際の農業にかかわっているだろうと思われる農家の数でございます。そうしますと、先ほど言いましたように、その部落での農家の中にいる全体の人口は1,633名、約1,600名ぐらいです。それで、男の方が820名の女の方が八百十四、五名ということになっております。これが大体農業をやっておられる家庭の人口だと思います。そうしますと、やはりこの中で実際に専業のやっておられるのを考えてみますと、50歳、60歳、40歳から70歳ぐらいまでが中心ですので、この20代、30代の若い方を担い手農家へ入れてこなければ継続しないという一つの現実の中で、やはり相当な無理があるのかなという気がいたします。

そこで伺いますが、若干の経費がかかるのではなくて、やはりこういう担い手を育てるにはまだこの若い方、実際に農家の長男でいて自分のうちで勤めている方、これは農繁期、忙しいときにはお手伝いされると思いますが、こういう人たちに農業のよさというものを考えさせるような方法をやはり具体的に考える必要があるのではないかと思うのですが、町長はその辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 大変苦労されてこの数値的なものをご提案いただいて、私今初めてお聞かせいただいたのですが、まず基本的にちょっとひらめいたことは、646農家のうちその半分が米の出荷の農家数だということですね。しかも、30代、そういう方々、40代はほとんどすべて農業を手伝っておられるというような数字が出ている。専業と言われる担い手は50歳からですね。大変高齢化されている。

そこで、私はひとつ皆さんに申し上げたいことは、今品目横断的な問題とか農地、水環境保全対策いろいろあるのですが、私は農業は今いろんなこと言われているのですが、経済的側面でとらえる農業、コストを下げていわゆる経営としてペイするような農業、もう一点は暮らしの中で米をつくる農家、この二つに分けられるのです。そうすると、出雲崎町はどこに属するのかということ、ま

さしくこの数字見ますと、暮らしの中の米づくりです。まず、自分で米をつくって自家米と、あるいは子供さんや親戚に送る。そして、年金で生活をする。生活の主体は兼業農家と。いわゆる農業が主体ではなくて兼業です。兼業が主体の中で、暮らしの中で米をつくってみんなに喜ばれて、自分たちもうまいものつくろうと、こういう農家と、もう一面は経済的側面、大規模経営をしながらコストを下げていかに生産性を高めていわゆる経営の中の所得を得ようかと、この両極に分かれると思うのです、私は。現実はそのようなのです。そういたしますと、私この出雲崎町は暮らしの中に生きる農家、これが正解だと思うのです。私はそれでいいと思う。そうすると、国政策に逆行しますが、逆にこれがまた生きる道になるかもわからぬ。果たして大規模農家が成功するかしないかも、これは全くこれから正念場です。ちょっとこの前、皆さんもつい最近のテレビ、最も今話題になっているのは、オーストラリアと日本の2国間の関税撤廃にかかわる自由貿易協定を柱とした日本とアメリカの経済連携協定、これが今進む。これいかにによって、日本は壊滅的な打撃を受けるのです。もうこれ日本農業は成り立たない。それを外圧に耐えて今の品目横断やろうとしているのです。これに頼るには大変だ。そのときオーストラリアは、1人で500ヘクタールやっている。種蒔きは飛行機とか、防除も全部飛行機。しかも、コシヒカリつくっているのです。これらが本当に力をつけて輸出をして関税が撤廃されたら、もう日本農業なんかこんなことやったって立たないのです。だから、簡単なものではない。国はあの手、この手でやっていますが、逆に言うならばこういう今暮らしの中に生きる農業が勝者になるかもわからぬ。これはわかりません。

だから、出雲崎町の実態からしますと、今田中議員がいみじくもこの数字を出された。私は、やっぱりこれは大事だと思うのです。兼業で、そうすれば勤めている方も、年をとってられても、私は自分でできるだけ、今非常に休みが多くなっています。時間がありますから、農業をしながら、そして農外所得で資する両面でやっていこうという方も、これは私やっぱり一つの考え方だと思うのです。だから、これを絶対的に否定して営農集落なりいろいろあるのですが、何でもかんでもやれというのは、これちょっと土台無理かなというような考え方もしているのです。だから、大きいものがすべてではないということちょっと申し上げているのですが、こういう生き方も一つ側面として認めざるを得ないし、また生き方としてあるのではないかと私は思うのです。その点も十分考えていきたい。大規模で担い手となってやりたいというのに対しては、もう積極的に行政も応援する。しかし、反面小さな耕地でもそれを守って、今言ういい米をつくって、うまい米をつくって、そして自分で食べて、人に分けたり売ったり喜んでもらって、そして生活は圏外の、農外の所得で悠々自適と自然とともに生きていくと。いいではないですか、これも。こういう生き方もあります。だから、一概にすべてを否定したりしてはならない。やっぱりその迎えている条件の中のケース・バイ・ケースでやっていかなければならぬと私は思っています。

○議長（高橋速円君） 5番。

○5番（田中 元君） 最初の質問で二つ目のことまで申し上げましたので、もう一回頼みます。

確かに今町長がおっしゃったのは、その3番目の私の質問にも絡まってくることはございますが、私は逆に言うと、その前の南波議員の質問の中で、結局中山間地に関しまして土地改良関係のもので担い手の問題が出ていますけれども、それはそれとしてでも、たとえそういうふうに今町長がお考えになっておったとされても、やはり担い手は当然必要だと思うのです。必要だと思いますので、そのことについて中心になる確保、育成に取り組むには、やはり年齢の問題が当然絡まってきますので、当初年齢を申し上げたので、これから町長が具体的な方策を立ててやるとおっしゃっているその具体的方策というのは、今出てこなくても近い将来に出てくるのだらうと。どういうふうにしてやっていくのだらうというのは、施政方針の中の次なる問題になっていくと思うので、これはこれでやめます。

それで、一緒にやってしまったのですが、農業を支えている中小の小さな農家に今まで以上な町の単独な支援というものについて、個人的にもう一回どのような支援を考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 私は、皆さんがご出席されたかどうか分かりませんが、この前日曜日、「はまなす」でJA主催の蛍の舞う里の生産者大会ございました。私も来賓として呼ばれたのですが、皆さんいろいろお話をされました。

私は端的に申し上げた。要するに今一番関心は何であるか。「あるある大辞典パートⅡ」、関西テレビの。あの例の納豆事件、かつては寒天、もう寒天私も買おうと思っただけでなかった。スーパーから何もなくなった。そして、みそダイエット、健康であれば何でも飛びつくのです。私もそういうタイプです。人のことは言えない。私もやるのです。あるいは不二家問題、いかに食に対する、健康に対する安全、安心に対する関心が高まっているか。しかし、皆さん、皆さんはそうおっしゃるが、先ほど組合長のあいさつにあったのではないですかと。JA越後さんとうはコシヒカリ、米全体の1等米比率は県下最低だと。しかし、私はその中で申し上げるけれども、出雲崎町は全体で1等米比率73%、コシヒカリ58%、断トツです。そして、我が町の米は、これはきょう全農の役員の幹部の皆さんおられるでしょうと。全農の主催の中で第三者の厳しい評価を受けて、認証米として17年、18年指定を受ける。だから、出雲崎町の米は全部売れるのです。価格も高いのです。それは何であるかということを私は農家の努力もさることながら、行政も一体となってやっていますと。私は、来賓として言ったのです。それは、まず土づくり、堆肥、有機肥料、このすき込みにも町はささやかでも皆さんやりましょう、やってくれと補助金を出していますと。そういういろいろの面で行政が対応していることは、着実に答えが出ているのです。ただ、お金を出せばいいのではのです。そうではない。だから、私は合併された6旧、私たちの仲間の町村の皆さん、この比率が言われた。合併をしてそのことを行政に上げられないようになってきてはだめですよ。やっぱり行政と農家が一体となってともに苦しみを分かち合い、ともに喜びを分かち合う、そういう状況でなけ

ればだめだ。うちの町はやっていますと。現に田中議員さんのご質問は、こんな小さなので何効果あるのだからというようなご質問です。そうではないです。うちは、それでも小規模のどういうことでも積算すれば800万円からの補助金を出しているのです。よその町村出していますか、市は。農業であろうと何であろうと、みんな買ってきた。だから、私は金額の大小もさることながら、行政が種々農家の立場に立ってできるだけの応援してやろうということが農家も意欲をわき立てるのではないですかと申し上げた。

私は、この質問の中で、農家に助成を出しているが、それはどういう効果があるのだと。経営安定につながるのかという質問ですが、これは議員さんからご理解いただきたい。これは、絶対的な現に効果が上がっているのだと。行政の姿勢も、農家から受け入れられているのだと。私は、だからこの前の会議で、南波議員さんも議長おられた。共済の部長がおいでになって、いわゆる有人飛行がやめになったと。そして、手で散布するのと無人ヘリの散布に補助金出している。これは、どういう理由に基づいてやったのですかと。今ある有人ヘリを対象にまたチャーターできるのでやりました。あんたたち、そんな考え方ですか。私はこの案は案件入れないと。私は会長です。ヘリ1基幾らですか。1,000万円。何あんな方言っているのだと。うちの町は、もしあったら1,000万円買いますよと。そうでしょう。現に無人ヘリが導入されたときに、他の町村はみんな渋って金出さない。いや、町がやりますと。町が場合によってやりますと。そして、オペレーターを町が育成をして、皆さんのうちで2人を養成したのです。だから、私はやっぱり結果もさることながら、その過程において努力している姿というものをお互いに認め合っていないと、これだめなのです。ただ金額ではないのです。そういう姿勢が大事。それが受け入れられる。だから、出雲崎町の米は、もう最高の価値が出ている。そういうのは、行政が頑張っているのです。皆さんからお力、皆さんご理解いただくからできるのです。そういう姿で私は進むべきだと。出雲崎町農業は厳しいと言いながらも、そんないい結果が出ているではないですか。私はっきりとこの前来賓の中で言った。そして、行政が農業に対する関心が少なくなってきたのです。私は、ちょっと言い過ぎたかもわかりませんが、農家の皆さんも行政に徹底に要望なり出しなさいと。合併されたからもう言えない、そんなことではだめだと。そうしたら組合長も最後に、いや、町長さん、いいこと言ってくれたと喜ばれましたが、そういう姿勢が大事ではないでしょうか。

○議長（高橋速円君） 5番。

○5番（田中 元君） 町長の方で今おっしゃってしまうと、3番目の答えでみんな重複していますので、なかなか質問がしづらいのですが、今の中ではっきり安定につながっていくという基本方針の中で、町はこれやっているのだというのがわかっていますので、それはそれで結構でございますので、次にまいります。

最後になりますが、農家の所得の増進ということで、今町長がいみじくも11日のJAさんとう農協の大会にお出になってお話しされたということなのですが、残念ながら確かに今おっしゃったと

おりなのです。というのは、出雲崎町の米は正直言って今確かにＪＡの倉庫に一俵もありません。全部完売されています。仮にあったとしても保管しているだけであって、全部終わっているのです。ところが、一番残念なのは、今ここに書いてあることなのです、私が言うのは。そうやって安定、安全な米づくりをして生産している。それで、今この農家は稲わらも燃さない。町で補助をしてもらい、ＪＡからやってもらっている滝谷の堆肥センターの堆肥を入れてうまい米をつくっている。それから、特殊産米としてカモ米をつくって自力販売をしている。そこで、みんなあるのです。そういう方はそれで、確かに自分で米を売る権利をとっている方は、自分の米をブレンドして高く売って経営安定につなげているわけです。それも、全部町の行政あるいはＪＡの力の中あるいは話し合いの中でやっているわけです。そういう方は結構なのだ。ところが、一般の農家の方はその米自体をＪＡへ全部出すのです。そうすると、先ほど町長が言われたコシヒカリの１等確率はＪＡさんとうで出雲崎町断トツなのです。それで、高く売れているのです。ところが、全農とＪＡさんとうのシステムの中で、その米が高く売れた米がそのまま農家へ返ってこないのです。そういう現実があるのです。あくまでもプール計算なのです。そうすると、幾ら地元で頑張っても経営安定につながらないのです。行政には大変申しわけない話ですが、これはＪＡの問題と言えればそれまでですけども、ＪＡはこの間の懇談会ではそれも解除していきたいというふうな答弁もしております。そこでなのです。行政とＪＡと出雲崎町の農家が一体になりまして、もう出雲崎町の米は違うのだよということの中で、あくまでも協力をして販売していけば、直接販売してというか、直接販売ということは出雲崎町のブレンドとしてのコシヒカリであろうが、例えば越路早生でもコシイブキでも雪の精でもいいです。ブレンドしたものを出していけば、それだけ高く売れば農家に高く返ってくるのです。そういうふうな方策に町にも力を入れたいと思いますが、その辺の考え方をお聞きしたいのが一つ。

やはりそれで、先ほど町長おっしゃっているのですが、その次は今度はそれと今度は減農薬、減化学肥料の問題です。この分は、ＪＡ一生懸命力入れているのです。この間も私の方で、立石は小さな生産組合はございませんが、会合がありました。そのときに５割減ということになりますと、５割減価格になりますと、これはもう完全に特産米になるのです。国で言っているこの施政方針演説の中にある有機農産物と特別農産物の栽培、これになってきますと、これまたブレンドになるのです。やっぱりそういうことも行政の中で今町長はおっしゃっておられますので、またこれは農家で一人で頑張っても販路はやはりＪＡに頼まなければならないのもあると思います。ただ、それに対する行政としての考え方をもう一歩中へ踏み込んで、確かにやるのは住民、農家なのです。だけれども、やはり組織力がない小さな農家というのは、ＪＡを頼むかあるいは行政のお力をかりるしかないと思うのです。その辺で行政で、確かに今回の新しい型の転作は行政の数字のもとでＪＡは個々の農家に当たっています。それはまた、農家として頑張って守っていかなければならない。それがこういう次の行政あるいはＪＡのシステムにつながっていくわけですから、当然必要と思いま

すが、やはりその辺の中で所得に直接つながるということになりますと、その減農薬だとかそういうのをやったり、あるいは今の町長がおっしゃった有機米や何かのそういうものをやることによって上がる、その出雲崎町としてのネームバリューで売ると所得は上がる。上がれば、当然町にも逆に戻ってくるものがあるわけですから、その辺で3者一体の協力の方法を町はどの程度まで踏み込んでいけるのか、もしお聞かせいただけたらお聞かせください。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） まず、第1点目ですが、努力した者が報われないということは、これは全く今の社会では通用しないと私は思うのです。今田中議員さんおっしゃるとおりなのです。この辺を追跡調査をしているのですが、それはきっと今田中議員のご質問の中で、具体的なことをおっしゃらないが大体つかみ取っておられる。全農のお答えとJA越後さんとうの答えが若干食い違っているのです。そういう面で、私たちはもう少しそういう点を追跡調査して、努力した人たちがやっぱりそれに対する答えが出てこないのでは、そうすればみんな同じでしょう。おっしゃるとおりだと思うのです。その辺は、ちょっとまた関係機関とまた行政側としても対応してまいりたい。

さらに、皆さんもエコファーマー、今このエコファーマーの認定を受けることによって、これはもう大変な価値が出てくるのです。例えば農地と水と環境保全、これも2階建てなのだ。エコファーマーの認定をとると、もうさらに上積みされるのです。やっぱり栽培技術を高めて化学農薬、化学肥料をいかに少なくするか、これなのです。エコファーマーの認定を受けると、これはまた大きな力になるのです。やっぱり私たちは水と環境の、これは今残念ながら藤巻集落さんがお取り組みいただけるのですが、できたら率先生産を藤巻さんからやってもらったら、ぜひこれを認証とってもらって、町も場合によって協力する。それによって、またさらにブランド米としての価値が上がるわけです。エコファーマー、この認定を受ける。だから、ISOと同じことで、これはやっぱり農家の皆さんがそういう制度でなくて、やっぱりうちの町はそういうことをやっているのですよというような、そういう取り組みも大事ではないかなと思っています。その辺も含めてこれからやっぱり高品質、安全、安心、うまい米、売れる米いかにつくるか、そのことが経営としての農家あるいは生活を基点に考えた農家、いずれも両立すると私は思うのです。そのように努力していきたいと思っています。

○議長（高橋速円君） 5番。

○5番（田中 元君） 今町長の答弁の中でエコファーマーの話がありました。それから、藤巻さんの水の問題が出ました。

ところが、これはこの間の説明で、実はうちの地域、特に立石のあの水系は中山間地の指定を受けているのです。そうしますと、この間の説明で資料ももらったのですが、残念ながら中山間地の指定を受けた面積は、今の水の問題から面積外してくださいと。これは、補助金の2重払いの問題があるから外してくれというふうにはっきり説明を受けております。それで、それは今ここにこの

前の、この中に資料もらっています。これは、中央公民館で農協の座談会で一緒に産業観光課の担当課の課が来て、皆さんにお配りしたこういう資料あるのですが、それでやっぱり5年間でやるということの中で、中山間地と同じなのです。残念ながら中山間地の指定を受けますと、その地域は面積外せということになりますし、この前もそのときに私個人的にお尋ねした中では、やはりこれはあくまでも大きな事業ができないのです。例えば水系を直すとか何とかというけれども、自分でやりなさいよと、基本的に。それで、できない所は機械は借りてきてやりなさいと。だから、一手に持ってこの仕事をこうやって自分たちで決めたら業者に任せるというわけにいかないように答弁が返ってきた。そうなりますと、今の状況の中で果たしてそれだけのものを機械を借りてきてオペレーターをつけて、自分たちが休みに出てきてどれだけできるかなという、なかなか難しい問題があると。だけれども、やっぱり結局中山間地との直接払いと2重にならないようにするということになると、うちの部落が今度やりたくてもできないという問題が一つ足かせになりました。

だから、この問題がもう少し県が結論を出してくれれば、うちの方は逆に言えば中山間地を受けないでこっち受けたかもわからぬという、その行政のギャップの問題、それあったので、残念ながら部落で話し合いしたけれども、仕方がない、受けられないという考え方なので、正直あの水系地区は立石だけではないですが、上の方に小竹がありますけれども、できないという一つのジレンマ。ではやっぱりしょうがないからやめようということで受けなくて、ここは中山間地一本で全体を見ていくということになっていますが、そのようにして努力はしていますし、先ほど言うように農協が減農薬あるいは減化学肥料、町長のおっしゃったとおりなのですが、これをやることによって、きちんとすると米が認証されれば別扱いのホッパーの中へ入るようになると思いますので、やはりそれは今度逆に言えばさっき町長がおっしゃった住民イコール農家にすれば農家ですね。これがどうやって一体になってそれに取り組むかというのをこれからまた進めていかなければならないし、やろうという地域もございます。ですから、この間の説明にも農協の座談会よりもそっちの方が3分の2占めてしまって、農協の座談会はほんのつまみになったのですが、それはそれなりにまた地域でできることですからいいのですが、そういうことを考えながらいま一步踏み込んだ行政の、圧力をかけれとは言いませんけれども、JAに対して、例えば今回の現場に任せたから知らないよではなくて、もうこれはバトンタッチだよと。行政はできるだけタッチしないようにするというのではなく、いわゆる踏み込むところをどんどん踏み込んでいってもらって、農家あるいは全般に言えば先ほど来の質問がいっぱい出る住民の意識の高揚といいますか、意識改革といいますか、それも持っていくようなことをお願いしたいと思うので、最後に町長にそのお気持ちを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長お願いします。

○町長（小林則幸君） 大変厳しい環境の中で農家の皆さんも頑張ってくださいていますので、やっぱり痛みをしながら行政もそういう努力する皆さんには報いられるような仕事を皆さんと相談し

ながら積極的に、ああ、出雲崎町農業はやっぱり行政と農家が一体となって頑張っているのだなというものが広まれば、今魚沼米は全国のブランドいろいろありますが、長崎カステラとかいろいろあるのですが、静岡のお茶とかあるのですが、全国で2番目なのです、魚沼米というのは。本当は出雲崎町の米はかえってうまいのです、率直に申し上げて。うまいのだ。でも、そういうブランド米としての位置づけがないことによって、せっかく認証されてもまだそういうことになる。

だから、できるだけやっぱり出雲崎町、この米の生産から管理から販売まで一体となって何とか頑張っている皆さんにはそれなりの価値が報いられるように、私どもまた皆さんのご指導を、ご協力いただいてやっていきたいと思っていますので、よろしくひとつお願いします。

◇ 田 辺 雅 巳 君

○議長（高橋速円君） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 町長には一般質問通告用紙が行っているかと思います。

これは、平成17年6月議会と9月議会で私が国保税を引き下げてはいいかということで一般質問したことであります。その回答が町長の答弁ということで載っております。老人人口が非常に多くなっていると。国全体の医療費が確実に増えてきていると。それで、経済新聞の出された地方都市北海道の例が出されていますが、我が町としては低く抑えてありますということでもあります。そのほかにも、ドックサービス関係にも負担を少なくしていると。しかし医療費は確実に伸びるということで、皆さんご理解をいただきたいというお話、答弁でしたが、今時点では町長どのように考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、短時間にできる限りお願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） よろしいですか。

町長。

○町長（小林則幸君） 田辺議員さんにお答えします。

私、3月11日の赤旗、非常に赤旗興味深く読んでいます。種々やっぱりこういう問題点を私もどういふことがあるのかと読んでいます。3月11日いただいた新聞、私国保関係あったから読んでいます。その中に、2面で大阪市の場合、40歳の夫婦と子供2人世帯で年間所得割だと国保税が45万円かかると書いてあります。うちの町はどうかということで実は試算をさせたのですが、うちは34万3,000円です。非常に大阪市やそういうところと比較しますと、これ私はこの記事を見てきょうこれちょっと試算してくれと言いましたら、医療と介護合わせますと34万3,000円です。そうすると、おお、出雲崎町は健闘しているなと。田辺議員に怒られることはないのではないかなというように私は感じています。ということは、いろいろ質問いただいているが、うちの町はそういう関係では最善の努力をしている。そういうことをまずお認めいただきたい。

○議長（高橋速円君） 4番。

○4番（田辺雅巳君） 我が党の新聞赤旗、読んでいただきましてありがとうございました。

それつけ加えておきますが、質問したい項目について短時間をお願いしたいと思います。基金繰越金の金額、とりあえず二、三年でもいいですが、わかったらちょっとお聞かせ願いたいと思いますし、それで町債が、多分国保はないのですが、これは今度全体になるのですが、全体の基金と繰越金、一般会計と特別会計の基金と繰越金、それに対する町債どのくらいあるのか。それで、差し引きすると大体町はどのくらいのお金が保有されているのかという現状がわかるものですから、それちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、そうすればわからぬようでありますので、とりあえず……

〔「同じ質問ですか」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時48分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

○議長（高橋速円君） 引き続き質問願います。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳君） 国保会計の基金と繰越金、全体的に合わせると2億5,000万円。これは、12年度私の記憶ではちょっと若干の前後はしていますが、一応はそれぐらいで推移しているということでもあります。

それと、全体的に見ると、基金と繰越金、特別会計もみんな含めてです。それから町債を引きますと、実質的にマイナス15億円ですか、そのぐらいになるのです。ところが、13年度になると、ちょっと戻りますが、約52億円ですか、そのぐらいになっているのです。だんだん借金の方が大分減っていますね。そして見ると、とりあえずさっきに戻りますが、基金どのぐらい繰越金と積立金があれば引き下げることができるのかどうか、そこら辺町長、ちょっと聞かせていただきたいと思いますのですが。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） これにつきましては、常にご質問が出ておりますので、お答えをしておるわけですが、出雲崎町国民健康保険の運営準備基金の設置管理及び処分に関する条例第6条第1項第1号にありますように、保険税の引き上げを緩和する必要があると認めたときということが大原則ということになっておるわけでございます。

そういう中に、常に申し上げておりますように、今後ご承知のように20年4月から後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、国保会計にも相当の影響が出るだろうということが予測もされてお

ます。また、予測しないような大きな病気、風邪等、出た場合には直ちに保険税にはね返ってくるわけでございますので、そういう極端な引き上げとかそういう激減緩和、いわゆる平均的に他町村と比較したときに町が突出して高いというときには、この激減緩和で保険税を上げないために、この基金の一部充当ということも考えられますが、今のところ先ほどちょっと申し上げましたが、ご紹介されているような中でも出雲崎町は、保険税はおおむね他に比較して若干でも下がっておるということでございますので、不測の事態に備えて安全的な各基金の確保運営をすることによって、国保事業が円滑にいくということを私たちの判断で、また議会の皆様のご理解いただきながら予算措置もさせていただいているということでございますので、保険税を引き下げるのは簡単です。この基金を取り崩しますれば簡単なのですが、一たんそういう事態が生じると、今度は極端に保険税が上がるということになると、町民の皆さんも戸惑いを感じているということでございますので、長期的に安定的に運営をする、そのいわゆる適切なる基金ということで今考えております。できるだけ国保税を上げないようにという努力をしながら、ここの基金も柔軟に対応させてもらっているということです、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 4番。

○4番（田辺雅巳君） ありがとうございます。

それで、不測の事態についてはまた後でちょっとお聞きしたいと思いますが、今条例が出ましたので、ここにも私条例あるのだけれども、7条、ちょっと聞かせてもらいたいのですが、基金に関し必要な事項は町長が別に定めるというふうに書いてありますが、この項目はどういう意味ですか。これ引き下げ対象には入っていない、取り崩しとかそういうのは入っていないのですかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 先ほどから申し上げますいわゆる出雲崎町の基本的なルール、条例はあります。その条例の中に定めた以外の突出した不測の事態があった場合には、町長裁量でそれに対応できるのだということの条文が掲げてあるということです、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳君） 6条の2項のところに、費用に不足を生じたときというふうに書いてありますし、引き上げ緩和するというふうな項目もあります。

そのほかに、7条で基金の管理に関する必要な事項ということで町長が別に定めるというふうになっているのです。そこら辺です。だから、7条について見解ちょっと聞かせていただきたいです。

○議長（高橋速円君） 今の答弁でいいのではないですか。

○4番（田辺雅巳君） 通常変わらないみたいなものですから、また別ちょっと角度変えてみたいと思います。

不測の事態ということで、給付費が急に高くなることを激減緩和するために基金はあるということなのですが、過去5年間ぐらいでもいいですが、今まで基金及び繰越金を崩したことがありますかどうか、ちょっと聞かせてください。激減緩和みたいな形の措置で減らすことありますか。

○議長（高橋速円君） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） 今手元に資料ちょっと持ってきておりませんが、前に町長の方で答弁されておりますが、あります。

○4番（田辺雅巳君） 何年ですか。

○町民課長（徳永孝一君） ちょっと今手元に資料がないので、よろしければ後でお願いします。

○4番（田辺雅巳君） はい、わかりました。

しかも前かどうか、ちょっとわかりませんか。二、三年ぐらい前だったかどうか、そこ。ちょっとわかりませんか。

○議長（高橋速円君） それが今の議員の質問の要旨とどうつながるわけ。それをきちんと言わなければ、今もう激減緩和しないというのが町長答弁だから、それをきちんと理論づけてくれないと、非常に何か数字の末梢だけをいじるという気が私はします、議長として。

○4番（田辺雅巳君） 数字の末梢ではないのですが。

○議長（高橋速円君） だけれども、話がつながらないと議論がかみ合わないと思います。

○4番（田辺雅巳君） だから、6月と9月議会に私が一般質問しているのです、国保税引き下げのことで。基金のことでまた言っているのです。町長が答弁しているのです。取り崩しができないということなのです。だから……

○議長（高橋速円君） 変わらないと言っているのだから。

○4番（田辺雅巳君） だから、それについて理論的にこっちの方は説明するわけです、取り崩しがなぜできないのかということで。そのために……

○議長（高橋速円君） いや、だから、そうであれば通告のところにみんなそういうのを添付するなり何なりして、そうでないと、資料持っていないのだから、それは一問一答とは言いながら、ちょっとこれは事務方にはきついと思います。

○4番（田辺雅巳君） はい、わかりました。

ちょっと……

○議長（高橋速円君） 時間だけが経過するから。

○4番（田辺雅巳君） そういう点では、確かに資料事前に渡しておくというのはありましたけれども、基本的には6月と9月に答弁しているのです。だから、それを踏まえての話なのです。さっき条例が出たものですから、新たにちょっと聞いたものです、これは。

それで、さっき言いましたように、過去5年間基金取り崩したことがありますかということで、今わからないということなので、後で聞かせていただきたいと思います。それで町長は財政は他

町村に負けない基盤を持って自負しているということでありますが、私はあえて言うならば、配当何もしないというふうにとりかねられない状態だと思っているのです。それで、保険者から多額の保険料を皆さんからいただいているわけですね。それで、ため込んだ積立金があり……ため込んだというか普通の積立金ですが、我々からしてみると22億円ですかあるということは、ため込まれているのにごく等しい状態と思っているのです。それで、このため込んだ積立金、これを住民に返すことはしないのでしょうか。その辺ちょっと確認したいのですか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） お金があるから仕事をしないということは、いささかちょっと私ども申し上げなければならないわけですが、お金は、私はもう常に自分の、これ議会の皆さんからもご理解いただきたいし、議員の皆さんも同じだと思うのです。常に衣食足りて礼節を知るというか、特に町村経営は財政が安定をしていることによって、いわゆる積極化に取り組むべきこと、そういう緊急事態が生じたときには、もういつでも対応できる。特にまた、災害でもあったらどんなことにも対応できるという安定的な財政運営をしなければならない、これが基本なのです。

金を崩して皆さんに配分したりするの、これは簡単だ。いつときは喜ばれるでしょうが、必ずそのツケは回ってくる。常に申し上げているのですが、例えば今平均的に6万円、7万円の保険料を半分にしてしまうと。これは喜ばれるでしょう。おお、これはいいことだ。いや、ありがたい。よく頑張ってくれたと思ったとたん、一、二年のうちに逆にその倍以上また出さなければならない状況が必ず出るのです。そのときにどういう反応が出るのか。少なくとも平均的に安定的に皆さんが他と比較しても、例えば人間ドックにしようとするサービスにしよう、他には劣らないという事業を進めながら、なおかつ国保税も他と比較してまあまあの線。例えばあなたのこの赤旗に書いてある短期医療証の問題とか資格証明書、うちの町なんか資格証明書一つも出していません。あるのです。だから、出さない、私たちは。短期医療証で対応している。本当は資格証明書出さなければです。あなたここに書いてある。出さなければならないと。出さないのです。これが町の姿勢ではないですか。だから、金があるからそれを直ちに国保の加入者に返せというのは、これは無謀な発言だと私は思う。安定的に一たん緩急状態があったときに、必ず皆さんにおこたえができる盤石の体制を持って常に臨むということは、精神的にも発想的にもいい面が生まれてくるのです。ある金を全部たたくの簡単です。私は絶対それはしない。私の方針なのです。これ議会の皆さんから認めていただいている。それを理解していただきたい。ただ、国保のあるからこの金多過ぎるからやれ。簡単です。ここでさせるのは簡単なのだ。でも、必ずそのはね返りくるのです。そのときに皆さんがどう言うのか、そういう点も考えていただきたいということです。

○議長（高橋速円君） 4番。

○4番（田辺雅巳君） 施策を積極的に取り組むという点からいえば、私も積極的に取り組んでほしいのです。

なぜかという、ここにはないのですが、循環バスの問題とか老人ホームの問題、待機者がおりますから、そこら辺の関係でできる限り基金を取り崩してほしいのですが、活用してもらいたいのですが、とりあえず国の基準からいけば25%、これまで答弁がされました。1億1,000万円か。だから、差し引きしますと1億1,000万円ぐらい余分があるという計算になるのです。計算はシビアです。そういう数字が出てくるのです。それで、町長が国保税半分にしたらどうかとすぐ言うけれども、私は半分とかこういうの言っていないのです。とにかく何年かごとに徐々に減らしていつてもらいたい。一気にふやせるといろいろ困る面が出てきますから、そうだけれども、基本的には基金を取り崩して国保税下げてほしいということなのです。それで、半分に国保税が下がったとしても、その後急激に高くなると。だから、そういうことがあるかどうかは今課長さんあたりに激減緩和というところでそういうのがあるのかどうか、それ聞いたのです。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 基本的にちょっと食い違いございます。

今あなた国保税を基金等を、例えば待機者があると。老健施設なり特別養護老人ホームなり、そういうものに振り向けて、そういう皆さんに対応しなさいという発言ですね。

○4番（田辺雅巳君） いえいえ……

○町長（小林則幸君） そういう発言もあったから、それは違います。それは、特別会計、国保運営基金というのは、もう絶対そういうものに向けられないのです。そういう安易なお考えは排除していただきたい。

そして、あなたはこの前数年間のうちに国保税を下げた、そういうものをあれした、激減緩和した。そういつてどういうはね返りあったとおっしゃるが、私たちは常に念頭にあるものは、通年ペースの国保税をできるだけ上げる状況はあっても上げないということなのです。安定的に横並びに、状況というのは変わってくるのです。いわゆる生産年齢の一番お金を持っている人たちはここに入っていないのです。お年寄りの皆さんと、残念ながら低所得の皆さんが構成員なのです。そうすると、7割軽減、さっき言うように7割、3割、2割引き、そういう皆さんもたくさんおられるのです。それちょっと会合されたことあるのですか、構成の段階。どういう7割軽減が何人あってどうだということ。非常に厳しいのです。だから、そういう状況を十分勘案をし、平均的に上げなければならない要素はあるのだけれども、上げないようにその基金を充当、対応しながら、保険税を上げないということなのです。安定的に一線を持って皆さんからご理解得たいと。だから、今うちの町の国保税が高いとかサービスが悪いというのは私はちょっと聞いていないのですが、そういう意味のやっぱり個人の見解は、それはいろいろあるでしょうが、それは受けとめてなければならない。しかし、私はやっぱり不特定手数の平均的な行政、国保運営等をやっていかなければならない立場からすると、先ほど来から申し上げているように、上げなければならない要素のときには基金対応して国保税を抑えると、私は常にそれを信じています。そうしなさいと。上げないようにしてくれ

とやっているのです。それが基金がなかったらそういうわけにいかないです。だから、また突発的な事件もあるわけですので、そういう意味で国保運営審議会の皆さんからも十分ご理解いただいていますし、大方の皆さんからもご理解をいただいていますので、田辺議員さんのおっしゃることもそれなりに受けとめさせてもらいますが、それなりにひとつお考えを一考されながら、また町の姿勢もご理解いただきながら、何とかまたご協力もいただきたい。意見は、十分聞かせていただきますし、お答えもしていきたいというふうには思っています。

○議長（高橋速円君） 4番。

○4番（田辺雅巳君） 基金取り崩すことはしないみたいなのですが、それで私もあっちこっち回っているのですが、残念ながら企業の方を回っていないものですから失礼しますが、ちょっと正確ではないかもしれませんが、年金もらっている人です。年金もらっている方、5万円以下とずっと前言っていましたが、普通の年金生活者。それを年金も今だんだん下がってきていますが、それで国保税も今度町民税もちょっと上がるようですが、生活を切り詰めている状態なのです。

ところが、ある人は町の中ではちょっといませんが、豪遊している人もいます。それが実質的に格差社会と言われている、今問題になっているのです。企業からいえば、お金が多くあれば設備投資とかそういうのもしますけれども、基本的には従業員、株配当に回すわけです。お金があるから従業員に回すことできる、株配当するわけです。ある反面、生活を切り詰めているという人たちが多いのです。それから見れば、基金まだあるわけですから、町長が実質的に町からどのぐらい給料ちょっともらっているかわかりませんが、それから税金引いたりして所得は幾らになるのか。普通年金もらっている人たちが税金とかそういうのみんな引かれて、実質的に生活費がどのぐらい残るのか。町長だったら、そんなに基金が多くないとは思っているかもしれないけれども、町民からしてみれば多くあるのです。我々の生活実態からいえば、基金は基本的には多く積み込まれているという認識なのです。町長はどういう考えかわかりませんが、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいのです。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 一般的なことはともあれ、企業が利益を出したら配当で株主に還元するというお話ですが、ちょっと企業と自治体の仕組みが違っているのですから、我々是不特定多数の皆さんに行政サービスをするというのが基本なのです。出資をした、多くをした人にもうかったからそれを還元する、これ企業原理です。これはそれでいいでしょう。でも、私らはそういうわけにいかない。そのために所得の少ない人には7割軽減なり5割軽減なり、相当の減額をしている。それを所得のある人たちが支え合っている。支え切れないものを行政がそれに対してまたなおかつ平等性を厳守しながら、不特定多数の平等性を厳守しながら、お互いに平均的に生きて生活していただけるようにやっているのです。だから、企業原理をここに持ち込んで、金があるのだからみんな町民に返せというのは、これはちょっと無謀です。これはできないです。

○議長（高橋速円君） それは後で、全員協議会とかで資料を出してやってください。

もう時間も来ています。それと同時に本旨からずれていますから、一般のこの通告と違うでしょう。今のもので言うと、どうしても違う形などの質問になっています。だから、これで最後です。もう時間なので、本当はここで切りたいけれども、あえて1問だけ、きちんとした質問もう一回してください。それで終わります。

○4番（田辺雅巳君） それで、条例改正について一応提案でさせていただきます。基本的には基金を取り崩すということで、その項目を入れていただきたいということであります。それと、積立金は一刻も早く、全額とは言いませんが、国の25%、給付費の25%、これまでできる限り引き下げてもらいたいというふうに思っていますが、違いますか。

○議長（高橋速円君） 町長、最後の質問にしたいです。

○4番（田辺雅巳君） それで聞かせていただきたいということで終わりです。

○町長（小林則幸君） 質問ではなくてご提案で、条例改正をすべきということですが、これは私の方で提案する気持ちはございません。私はないです。

ただし、議員発議で議員のそういう形で出されるのは、これはやぶさかでない。私の方では、今の国民健康保険運営基金条例、この改正をする意図はございません。

○議長（高橋速円君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋速円君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時14分）

第 3 号

(3 月 16 日)

平成19年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成19年3月16日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第14号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 第 2 議案第15号 出雲崎町副町長定数条例制定について
- 第 3 議案第16号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 4 議案第17号 出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定について
- 第 5 議案第18号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第19号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第22号 出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第23号 財産の無償貸付けについて
- 第 9 議案第25号 長岡地域広域行政組合規約の変更について
- 第10 請願第 1号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願書について
- 第11 陳情第 1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情について
- 第12 議案第20号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第24号 長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第15 議案第26号 寺泊老人ホーム組合規約の変更について
- 第16 議案第27号 町道の路線認定及び路線変更について
- 第17 陳情第 2号 「日豪EPA／FTA交渉に対する」陳情書について
- 第18 議案第28号 平成19年度出雲崎町一般会計予算について
- 第19 議案第29号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第20 議案第30号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計予算について
- 第21 議案第31号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第22 議案第32号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

- 第 2 3 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
 - 第 2 4 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第 2 5 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
 - 第 2 6 議案第 3 6 号 平成 1 9 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
 - 第 2 7 議案第 3 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第 2 8 議案第 3 8 号 教育委員会委員の任命について
 - 第 2 9 発議第 2 号 最低賃金の引き上げ及び制度の抜本改正を求める意見書について
 - 第 3 0 発議第 3 号 日豪 E P A（経済連携協定）／F T A（自由貿易協定）交渉に関する意見書
について
 - 第 3 1 議員派遣の件
 - 第 3 2 委員会の閉会中継続審査の件
 - 第 3 3 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１０名）

１番	小 林 泰 三 君	２番	田 中 政 孝 君
３番	中 川 正 弘 君	４番	田 辺 雅 巳 君
５番	田 中 元 君	６番	中 野 勝 正 君
７番	南 波 榮 一 君	８番	山 崎 信 義 君
９番	日 山 正 雄 君	１０番	高 橋 速 円 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 則 幸 君
助 役	小 林 忠 敏 君
教 育 長	佐 藤 亨 君
総 務 課 長	山 田 正 志 君
町 民 課 長	徳 永 孝 一 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 信 男 君
産 業 観 光 課 長	加 藤 和 一 君
建 設 課 長	玉 沖 馨 君
教 育 課 長	関 川 政 敏 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	河 野 照 郎
書 記	小 野 塚 千 春

◎開議の宣告

○議長（高橋速円君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円君）　議会運営委員長から、本日議会運営委員会を開催し、本日の議事日程に関し、お手元に配りましたとおり決定した旨報告がありました。ご協力願います。

◎議案第１４号　出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について

議案第１５号　出雲崎町副町長定数条例制定について

議案第１６号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第１７号　出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定について

議案第１８号　出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１９号　出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２２号　出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２３号　財産の無償貸付けについて

議案第２５号　長岡地域広域行政組合規約の変更について

請願第　１号　プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願書について

陳情第　１号　関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情について

○議長（高橋速円君）　日程第１、議案第14号　出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、日程第２、議案第15号　出雲崎町副町長定数条例制定について、日程第３、議案第16号　地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、日程第４、議案第17号　出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定について、日程第５、議案第18号　出雲崎町職員の勤務

時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第19号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第22号 出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第23号 財産の無償貸付けについて、日程第9、議案第25号 長岡地域広域行政組合規約の変更について、日程第10、請願第1号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願書について、日程第11、陳情第1号 関東・甲信越・北陸地域各県の中で最低額となった、生活保護基準以下の「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める陳情について、以上議案9件、請願1件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案9件、請願1件、陳情1件は、総務文教常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中元議員。

○総務文教常任委員長（田中 元君） それでは、総務文教常任委員長報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案9件、請願1件、陳情1件の審査のため、3月14日午後1時30分から議員控室において、委員全員が出席し、助役、教育長、総務課長、町民課長、教育課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。委員会の結果については別紙のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第14号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更については、後期計画の変更、産業の振興、交通、通信体系、生活環境の整備などで計画額が区分全体の2割を超えるため、議会の議決が必要となること。

次に、議案第15号から第17号は、地方自治法の一部改正に伴う条例の制定、廃止、文言を改めるものであります。議案第15号は、出雲崎町副町長定数条例の制定は、助役が副町長に、収入役が会計管理者に改められ、副町長を定数1名と定めたものです。

議案第16号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定では、町各条例の文言を改めるものであります。

議案第17号 出雲崎町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定は、収入役が廃止されるための条例制定であります。

議案第18号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定は、休憩時間、服務規程の改定をするものです。

議案第19号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定は、人事院勧告に基づく改正で、扶養手当、管理職手当の定額化、療養休暇の給与を改正するものです。

議案第22号 出雲崎町特殊児童生徒の就学援助に関する条例及び出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定は、学校教育法等の一部改正に伴う文言の改

正であります。

議案第23号 財産の無償貸付けについては、財団法人少林寺憲法連盟、新潟県連盟が旧出雲崎小学校体育館を連盟が改修し、4月から道場、研修センターとして使用するのためのものです。

議案第25号 長岡地域広域行政組合規約の変更は、長岡市の合併に伴う組合議員の定数改正と地方自治法改正による文言、条文の整理を行うものです。

議案9件とも慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号のプライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願書については、市場化テストで住民プライバシーの侵害、個人情報漏洩につながるおそれがあるから、採択との意見と当町においては時期、状況においても採択は必要ないという意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

最後に、陳情第1号については、慎重審査の結果、全員異議なく採択と決定いたしました。また、委員会から議案として提出することも決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会委員長報告といたします。終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案9件、請願1件、陳情1件の総務文教常任委員長報告11件を採決します。

最初に、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号を採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

したがって、原案について採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議がありますので、起立によって採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円君） 起立全員。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第20号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について

議案第26号 寺泊老人ホーム組合規約の変更について

議案第27号 町道の路線認定及び路線変更について

陳情第2号 「日豪EPA／FTA交渉に対する」陳情書について

○議長（高橋速円君） 日程第12、議案第20号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議案第24号 長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について、日程第15、議案第26号 寺泊老人ホーム組合規約の変更について、日程第16、議案第27号 町道の路線認定及び路線変更について、日程第17、陳情第2号 「日豪EPA／FTA交渉に対する」陳情書について、以上議案5件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案5件、陳情1件は、社会産業常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、南波榮一議員。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） 社会産業常任委員長報告をいたします。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託をされた議案5件、陳情1件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。審査は、3月14日午前9時30分より説明員の出席を求めて、委員全員が出席して行いました。審査の過程において述べられた主な質疑、意見について報告します。

議案第20号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、述べられた意見等はありませんでした。

議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、建設課長より補足説明を受け、4月からの新たに民間事業参入による建て売り分譲販売について、業者側からの要請かどうかの質疑がありました。

議案第24号 長岡市・出雲崎町介護認定審査会共同設置規約の変更について、議案第26号 寺泊老人ホーム組合規約の変更についてを一括議題とし、述べられた意見等はありませんでした。

議案第27号 町道の路線認定及び路線変更については、述べられた意見等はありませんでした。

以上のような審査経過を踏まえ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第2号 「日豪EPA／FTA交渉に対する」陳情については、農業の基幹作物である米にも多大なる影響が予想されるEPA、FTAについての理解が深まらないなどの意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案5件、陳情1件の社会産業常任委員長報告6件を採決します。

最初に、議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号を採決します。

議案第26号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号を採決します。

議案第27号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第28号 平成19年度出雲崎町一般会計予算について

議案第29号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第30号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計予算について

議案第31号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第33号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第34号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第35号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第36号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（高橋速円君） 日程第18、議案第28号 平成19年度出雲崎町一般会計予算について、日程第19、議案第29号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第20、議案第30号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計予算について、日程第21、議案第31号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第22、議案第32号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第23、議案第33号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第24、議案第34号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第25、議案第35号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第26、議案第36号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案9件は、予算審査特別委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中元議員。

○予算審査特別委員長（田中 元君） それでは、予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議において付託されました議案9件の審査のため、3月9日午前9時30分よ

り本会議場において委員全員が出席し、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催いたしました。委員会における審査の結果については別紙報告書のとおりであります。その審査経過について報告いたします。

議案第28号 平成19年度出雲崎町一般会計予算については、2款総務費の中、企画費、財産管理費、50周年記念事業費、一般旅券発給準備費等で質疑があり、3款民生費、4款衛生費においては、住民サービス向上のための予算増額についての質疑がありました。6款農林水産業費では、農業振興費でいろは解体、水産業費で荷捌所の強化工事、農地費、農業委員会費等に質疑がありました。また、8款土木費については、土木農地費でこれからの通信システムの中心となる光ネットワーク、道路新設改良費で通学バス路線の拡充に伴う道路改良などについて質疑が行われ、行政全般にわたっては歳入の変化に伴う中、これからの行政運営はどうするかなどの質疑がありました。審査後、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、国保基金についての質疑があり、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計、議案第31号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計、議案第32号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計、議案第33号 出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計、議案第34号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計、議案第35号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計及び議案第36号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計の7件については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号から議案第36号まで、予算審査特別委員長報告9件を採決します。

最初に、議案第28号を採決します。

議案第28号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号を採決します。

議案第29号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号から議案第36号まで、議案7件を一括して採決いたします。

議案第30号から議案第36号まで、議案7件に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第36号まで、議案7件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋速円君） 日程第27、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第37号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、委員をお願いしております佐々木貞治委員の任期が平成19年3月21日をもって満了となります。その後任として大字井鼻の遠藤清氏をお願いいたしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） この際しばらく休憩いたします。

（午前10時01分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時02分）

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円君）　起立全員。

したがって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第38号 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋速円君）　日程第28、議案第38号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

〔教育長 佐藤 亨君退場〕

○議長（高橋速円君）　提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君）　ただいま上程されました議案第38号につきましてでございますが、教育委員をお願いしておりました佐藤亨委員の任期が平成19年4月1日をもって満了となります。佐藤亨氏は、1期4年の実績と、また昨年6月から教育長として知識、経験も豊富な人であり、引き続いて委員をお願いしたく提案するものであります。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君）　この際しばらく休憩いたします。

（午前10時04分）

○議長（高橋速円君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時05分）

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円君）　起立全員。

したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔教育長　佐藤　亨君着席〕

◎発議第2号　最低賃金の引き上げ及び制度の抜本改正を求める意見書について

○議長（高橋速円君）　日程第29、発議第2号　最低賃金の引き上げ及び制度の抜本改正を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中元議員。

○総務文教常任委員長（田中　元君）　それでは、今提出しました最低賃金の引き上げ及び制度の抜本改正を求める意見書について説明申し上げます。

新潟県の最低賃金が甲信越、北陸6県の中で一番低い数値となっております。この引き上げ、それから制度の抜本改正を行うことにより、労働組合組織が弱い中小企業で働く人たちの賃金の底上げに結びつくと考えています。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第3号 日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に関する意見書について

○議長（高橋速円君） 日程第30、発議第3号 日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、南波榮一議員。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） ただいま上程されました意見書に対して、若干説明をいたします。

本年から開始するとされている日豪EPA、経済連携協定、それからFTA、自由貿易協定交渉に対し、豪州政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張しておるものと見られます。そのようなことから、農産物に対する農家の負担、日本経済に対する影響が甚大なるものと考えられるという立場で、この交渉について反対をするという意見書の内容でございます。反対というよりも、そういう協定交渉をするなという内容でございます。特に今申し上げましたように、仮に交渉をするに当たっては米、小麦、乳製品、砂糖など、農林水産物に対する風当たりが非常に強くなるということで、これを品目から除外をしてほしいと、万一これが今申し上げましたように受け入れられない場合には中断をせよという内容でございます。

こんなようなことで、いろいろと農業、農村におきましては多面的に国内需給に関する食糧安定保証、その他が非常に影響すると思いますので、農業も共存できる貿易ルールに乗って交渉が確立されることを望むという内容でございまして、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出

するものであります。

あて先は、ちなみに内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣あてでございます。

以上、終わります。ご賛同いただきたく、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第３号は、会議規則第39条第２項の規定により委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第３号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（高橋速円君）　日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中継続審査の件

○議長（高橋速円君）　日程第32、委員会の閉会中継続審査の件を議題とします。

社会産業常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。社会産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君）　異議なしと認めます。

したがって、社会産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

○議長（高橋速円君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋速円君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時13分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

出雲崎町議会議長 高 橋 速 円

署名議員 南 波 榮 一

署名議員 山 崎 信 義